都立高校改革推進計画
新実施計画（第二次）

～生徒一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むために～

平成 31 年 2 月

東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、時代や社会の変化、また、それに伴って多様化する教育ニーズに適切に応える学校であることを目指して、都立高校の改革を進めてきました。具体的には、平成９年９月に、平成９年度からの 10 年間を見通した長期計画として、都立高校改革推進計画を策定し、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応してきました。また、計画期間の終了後においては、10 年間の取組の成果検証を行い、都立高校の現状と課題を明らかにした上で、更なる取組を進めるため、平成 24 年２月に、新たな都立高校改革推進計画（計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度）を策定し、現在に至るまで、それに基づく取組を進めています。

現在は、当時の我が国の高校教育を巡る状況や東京都政の動向等を踏まえて、平成 28 年２月に改訂した都立高校改革推進計画と、そのもとに策定した新実施計画に基づく取組を進めているところですが、新実施計画の実施期間が本年度末までであることから、今般、現行の都立高校改革推進計画のもとでの最後の実施計画となる新実施計画（第二次）を策定することとしました。

新実施計画（第二次）は、新実施計画に引き続く実施計画として、これまでの取組による改革の流れを途絶えさせることなく、着実に推進していくこととしていますが、一方で、新実施計画の策定以降も、都立高校を取り巻く環境は大きく変化し続けており、こうした変化に対応するための新たな取組も求められています。

一例を挙げれば、情報技術の革新的な進化が社会の在り方に変革をもたらしつつあり、それらに対応するため、国において、高等学校学習指導要領の改訂や高大接続改革等により、学びの質的転換が図られようとしています。また、平成 34（2022）年度には、成年年齢が 18 歳以上に引き下げられることから、ほとんどの生徒が高校在学中に成人となり、成人としての社会的自立が求められることになります。さらには、現在、東京は、世界有数の成熟都市として、あらゆる分野において我が国の中心的な役割を果たしていますが、それを支える人材は、近い将来、他の自治体と同様、減少に転じると予測されています。

東京都教育委員会においては、このような変化の激しい社会の中にあるからこそ、生徒を真に社会人として自立した人間に育成することが、都立高校の役割であり、責任であるとの認識のもと、全ての生徒に、これからの社会を生き抜く力を育成するための取組を、新実施計画（第二次）に基づいて推進してまいります。

都立高校は、これまでも、教育関係者や保護者の方々をはじめとして、都民の皆様の御理解、御支援のもと、発展を遂げてきましたが、今後は、多様な人材が集積する東京の強みを生かして、企業や大学、地域社会等、更に多様な主体との連携を深め、「都立」高校として、東京に支えられながら、東京、更には我が国の将来を支える人材の育成を目指してまいりますので、都立高校及び東京都教育委員会に対して、一層の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

平成 31 年２月

東　京　都　教　育　委　員　会

目　次

はじめに

第１部　都立高校改革の推進

1　都立高校改革に向けたこれまでの取組 …… 3
2　今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方 …… 7
3　都立高校改革推進計画の目的と目標 …… 10
4　都立高校改革推進計画の性格 …… 11
5　都立高校改革推進計画の体系図 …… 12

第２部　都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）

目標Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成　17

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成
【知】 …… 18
【徳】 …… 31
【体】 …… 36
2　グローバル人材の育成 …… 41
3　オリンピック・パラリンピック教育の推進 …… 53
4　社会的・職業的自立意識の醸成 …… 56
5　都立高校における特別支援教育の推進 …… 60

目標Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進　63

1　国際色豊かな学校の拡充 …… 64
2　専門高校の改善 …… 66
3　中高一貫教育校の改善 …… 72
4　定時制課程・通信制課程の改善 …… 74
5　島しょ高校の改善 …… 79
都立高校等の配置計画・学科の改編等 …… 82

目標Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備　85

1　組織的な学校経営の強化 …… 86
2　教員の資質・能力の向上 …… 91
3　安全で環境に優しい施設整備 …… 98
4　就学機会の適正な確保 …… 103
5　社会の変化に対応した入学者選抜の改善 …… 107
6　課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実 …… 110

資料

第1部　都立高校改革の推進

1　都立高校改革に向けたこれまでの取組

2　今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方

3　都立高校改革推進計画の目的と目標

4　都立高校改革推進計画の性格

5　都立高校改革推進計画の体系図

1　都立高校改革に向けたこれまでの取組

（1）都立高校改革推進計画（平成９～ 18 年度）の策定

都教育委員会は、生徒の多様化や急激な生徒数の減少等に対応するため、平成９年９月に、都立高校の改革に関する総合的な計画である都立高校改革推進計画を策定しました。これに基づいて、２次にわたる実施計画（第一次実施計画（平成９年９月）、第二次実施計画（平成 11 年 10 月））と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まりなどを踏まえた、都立高校改革推進計画・新たな実施計画（平成 14 年 10 月）を策定し、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施してきました。

具体的には、新しいタイプの高校の設置や学区の撤廃等により、中学生の進路選択における選択の幅を広げるとともに、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化等に取り組みました。これらの取組により、都立高校の生徒の中途退学率の低下や大学等への進学実績の向上、都立高校の入学者選抜の応募倍率の回復等の成果を挙げてきました。

（2）新たな都立高校改革推進計画（平成 24 ～ 33 年度）の策定

都立高校改革推進計画・第一次実施計画の策定

都教育委員会は、平成９年に策定した都立高校改革推進計画の計画期間（10 年間）の成果検証や、中学生や高校生を含む都民、企業、大学等を対象とした都立高校に対する意識調査を実施し、それらも踏まえた上で、平成 23 年９月に、「都立高校と生徒の未来を考えるために－都立高校白書（平成 23 年度版）－」を公表し、生徒の学力や体力、規範意識、職業的自立意識、教員の資質・能力や学校の経営体制等についての現状と課題を明らかにしました。

また、国においては、平成 18 年 12 月に教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法の改正が行われるとともに、平成 21 年３月には、教育基本法の改正も踏まえ、高等学校学習指導要領の改訂が行われました。

都教育委員会においては、これらの状況を踏まえ、都立高校が都民の期待に応えていくためには、都立高校が抱えている課題の解決に向けて計画的に取り組んでいく必要があるという認識に基づき、平成 24 年２月に、

Ⅰ　社会的自立の基盤となる力の確立
Ⅱ　変化する社会の中での次代を担う人間の育成
Ⅲ　生徒の育成を担う教員の資質・能力と学校の経営力の向上
Ⅳ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進
Ⅴ　質の高い教育を支える教育諸条件の整備

の五つの目標により構成される、第２期となる新たな都立高校改革推進計画と、当初４年間の具体的な取組の実施計画である第一次実施計画を策定しました。

都立高校改革推進計画・新実施計画の策定

平成 24 年度以降、都教育委員会においては、都立高校改革推進計画・第一次実施計画に基づく取組を着実に推進してきました。

一方で、その間も、国において、高校教育と大学教育、大学入学者選抜の一体的改革を進めるための高大接続改革の実現に向けた検討や、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の策定に向けた議論が本格化するなど、都立高校だけではなく、我が国の高校教育全体を取り巻く環境に更に大きな変化が現れつつありました。

また、東京都政においても、平成 25 年 9 月に、国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）総会において、東京が、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に決定されるとともに、平成 26 年 12 月には、東京都の将来像を描く東京都長期ビジョンが策定されました。さらに、平成 27 年 11 月には、総合教育会議における教育委員会との意見交換を踏まえ、知事が東京都教育施策大綱を策定しました。

これらの状況を踏まえ、より良い都立高校を目指していくためには、教育基本法の理念や学習指導要領の基本的な考え方を堅持しつつ、それらに加えて、高大接続改革や新学習指導要領への対応、グローバル人材の育成に向けた取組の強化、ニート・フリーターなどの若年者の就業問題の解決に資する取組の推進といった新たな課題に向き合うことが必要となっていました。

そのような観点から、都教育委員会においては、教育内容の充実や教育環境の整備に向けて、中長期的視点に立ち、これまでの枠組みにとらわれない広範な取組を展開していくことを目的として、平成 28 年 2 月に、都立高校改革推進計画の一部改訂を行いました。また、それと併せて、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の取組の実施計画についても、第一次実施計画に引き続く第二次の実施計画としてではなく、新たな取組を数多く盛り込んだ新実施計画として策定することとしました。

新実施計画（平成 28 ～ 30 年度）の主な取組

目標Ｉ　次代を担う社会的に自立した人間の育成

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成

- 義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して学習支援を行う校内寺子屋を設置し、放課後や休日等に外部人材を活用した支援を行っています。
- 全ての都立高校における「主体的･対話的で深い学び」の実現に向けて､「アクティブ･ラーニング推進校」において、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶための学習方法の開発を進めています。
- 一人一台の情報端末を活用して、授業改善や効果的な学習方法の研究を行う「ＩＣＴパイロット校」を指定し、ＩＣＴによる教育活動の充実に向けた先駆的な取組を進めています。

2　グローバル人材の育成

- 英語教育推進校において、オンライン英会話の導入、英語の学習到達目標であるＣＡＮ－ＤＯリストの作成、英語の４技能「聞く」「読む」「話す」「書く」を測る外部検定試験の受験への支援等を通じて、英語の４技能を確実に身に付けさせるための取組を進めています。
- 日本の伝統・文化を理解し、そのすばらしさを海外に発信していくため、伝統芸能鑑賞教室の実施を推進しています。

3　オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 多様な価値観をもつ人々と協力・協働しながら課題を解決する力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティ、豊かな国際感覚等を醸成するため、全ての都立高校でオリンピック・パラリンピック教育を展開しています。

4　社会的・職業的自立意識の醸成

- 道徳教育とキャリア教育の一体化を図った、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を開発し、全ての都立高校で実施しています。
- 企業と連携してビジネスを実地に学ぶ機会を設け、創造的な能力と実践的な態度を身に付けることを目的として、ビジネス科の設置とともに、企業や地域社会と共同し必要な授業支援を行う「商業教育コンソーシアム東京」の設置・運営を行っています。

5　都立高校における特別支援教育の推進

- 東京都特別支援教育推進計画に基づき、教育環境の整備や指導内容の充実等を通じて発達障害教育を推進しています。

目標Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

1　国際色豊かな学校の拡充

- 国際社会で通用する人材を育成するため、新国際高校（仮称）や小中高一貫教育校の設置に向けた準備を進めています。
- 国際高校において、公立高校では全国で初となる国際バカロレアのディプロマ・プログラムを着実に実施し、国際バカロレア資格を取得した生徒の海外大学への進学を促進するなど、我が国の国際バカロレア教育を先導する取組を進めています。

2　専門高校等の改善

- 東京版デュアルシステムを更に推進するため、平成 30 年度に葛西工業高校と多摩工業高校にデュアルシステム科を設置しました。
- ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援し、ものづくり産業を担う人材を育成するため、平成 30 年度に中野工業高校をエンカレッジスクールに指定しました。
- 保育人材や介護人材の育成等に向けた専門教育を展開する家庭・福祉高校（仮称）の設置に向けた準備を進めています。

3　定時制課程・通信制課程の改善

- 生徒や保護者のニーズが多様化する中で、チャレンジスクールへの入学を希望する生徒をより多く受け入れることができるよう、チャレンジスクールの新設や規模拡大に向けた準備を進めています。

4　島しょ高校の改善

- 島しょ高校の活性化に向け、島外の生徒が島しょ高校に進学することができるようにするための環境整備を進めています。

目標Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備

1　組織的な学校経営の強化

- 管理職やミドルリーダー層のマネジメント能力の育成や、指標を活用した学校の経営状況の検証・把握等を通じて、計画的で組織的な学校経営の強化に向けた支援を行っています。

2　教員の資質・能力の向上

- 自ら成長しようとする教員の意欲を引き出し、都立高校全体の指導力の向上へとつなげていくため、指導教諭を計画的に任用するとともに、模範授業等を通じて、その優れた指導技術の普及・展開を進めています。
- 英語の４技能の育成や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、ＩＣＴを活用した教育など、社会の変化に伴い求められる教育方法に常に対応していくため、研修等を通じて、専門性の高い教員を育成しています。

3　安全で環境に優しい施設整備

- 生徒の安全･安心の確保とともに、災害時の防災拠点としての機能を充実させるため、非構造部材の耐震化等の防災機能の強化を進めています。また、良好な教育環境の実現に向けて、必要な施設・設備の整備を計画的に進めています。

4　就学機会の適正な確保

- 高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、生徒数の動向や地域バランス等を踏まえ、中長期的な視点に立った就学対策を推進しています。

5　社会の変化に対応した入学者選抜の改善

- 社会の変化に対応して、推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜等の入学者選抜の改善を図っています。

6　課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

- スクールカウンセラーの充実や精神科医の活用の促進、また、ユースソーシャルワーカー等による自立支援チームにより、学校内外から生徒を支援する体制を整備しています。

2　今後の都立高校改革に向けた基本的な考え方

（１）都立高校を取り巻く現状と課題

これまでの都立高校改革に向けた取組により、都立高校においては、多様なニーズに対応した特色ある学校づくりが進み、個々の生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて、自らの学びを選択し、自らが思い描く将来に向けて歩み続けるための学びの場としての役割を果たしてきました。今後も、都立高校が、子供たちの多様なニーズに応えていくためには、以下をはじめとして、社会の変化と、それに伴う都立高校を取り巻く環境の変化に適切に対応していく必要があります。

情報技術の革新による社会の在り方の変革

現在の社会は、第４次産業革命、あるいは、Society5.0 とも称されるほど、ＡＩやＩｏＴといった情報技術が革新的な進化を続けており、人間活動のあらゆる場面において、これらの情報技術との関わりを避けることは不可能となりつつあります。また、情報技術の革新により、これまで障壁と考えられていた時間的・空間的な制約を容易に乗り超えることが可能となり、社会のグローバル化、ボーダーレス化が加速度的に進んでいます。一方で、社会の在り方そのものにも変革がもたらされつつあり、近い将来、人間の労働を軽減するために生み出された情報技術が、その当初の役割を超越して、人間の労働あるいは人間自体を代替し、人間の雇用を奪うのではないかといった予測がなされています。

現在の高校生を含め、子供たちが活躍する将来の社会は、現在の社会と全く異なるものとなることが考えられる一方で、それがどのようなものとなるかを見通すことは困難な状況となっています。

高等学校学習指導要領の改訂と高大接続改革の進展

このような社会の変化に対応していくため、平成 30 年３月に高等学校学習指導要領が改訂され、何ができるようになるかを明確化する観点から、全ての教科等が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱（学力の３要素）で再整理されるとともに、それらの資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が求められることとなりました。この新しい高等学校学習指導要領は、移行期間を経て、平成 34（2022）年度に高校に入学した生徒から全面実施されることから、それも見据えた上で、全ての都立高校において、教育活動の効果の最大化を図るためのカリキュラム・マネジメントの確立が必要となります。

また、高大接続改革についても、より詳細な検討が進められ、平成 30 年度に高校に入学した生徒が高校３年生となる平成 32（2020）年度には、これまでの大学入試センター試験が廃止され、その後継として、大学入学共通テストが導入されるとともに、その中では、思考力・判断力・表現力といったこれからの社会を主体的に生き抜いていくた

めの能力が一層重視されることとされています。さらに、各大学の個別入学者選抜についても、学力の３要素を多面的・総合的に評価する選抜への改革が進められている状況にあります。新実施計画は、上述のように、国におけるこのような高校教育を巡る改革の動向を見据えた上で策定されたものであり、これまでも、新実施計画に基づいて、これらの改革に対応するための取組を進めてきたところですが、今後は、その取組を更に充実・発展させていく必要があります。

東京都教育施策大綱の策定

東京都においては、これからの教育の基本的な方向性を示すものとして、平成29年１月に新たな東京都教育施策大綱を策定しました。大綱においては、東京の将来像を、誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会と位置付けた上で、子供たちを、グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間、共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間へと育成することを目指すこととしています。

また、この東京の将来像や目指すべき子供たちの姿等を踏まえ、①全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現、②新しい価値を創造する力を育む教育の推進、③世界で活躍できる人材の育成、④社会的自立に必要な力を育む教育の推進、⑤悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実、⑥障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現、⑦オリンピック・パラリンピック教育の推進、⑧子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化を重要事項として掲げています。

平成30年度都立高校入学者選抜の実施状況

平成29年度に実施した都立高校入学者選抜においては、都立高校を志望する生徒が前年度に比べ３千人程度減少し、その結果、一部の都立高校においては欠員を生じることとなりました。一方で、個々の都立高校の応募倍率を見ると、全ての都立高校において応募倍率が一律に低下している訳ではなく、都立高校の間でも差異が生まれる状況となっています。

この状況を踏まえると、都立高校が、高校への進学を希望する生徒に就学機会を確保する役割を担う必要があることはもちろんですが、それと併せて、生徒や保護者が求める高校への期待を更に真摯に受け止め、他の高校と切磋琢磨（せっさたくま）しながら、その期待と信頼に応えていくことが求められます。

成年年齢の引下げ

平成30年６月に、成年年齢を満20歳以上と定めていた民法が改正され、平成34(2022)年４月からは、満18歳以上が成年となり、ほとんどの生徒が高校在学中に成年となることとなりました。このため、進学や就職といった進路にかかわらず、義務教育を修了したほぼ全ての者に対して、自立した社会人として必要となる能力を共通して育成することのできる最後の教育機関としての高校の役割がより一層重要となり、全ての生徒の社会的自立に向けた教育の充実が求められることになります。

（２）新たな実施計画の策定に向けて

平成 28 年２月の新実施計画は、高等学校学習指導要領の改訂や高大接続改革の進展など、その当時の国の動向等を見据えて策定したものですが、新しい高等学校学習指導要領が平成 34（2022）年度から、高大接続改革を象徴する大学入学共通テストが平成 32（2020）年度から実施されることとなっているなど、今後、国における高校教育改革が、構想・検討段階から実行段階へとフェーズの移行期を迎えることから、新実施計画に基づく取組を着実に継続していくとともに、更に発展させていく必要があります。

また、東京は、世界でも有数の成熟した都市であり、政治・経済・文化など、あらゆる分野において我が国の中心的な役割を担っています。さらに、その高い都市機能も相まって、国内外問わず、様々な都市・地域からの人材の集積拠点でもあり、東京の教育は、東京がもつこれらの特徴を生かし、大学や企業、地域社会等の多様な主体の協力を得て発展してきました。東京で生まれ育った子供たちが、東京を支える存在へと成長する、これは、東京の発展にとって大きな強みとなり得るものです。一方で、グローバル化が進展し、更に多様性に富むものとなることが予想されるこれからの社会においては、グローバルな視点で考え、行動する力が必要であり、東京の強みを生かしつつ、それらの力を育成していくことが求められます。

ＡＩやＩｏＴといった情報技術がもたらす変革が、将来の社会をどのように変化させるか確証をもって答えることは困難です。しかし、ＡＩがいかに進化しようとも、ＡＩが社会を自動的に形成するものではなく、人間が自ら形成していくものであり、その意味においては、高校教育の役割が、生徒を社会人として自立した人間へと育成することであることには変わりはありません。

そして、平成 32（2020）年には、この東京の地でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることになります。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催やその後の東京の持続的な発展に向けて、真に社会人として自立した人間を育成していくためには、社会全体の変化、さらには、その変化を踏まえた都立高校に期待される役割の変化等を踏まえて、生徒に、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を育成していくことが求められます。

このため、都教育委員会においては、新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として、新実施計画（第二次）を策定することとしました。この新実施計画（第二次）に基づく取組を着実に進めていくことで、生徒一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育成してまいります。

3　都立高校改革推進計画の目的と目標

目　的

教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成する。

具体的には、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会」を実現するとともに、その中で、生徒を「グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間」「共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間」に育成する。

この目的を具現化するため、「教育内容」、「学校設置・課程改善等」、「教育諸条件」の観点から以下の三つの目標を定めるとともに、各目標を達成するため、「全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望･適性に応じた進学･就職につなげ、生徒･保護者の期待・信頼に応える学校づくりの徹底」を基本的な考え方として、各取組の方向（施策）を展開します。

三つの目標

目標 Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成（教育内容）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催とその先を見据え、「知」「徳」「体」の調和がとれ、社会人としての自覚や働く意欲をもち、グローバル化や情報化が急速に進む社会で活躍できる人間を育成します。

目標 Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進（学校設置・課程改善等）

生徒の能力を最大限に伸ばす教育実践の場の充実に向けて、次代を見据えつつ、生徒や社会のニーズを踏まえながら、既存の学科の改善や新たな学校の設置等に取り組みます。

目標 Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備（教育諸条件）

質の高い教育を実現するため、組織的な学校経営の強化、教員の指導力の向上、教員の働き方改革、課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実など、様々な教育条件や支援体制を着実に整備します。

4　都立高校改革推進計画の性格

（１）計画の性格

本計画は、都民の期待に応えるため、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画です。

（２）「都立高校改革推進計画」及び「実施計画」

都立高校改革推進計画は、平成 24 年度から 10 年間を計画期間とする長期計画です。

また、都立高校改革推進計画の実現に向けた具体的な計画である実施計画は、社会状況の変化等を勘案しながら、３年又は４年ごとに策定することとしています。

具体的には、平成 24 年２月に、長期計画である都立高校改革推進計画の策定と併せて、平成 24 年度から平成 27 年度までの４年間を実施期間とする第一次実施計画を策定するとともに、その後、平成 28 年２月には、都立高校改革推進計画の一部改訂を行ったことに伴い、第一次実施計画に引き続く第二次実施計画としてではなく、新実施計画として、平成 28 年度から平成 30 年度までの３年間を実施期間とする実施計画を策定しました。

今回策定する新実施計画（第二次）は、現行の都立高校改革推進計画のもとでは、最後の実施計画となるものであり、平成 31 年度から３年間を実施期間として策定するものです。

実施計画の区分	実施期間
第一次実施計画	平成 24 年度から平成 27 年度まで
新実施計画	平成 28 年度から平成 30 年度まで
新実施計画（第二次）	平成 31 年度から平成 33 年度まで （2019 年度から 2021 年度まで）

新実施計画（第二次）の実施期間とともに、都立高校改革推進計画の計画期間が終了する平成 33（2021）年度以降、都立高校改革推進計画に基づく取組の成果等を検証し、その後の取組に反映させることとします。

5　都立高校改革推進計画の体系図

目標	具体的な目標	取組の方向（施策）	新実施計画（第二次）における取組
Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成	1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成	(1) 個々の生徒に応じた指導の充実	ア　校内の統一的指導体制の構築 イ　個の状況に応じた学力向上の支援 ウ　学びの基盤づくりのための取組の推進 エ　言語能力向上のための取組の推進 オ　進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援 カ　進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実 キ　新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成
		(2) 情報化社会に対応した教育の推進	ア　都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進 イ　ICT 環境の充実
		(3) 理数教育の推進	ア　理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校） イ　系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー校） ウ　理数系人材の裾野の拡大（理数研究校） エ　大学等との連携による理数研究ラボの展開 オ　「理数科」の設置 カ　チーム・メディカルによる医学部進学への支援
		(4) 高大連携の推進	ア　首都大学東京との高大連携の推進 イ　東京農工大学との高大連携の推進 ウ　東京学芸大学との高大連携の推進 エ　東京外国語大学、電気通信大学等との高大連携の推進 オ　総合学科高校における高大連携の推進 カ　「志」育成事業の推進
		(5) 道徳教育の推進と規範意識の育成	ア　教科「人間と社会」の推進 イ　都立高校生活指導指針に基づく指導の充実
		(6) いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育の推進	ア　いじめ防止対策の推進 イ　自殺予防対策に関する取組の徹底
		(7) インターネット被害の防止と情報モラルの向上	ア　インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導
		(8) 基礎体力や競技力の向上	ア　「アクティブプラン to 2020」の推進 イ　パワーアップハイスクールの指定 ウ　コオーディネーショントレーニング地域拠点校の指定 エ　スポーツ特別強化校の指定による競技力向上 オ　部活動指導員の活用による運動部活動の推進
		(9) 健全な心と身体の育成	ア　健康づくり推進プランの実施 イ　危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進
	2　グローバル人材の育成	(1) 使える英語力の育成	ア　英語教育推進校の指定 イ　JET プログラムによる外国人指導者の活用による授業改善 ウ　東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（TEEP）の実施 エ　「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用
		(2) 豊かな国際感覚の醸成	ア　東京グローバル 10 の取組 イ　海外との学校間交流の促進 ウ　東京都国際交流コンシェルジュの活用 エ　海外からの留学生受入れの促進 オ　次世代リーダー育成道場の実施 カ　多言語学習の充実
		(3) 日本人としての自覚と誇りの涵養	ア　伝統芸能鑑賞教室の実施 イ　都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用 ウ　日本史の必修化 エ　全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興
		(4) 持続可能な社会づくりの担い手の育成	ア　持続可能な社会づくりに向けた教育の推進
	3　オリンピック・パラリンピック教育の推進	(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進	ア　ボランティアマインドの醸成 イ　障害者理解の促進 ウ　豊かな国際感覚の醸成
	4　社会的・職業的自立意識の醸成	(1) キャリア教育の推進	ア　主権者意識等の醸成 イ　企業・NPO 等との連携によるキャリア教育の推進 ウ　教科「人間と社会」の推進（再掲）
		(2) 社会貢献意識と実践力の育成	ア　防災教育の充実 イ　ボランティア活動の推進
	5　都立高校における特別支援教育の推進	(1) 特別支援教育の推進・充実	ア　発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応 イ　発達障害教育環境の整備 ウ　高校における通級による指導の充実

目標	具体的な目標	取組の方向（施策）	新実施計画（第二次）における取組
Ⅱ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進	1 国際色豊かな学校の拡充	(1) 国際色豊かな教育環境の整備	ア 新国際高校（仮称）の設置 イ 小中高一貫教育校の設置 ウ 国際バカロレア教育の充実
	2 専門高校の改善	(1) 専門高校の改善・充実	ア GAP 認証の取得と教育活動への展開 イ 農業系高校における企業と連携した学習の充実 ウ ものづくり立志事業の実施 エ 工業高校におけるＩＴ人材の育成 オ 工業科教員の確保 カ 工業高校の在り方についての検討 キ ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革 ク 産業高校における新たな類型の設置 ケ 家庭・福祉高校（仮称）の設置 コ 大島海洋国際高校における海洋教育の充実
	3 中高一貫教育校の改善	(1) 中高一貫教育校の改善・充実	ア 中学校段階の生徒による切磋琢磨の機会の創出 イ 併設型中高一貫教育校の改善
	4 定時制課程・通信制課程の改善	(1) 定時制課程の改善・充実	ア チャレンジスクール等の新設や規模拡大 イ 夜間定時制課程の一部閉課程 ウ チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実 エ 定時制課程の給食の在り方の見直し
		(2) 通信制課程の改善・充実	ア ＩＣＴの活用による通信制課程の改善・充実 イ ＮＰＯ等と連携した居場所づくり
	5 島しょ高校の改善	(1) 島しょにおける教育の充実	ア 島外生徒の受入れの促進 イ ＩＣＴ環境の更なる活用による教育活動の充実
Ⅲ 質の高い教育を支えるための環境整備	1 組織的な学校経営の強化	(1) 学校の魅力向上と効果的な発信	ア カリキュラム・マネジメントの実施 イ 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施
		(2) 学校経営能力の向上と外部人材の活用	ア 教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上 イ 学校サポートチームの効果的な活用
		(3) 地域に開かれた学校としての取組の推進	ア 地域との連携・協働による学校運営の推進 イ 地域と連携した学校の特色化の推進 ウ 地域における学習機会の提供と施設の開放
	2 教員の資質・能力の向上	(1) 教員の指導力向上に向けた取組の推進	ア 指導教諭の活用 イ 公募制人事の推進
		(2) 研修の充実と強化	ア 英語科教員等の海外派遣研修の実施 イ 英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施 ウ 研修動画の制作・配信 エ 体罰根絶に向けた総合的な対策
		(3) 学校における働き方改革の推進	ア 副校長の業務負担の軽減 イ 教員 OB 等の活用促進 ウ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組の推進 エ 教員の柔軟かつ多様な働き方の実現 オ 新財団の設立による学校経営への支援 カ 教員のメンタルヘルス対策の充実
	3 安全で環境に優しい施設整備	(1) 災害時における安全対策	ア 非構造部材の耐震化 イ ブロック塀等の安全対策の推進
		(2) 教育活動を支えるための環境整備	ア 体育館等の空調設置 イ 老朽校舎の改築・大規模改修 ウ 都立高校の予防保全的な改修 エ トイレの洋式化の推進 オ 国産木材什器の整備促進
		(3) 環境負荷低減を可能とする施設・設備整備	ア 太陽光発電設備の整備 イ 照明のＬＥＤ化の推進
	4 就学機会の適正な確保	(1) 就学対策の推進	ア 適正な募集枠の設定
		(2) 日本語指導が必要な生徒の受入れ	ア 在京外国人生徒等に係る募集規模の検討 イ 日本語指導が必要な受検者に対する措置
		(3) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援	ア 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援
	5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善	(1) 入学者選抜の改善	ア 推薦に基づく選抜の改善 イ 学力検査に基づく選抜の改善 ウ 入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入
		(2) 転学・編入学制度の改善	ア 転学・編入学制度の一層の活用と推進
	6 課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実	(1) 学校における指導体制の強化	ア 不登校・中途退学対策の中心的役割を担う教員の指定 イ スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実 ウ 精神科医の活用による支援の強化
		(2) 学校における指導内容の充実	ア 定時制課程における人間関係づくりの支援
		(3) 自立支援チームによる支援の充実	ア 自立支援チームによる支援の充実 イ 関係機関との連携強化
		(4) 社会的・職業的な自立を促す環境づくり	ア 課題を抱える生徒等の拠り所となるＮＰＯ等と連携した居場所づくり
		(5) 新たな教育相談体制の構築	ア ＳＮＳを活用した教育相談体制の構築

第2部　都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）

目標 Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成

目標 Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

目標 Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備

ページの見方

各目標の具体的な目標（12・13ページ体系図を参照）を示しています。
具体的な目標ごとに「現状と課題」を整理した上で、取組の方向と、新実施計画（第二次）期間中（平成31（2019）～33（2021）年度）の具体的な取組を説明しています。

都立高校改革推進計画

1 ○○○○○○○○○○○○○○

現状と課題

具体的な目標における現状と課題を説明しています。

取組の方向

（1）○○○○○○

新実施計画（第二次）

ア △△△△△△△

平成31（2019）年度から平成33（2021）年度までの期間に具体的に取り組む内容を説明しています。（新実施計画（第二次）の内容）

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31（2019）年度	32（2020）年度	33（2021）年度
□□□□□□□		○○○の指定 （○○○の策定）	○○○の実施		

第一次実施計画、新実施計画及び新実施計画（第二次）の取組を年次計画表で表しています。第一次実施計画及び新実施計画欄の括弧（　）書きの取組は、第一次実施計画及び新実施計画策定後に、社会状況の変化などを踏まえ、新たに実施した取組です。

目標Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成

2　グローバル人材の育成

3　オリンピック・パラリンピック教育の推進

4　社会的・職業的自立意識の醸成

5　都立高校における特別支援教育の推進

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成【知】

現状と課題

● 都教育委員会は、平成24年度に、学習指導要領に基づく具体的な学習目標を「基礎」「応用」「発展」の段階別に示した「都立高校学力スタンダード[1]」を策定し、指導と評価によるＰＤＣＡサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図る取組を始めました。

平成26年度からは、各都立高校が自校の学力スタンダードを設定することで、教員間の指導方針等の共有や学力の実態把握が可能となり、授業進度の統一化や指導方法の共通化等が進みました。引き続き、基礎学力の定着とともに、学力の伸長に向けて組織的に取り組んでいくことが求められます。

また、主に「基礎」段階の問題を活用する学校の中に、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でなく、授業が理解できていない生徒が一部に見られることから、個に応じた学習を支援していく必要があります。さらに、生徒が学ぶ意義を見いだせず、意欲を低下させることが、学業不振や中途退学につながる一つの要因となっていることから、生徒に明確な目標をもたせ、進路実現に向けて努力できるよう支援する必要があります。

図１　学習について
「中学校までの学習で苦手科目があり、高校での勉強についていけないと感じることがありますか。」

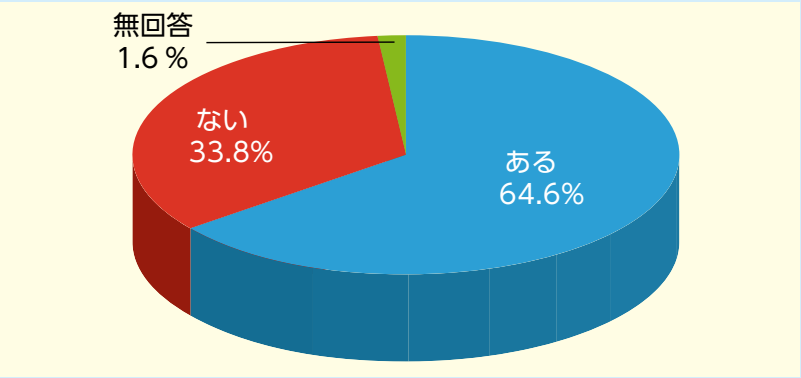

（注）調査対象者（7,583名）… 都立高校に在籍する生徒（２年生、２年次）及び都立中等教育学校に在籍する生徒（５年生）
平成28年度「都立高校生意識調査」（都教育委員会）から作成

● 情報化の進展に伴い、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味し、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解く機会が少なくなっているとの指摘や、教科書の文章を読み解けていない高校生が少なくないとの指摘があります。このため、言葉の意味を理解し、文章を構造的に把握する力、それを基に、文章を読み解く読解力、さらには、計算力、数学的思考力といった、全ての教科等の学習に必要な学びの基盤となる力を育成することが課題となっています。

● 言語は意思疎通の手段としての役割のほか、物事を理解・思考・判断するに当たっての媒介としての役割も有しており、言語能力は全ての学習の基礎となることから、文章で表された情報を的確に理解し、自らの考えの形成に生かすとともに、自らの考えや意見を論理的に説明したり、議論・説得したりするための論理的思考力・表現力等の言語能力を一層育んでいく必要があります。

● 進学や就職を希望する生徒が幅広く在籍しており、いずれの層も多数を占めている訳ではない、いわゆる進路多様校においては、生徒の多様な学力や進路希望に応じた指導等を行うことから、進学を目指す生徒のニーズにより一層きめ細かく応えるため、進学を目指す意欲をもった生徒に対して支援を行うことが求められます。

● 進学指導重点校は、進学対策において都立高校を牽引（けんいん）する役割を担っており、これまで、組織的な進学指導体制の構築に取り組み、進学実績を向上させてきました。また、蓄積されたノウハウは進学指導特別推進校等をはじめ、その他の学校の進学対策にも寄与してきました。近年、進学志向が更に高まっていることから、今後も進学指導体制の充実を図る必要があります。

図２　進学指導重点校の難関国立大学等の合格状況（現役のみ）

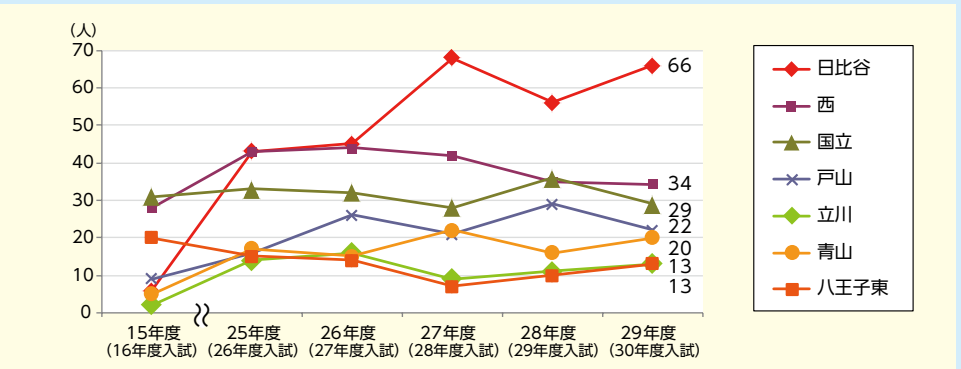

※難関国立大学等：東京大学、一橋大学、東京工業大学、京都大学、国公立大学医学部医学科

「各校公表資料」から作成

● 新しい高等学校学習指導要領においては、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント[2]」の実現が求められています。これらの実現に向けては、全ての都立高校において、それぞれの特色・強みを踏まえた上で、教育目標や育成を目指す資質・能力をグランドデザイン[3]として示し、それに基づいて指導の改善・発展を図ることが必要となります。

● 現在、かつて経験したことのないスピードで社会が激しく変化しつつあります。ＡＩやビッグデータ等をはじめとした情報技術を日常的に活用することが当たり前となる中で、学校においても、ＩＣＴ機器等のもつ機能を効果的に活用した教育活動を展開し、基礎学力の定着や学力向上等につなげていく必要があります。

● これまで配備してきたＩＣＴ機器に加え、平成27年度からの３年間で、タブレット端末を各都立高校に１クラス分配備し、学級単位で１人１台利用できるようにしました。ＩＣＴ環境は、生徒の学習意欲や関心を高め、学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するなど、学習活動をより効果的にするための重要な基盤であることから、今後、更なる充実を進めていく必要があります。

● 人材により成長を遂げてきた我が国の成長基盤をより強固なものとするためには、あらゆる職種において、理数系分野を含めた幅広い教養と広い視野を有する人材が求められます。一方で、都立高校の卒業生のうち、大学の理系学科に進学した者の割合は低水準にとどまっています。また、情報技術を理解し、使いこなす能力を身に付けることが求められるこれからの社会においては、従来の文理の別によらず、これらの技術の根底にある理数系分野の素養の習得がより一層重要となります。

図３　学科別大学進学者の割合（都立高校・中等教育学校。現役のみ）

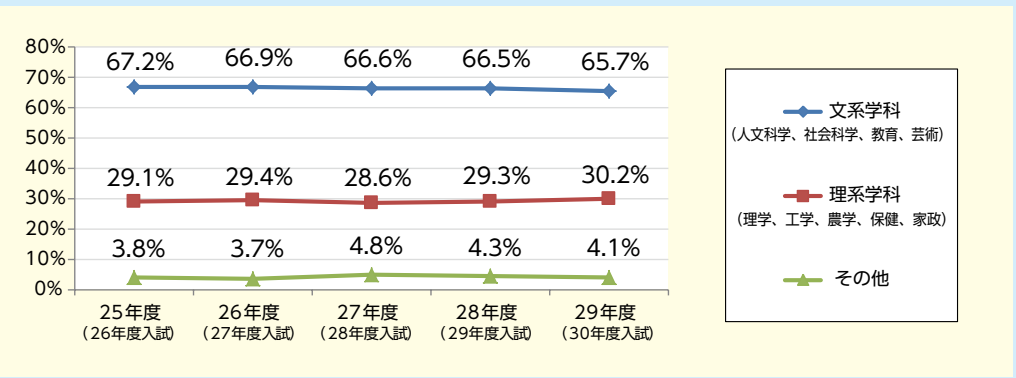

各年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者の進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

● 医学部への進学を希望する生徒でチームを結成し、互いに切磋琢磨（せっさたくま）し、支え合いながら進路希望の実現に取り組むプログラムとして、戸山高校においてチーム・メディカルを結成しています。チーム・メディカルでは、最先端医療に関する講演会、医学部・病院等での体験活動、医療関係者との交流等を実施しており、卒業生の成果等を踏まえつつ、引き続き取組を継続していく必要があります。

● 進学志向の高まりを背景として、都立高校を卒業した生徒のうち、大学等へ進学した者及び進学を希望している者の割合は６割を超えています。一方で、大学等に進学したものの、中途退学に至る学生もおり、その一因には、大学に対するイメージと現実との間のギャップ等があると指摘されています。都教育委員会においては、京都大学と連携協定を締結するなどして、進学指導重点校等と大学や研究機関等との連携により、生徒の大学進学の目的を明確にする契機とすることを目的とした「志」育成事業を実施してきました。また、社会で活躍するために必要な力の育成を目的としたキャリア教育の視点に立った教科指導、進路指導を組織的・計画的に実施しています。今後、対象を進学指導研究校等の中堅校等へ

拡大するとともに、連携先の拡充を図り、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を支援していく必要があります。

また、総合学科高校では、幅広い選択科目の中から、生徒自らが選択して学ぶことができ、生徒の個性を生かした学習を重視しています。その学習の集大成とも言える課題研究は、大学での研究や将来の職業等、進路実現の基盤となっていくものであることから、これを更に充実させていくことが重要です。

● 高校は、社会的に自立した人間として必要となる資質・能力を育成することを目的としていますが、それを基礎とした上で、個々の生徒の興味･関心等に応じて、専門的な学びに触れる機会を提供することを通じて、より深い知識・技能の習得とともに、自らの適性を知る契機とすることも必要となります。また、その学びを大学等における学びにつなげるとともに、進学後の生徒の状況の把握等を通じた高校教育の更なる充実に向けて、高大連携の推進が求められます。

取組の方向

（1）個々の生徒に応じた指導の充実

生徒一人一人の学力の確実な定着を図るため、学力スタンダードに基づく学習指導を引き続き実施するとともに、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して、外部人材を活用した学習支援の充実により、学力の底上げを図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現など、新しい高等学校学習指導要領に対応した教育内容等の実施に向け、「アクティブ・ラーニング推進校」等における研究開発を一層進めるとともに、その取組を全ての都立高校に普及・展開させていきます。

1 都立高校学力スタンダードとは、学習指導要領に定められている指導内容について、具体的な学習目標を示したもの。各都立高校はこの学習目標を参考に、学校の設置目的や生徒の実態に応じて自校の学力スタンダードを策定し、組織的な指導体制で指導内容・方法の改善を図っている。
2 カリキュラム・マネジメントとは、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
3 グランドデザインとは、カリキュラム・マネジメントを確立するために、学校の教育目標や育成を目指す資質・能力、それらを達成するための教科等における具体的な評価基準等を可視化した学校の教育活動全般の特色を示したもの

ア　校内の統一的指導体制の構築

各都立高校において、自校で設定した学力スタンダードの学習内容を卒業までに着実に身に付けさせるための指導の充実を図ります。データバンクに登録された標準問題等を参考に自校で作成した学力調査を実施し、学力の定着状況の把握と分析を行うとともに、学習進度や指導内容の改善を図ります。また、各教科における指導の統一化を一層推進し、生徒の学力向上につなげます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
校内の統一的指導体制の構築	「都立高校学力スタンダード」の策定	継続実施 標準問題の作成とデータバンクへの登録	継続実施 データバンクへの登録		

イ　個の状況に応じた学力向上の支援

校内寺子屋を設置して、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対して、放課後や長期休業日等に外部人材を活用し、個に応じた学習支援の充実を図ります。

また、「ゆめナビプロジェクト研究校」を指定し、学習することの意味を学ぶための企業・ＮＰＯと連携したキャリア教育の充実、高校で身に付けるべき学力の定着のための教師用指導資料「東京リ・スタディ」の活用、意欲的に学ぶことを支援するための生徒一人一人に即した指導の充実等に取り組み、その成果の普及を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
個の状況に応じた学力向上の支援		校内寺子屋の設置・成果検証 （ゆめナビプロジェクト研究校の指定・成果検証）	30 校指定 10 校指定	成果検証・再指定 成果検証・成果の普及	

ウ　学びの基盤づくりのための取組の推進

文章を読み解くための読解力をはじめとした学びの基盤となる力を、全ての生徒が身に付けることができるよう、「読解力」ワーキンググループと「自ら学ぶ力」ワーキンググループからなるプロジェクトチームを設置し、①学びの現状の把握、②つまずきの原因分析、③対応策の研究、④学習プログラムの開発を行うとともに、研究協力校における実践研究を推進します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
学びの基盤づくりのための取組の推進		プロジェクトチームの設置	現状把握と分析・学習プログラムの開発 研究協力校における実践研究		

エ　言語能力向上のための取組の推進

言語能力の向上で、成果を挙げている学校の指導実践を授業公開や実践報告会等を通して普及するとともに、全ての都立高校において、国語をはじめとする全ての教科で言語活動を取り入れた授業の改善を進めます。

また、言語能力の向上を図るため、引き続き「高校生書評合戦（ビブリオバトル）」を開催します。さらに、不読率[4]の更なる改善とともに読書の質の向上を目指し、学校図書館等の利活用を一層推進するとともに、読書によって感じたことを伝える機会等を通じて、読書に主体的に関わる態度を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
言語能力向上のための取組の推進	言葉の祭典【弁論大会・高校生書評合戦等】 第三次東京都子供読書推進計画策定 読書状況調査の実施	言葉の祭典【高校生書評合戦等】 第三次計画に基づく取組の推進 読書状況調査の実施	継続実施 継続実施 読書状況調査の実施	第四次計画の策定	第四次計画に基づく取組の推進

4 不読率とは、1か月に1冊も本を読まなかった生徒の割合のこと。

オ　進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援

新しい高等学校学習指導要領や大学入試改革に対応するため、指導主事等が定期的に巡回し指導・助言を行うとともに、難関国立大学の教授等による最先端の研究成果等の講演を行うなど、引き続き、進学指導重点校等における取組に対する支援を実施していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
進学指導重点校等における進学指導体制の整備に向けた支援	進学指導研究協議会[5]参加校による授業研究等	継続実施 進学指導重点校等の自習環境の充実と進学指導体制の強化	継続実施 進学指導対策の他校への普及 新学習指導要領・大学入試改革に向けた新たな指導体制の検討		

カ　進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実

学力状況や地域性等を考慮しつつ、進路多様校の中から「進学アシスト校」を指定します。これらの学校においては、放課後や土曜日等に外部人材による国語・数学・英語を中心とした受験指導を行い、大学への進学実績の向上を目指すとともに、それにより得られた知見を活用して、大学受験に対応した教員の教科指導力の向上を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実			進学アシスト校の指定（２校）		

5　進学指導研究協議会とは、進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校の管理職及び教員を対象として、進路分析や進学対策などの研究協議を深め、進学指導の充実に資するため設置している協議会

キ　新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成

アクティブ・ラーニングの手法を活用して、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習方法を開発する「アクティブ・ラーニング推進校」、グランドデザインに基づき、カリキュラム・マネジメントを実践する「カリキュラム・マネジメント推進校」、探究的な学習を通じて、物事の本質を見極めようとする力やより良い社会を形成する力等の資質・能力を育成する「知的探究イノベーター推進校」を指定し、各推進校において研究開発に取り組んでおり、それらの取組を一層充実させるとともに、全ての都立高校への普及展開を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
新しい高等学校学習指導要領に対応した能力の育成		推進校の指定（アクティブ・ラーニング推進校等）	推進校の指定 各推進校の取組の充実と普及		全校に展開

（2）情報化社会に対応した教育の推進

ＡＩやビッグデータ等の情報技術を活用し、学校教育の諸課題の解決を目指す「都立学校スマートスクール構想」の実現に向け、実証実験を推進するとともに、無線ＬＡＮ等のＩＣＴ環境の整備を検討していきます。

ア　都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進

ＡＩ等を活用して、生徒に関する情報や知見を有機的に組み合わせることにより、各学校の課題やその解決策を可視化し、基礎学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長といった生徒一人一人の状況に応じた個別最適化された学びの実現を目指します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進		都立学校スマートスクール構想実証実験の事前調査 ＢＹＯＤ研究指定校の指定 ＩＣＴパイロット校の指定	計画立案、データ活用研究 ＢＹＯＤ研究指定校での取組 ＩＣＴパイロット校での取組	システム構築 成果検証・都立学校スマートスクール構想実証実験に統合 成果検証	実証実験 成果の普及

イ　ＩＣＴ環境の充実

「ＩＣＴパイロット校」や「ＢＹＯＤ[6]研究指定校」における取組を踏まえつつ、無線ＬＡＮ等のＩＣＴ環境の整備を検討していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ICT 環境の充実	タブレット ＰＣの導入	継続実施	ＴＡＩＭＳ ネットワーク の強靭化	無線ＬＡＮ 整備	→

（3）理数教育の推進

理数系トップレベルの人材育成から理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げる取組まで、理数教育を幅広く推進していきます。また、医学部への進学を目指す生徒がチームを結成し、互いに切磋琢磨（せっさたくま）し支え合うプログラムを実施します。

ア　理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校）

理数教育を牽引（けんいん）し、理数系のトップレベル人材の素地を育成する拠点として、「理数リーディング校」を指定しており、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における見方・考え方を生かしながら、数理横断的な課題に向き合い、考え抜く力を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
理数系トップレベルの人材の育成（理数リーディング校）	理数イノベーション校の指定	理数リーディング校の指定 理数イノベーション校の充実	理数リーディング校の充実	→	成果検証

6　ＢＹＯＤ（Bring Your Own Device）とは、業務や学校等での使用端末を自治体や法人所有の端末に限定せず、個人所有の端末を利用することを許可する利用形態のこと。

イ　系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー校）

富士高校・附属中学校において、探究活動等の充実を図り、大学や研究機関等と連携して最先端の実験・講義を経験・受講できる機会を設けるなどの「理数アカデミー校」の取組を行い、６年間を見通した系統的な理数教育を推進します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
系統的・体系的な理数教育の充実（理数アカデミー校）		理数アカデミー校の指定 探究活動等の充実	継続実施 →		

ウ　理数系人材の裾野の拡大（理数研究校）

理数系の素養をもつ生徒の裾野を広げるため、専門家や大学生等からの指導・助言や理数教育に関する先進校等との交流、課外活動等を通して、理数に関するテーマの研究を行い、その成果を校内や各種科学コンテスト等で発表するなど、特色ある教育活動を実施する学校を「理数研究校」に指定します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
理数系人材の裾野の拡大（理数研究校）		理数研究校の指定（単年度指定）	継続実施 →		

エ　大学等との連携による理数研究ラボの展開

科学技術に興味・関心のある生徒が、研究機関等を訪問して最先端の科学技術に接したり、第一線の研究者の講義や指導を受けながら継続的な研究活動を行ったりする機会を提供する理数研究ラボを大学等との連携により実施し、将来の進路実現に向けての触発・動機付けとするとともに、コミュニケーション力やプレゼンテーション力の育成を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
大学等との連携による理数研究ラボの展開		理数研究ラボの実施	理数研究ラボの充実 →		

オ　「理数科」の設置

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材を育成することを目的として、23 区内及び多摩地域への「理数科」の設置に向けた検討を行います。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜ 83 ページ＞】

カ　チーム・メディカルによる医学部進学への支援

戸山高校において、国内外の医療現場で活躍する医師の講演等により、医学部に進学する意志を高めるとともに、予備校の知見を活用して模擬試験を分析し、教員が予備校講師と連携しながら、各学年の学習到達目標を達成するための学習方法に関する指導をきめ細かく実施していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
チーム・メディカルによる医学部進学への支援		育成プログラムの実施	継続実施	進学状況を踏まえた検証	

（4）高大連携の推進

都教育委員会においては、生徒の大学進学への目的を明確にするとともに、大学進学後の自己の在り方や生き方を意識させる契機とすることを目的として、京都大学や東京工業大学等との連携により、最先端の研究成果に触れる機会を提供してきたところであり、今後、その実績も踏まえた上で、各大学との高大連携を進めていきます。

ア　首都大学東京との高大連携の推進

文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的・協働的に課題解決や新たな価値を創造できる人材を育成するため、進学指導特別推進校等を対象として、大学レベルの課題研究を実地に学べる仕組みを検討していきます。また、都立高校と首都大学東京の連携のもと、高校から大学までの継続した学びの実現に向けた検討を行います。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
首都大学東京との高大連携の推進		包括連携協定の締結	実施内容の検討	検討結果を踏まえ順次実施	

イ　東京農工大学との高大連携の推進

東京農工大学との連携により、世界の第一線で活躍する研究者としての素養を高校教育から大学・大学院教育までの一気通貫で育成する「高大連携教育プログラム」の実現に向けて、多摩科学技術高校を拠点とした研究開発を進めます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
東京農工大学との高大連携の推進			実施内容の検討	試行的導入	本格実施

ウ　東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、小金井北高校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる「高大連携による教員養成プログラム」を東京学芸大学との連携により推進します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
東京学芸大学との高大連携の推進			実施内容の検討	試行的導入	本格実施

エ　東京外国語大学、電気通信大学等との高大連携の推進

このほか、「知」の集積拠点である大学が数多く所在する東京の地の利を生かし、様々な分野に特色・強みをもつ各大学との連携を進めていきます。具体的には、「言語・文化、社会」分野に強みをもつ東京外国語大学と、「情報・理工学」分野に強みをもつ電気通信大学との連携に向けて、大学側のニーズも踏まえながら、具体の検討を進めます。

オ　総合学科高校における高大連携の推進

総合学科高校における高大連携を更に推進し、大学の高いレベルの研究手法や指導法を学ぶことにより、課題研究を深化させ、高校での学びを生かした大学との円滑な接続を実現します。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
総合学科高校における高大連携の推進			連絡協議会の開催 連携事業の実施		

カ　「志」育成事業の推進

生徒が、大学進学等進路目標を明確にするとともに、将来の自己の在り方生き方を意識させるため、大学等の連携先を拡充し、最先端の科学技術に関する講演会等を実施します。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
「志」育成事業の推進	「志」育成事業の実施	継続実施	継続実施		

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成【徳】

現状と課題

● 自立した社会人として、これからの社会を生き抜いていくためには、生徒が自らの人生観や価値観に基づき、他者と対話し、協働しながら、より良い解決策を生み出していく力を育むことが重要であり、この点において学校における生活指導は大きな役割を担っています。これまでの取組により、生活指導上の課題は、全体として大きく改善されているものの、引き続き、組織的な生活指導を十分に行うことで、社会人としてのルールやマナーを着実に身に付けさせていく必要があります。

● 平成 26 年度に策定したいじめ総合対策に基づき、全ての都立高校に学校いじめ対策委員会を設置しました。また、平成 29 年２月のいじめ総合対策【第２次】には、いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントの一つとして、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む（『学校いじめ対策委員会』を核とした組織的対応）」を掲げています。学校いじめ対策委員会を十分に機能させ、いじめ問題解決のための組織的対応を確実に実施していくことが必要です。

● 我が国における 15 歳から 19 歳までの死因の第１位は自殺となっており、若い世代の自殺は深刻な状況にあります。平成 28 年４月に改正された自殺対策基本法では、学校の努力義務として、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うことなどが規定されました。さらに、平成 29 年７月の自殺総合対策大綱には、「自殺対策に資する教育」として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）」「心の健康の保持に係る教育」の３点が示されています。

　これらを踏まえ、各都立高校において、自他の生命を尊重する教育を重視するとともに、保健の授業やホームルーム活動等で、信頼できる大人に助けを求めることの大切さ等について、計画的に指導することが重要です。

● スマートフォン等の利用が拡大する中で、その利用が子供の睡眠不足や集中力の低下等を招くおそれがあるとの指摘があります。また、長時間利用に伴う生活習慣への影響やＳＮＳ等への書き込みによるトラブルも懸念されます。都教育委員会は、都内公立学校の生徒がＳＮＳ等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、平成 27 年 11 月に「ＳＮＳ東京ルール」を策定しました。このルールに基づく指導を充実させることで、引き続き生徒がＳＮＳ等を適正に利用することができる資質・能力を育成していくことが必要です。

図４　都立高校生のインターネット等の利用状況について【回答生徒数：3,058 名】

■インターネットを何時まで利用しているか

午後７時頃まで	1.7%
午後７時過ぎ～８時頃まで	2.1%
午後８時過ぎ～９時頃まで	3.5%
午後９時過ぎ～ 10 時頃まで	8.0%
午後 10 時過ぎ～ 11 時頃まで	21.3%
午後 11 時過ぎ～ 12 時頃まで	28.1%
午後 12 時過ぎ～午前１時頃まで	18.7%
午前１時以降	14.0%
分からない	－
無回答	2.7%

※午後 10 時以降の利用が約８割

■一日のオンラインゲームやＳＮＳ利用時間

ほとんど使わない	11.1%
１時間程度	24.6%
２時間程度	21.8%
３時間程度	16.0%
４時間程度	8.1%
５時間程度	4.2%
６時間程度	3.3%
６時間を超える	8.4%
分からない	－
無回答	2.6%

※１日３時間以上の利用が約４割

（注）回答数（3,058 名）…都立高校 32 校のうちインターネットを利用している生徒
平成 29 年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」（都教育委員会）から作成

図５　インターネット利用による生活や健康の変化
「インターネットを利用していることにより、あなたの生活や健康に変化はありましたか。」
（複数回答可）

インターネット利用による生活や健康の変化割合（%）

①寝不足になった	35.2	⑥メールやブログなどのサイトを見ないと、落ち着かなかったり、不安になったりするようになった	6.0	⑪目が悪くなった	34.5
②夜なかなか眠れなくなった	14.7	⑦学校に遅刻したり、欠席することが増えた	4.4	⑫手や指が痛くなった	3.8
③家の仕事を手伝う時間がなくなった	5.5	⑧人と話したり、外出するのが面倒に思うようになった	9.6	⑬使えるお小遣いが減った	2.1
④宿題など（家での勉強）する時間がなくなった	18.9	⑨部活動や放課後の活動に参加しなくなった	2.4	⑭その他	9.0
⑤家の人と話す時間が減った	9.8	⑩本や新聞を読む時間が減った	22.3	無回答	17.0

（注）回答数（3,058 名）…都立高校 32 校のうちインターネットを利用している生徒
平成 29 年度「児童・生徒のインターネット利用状況調査」（都教育委員会）から作成

取組の方向

（5）道徳教育の推進と規範意識の育成

都立高校生に道徳的価値の自覚を深めさせ、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。また、社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせるため、授業や日常生活の中でルールを遵守する指導を充実させ、規範意識の醸成と公共の精神の涵養（かんよう）を図ります。

ア　教科「人間と社会」の推進

道徳教育とキャリア教育の内容を一体的に学ぶ、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を、平成 28 年度から全ての都立高校で実施しています。引き続き、社会の現実に照らした体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
教科「人間と社会」の推進	〔教科「奉仕」で試行実施〕	全校で「人間と社会」の実施	継続実施 →		

イ　都立高校生活指導指針に基づく指導の充実

社会人としての基本的なルールやマナーを身に付けさせる指導を組織的に実施していくため、都立高校生活指導指針を示すとともに、指導の充実に資する指導資料を活用して、全ての教職員による組織的な指導体制を構築し、学校における規律の維持・向上を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
都立高校生活指導指針に基づく指導の充実	「社会人として身に付けさせる規律・規範」の明示	指導資料に基づく指導の充実	継続実施 →		

（6）いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育の推進

全ての都立高校において、いじめを防止するための組織的な取組を更に徹底するとともに、学校教育相談体制の充実を図ります。また、ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するなど、自殺予防対策に関する取組を徹底していきます。

ア　いじめ防止対策の推進

いじめ総合対策【第２次】に基づいて、いじめ防止対策を推進していきます。具体的には、いじめ防止対策に効果が認められる実践事例や年間計画例を各都立高校に周知するとともに、教職員への研修を実施し、意識啓発を図ることで、学校いじめ対策委員会の機能強化を図っていきます。また、いじめや暴力行為等に対して見て見ぬ振りをせず、生徒同士で話し合い、解決に向けて行動できるようにするなど、生徒の主体的な取組を促進していきます。

さらに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各都立高校が自校の取組状況を把握し、成果や課題等を明らかにし、不断の改善を図る仕組みづくりを充実させていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
いじめ防止対策の推進	「いじめ総合対策」の策定	「いじめ総合対策【第２次】」の策定	「いじめ総合対策【第２次】」の実施	「いじめ総合対策【第２次】」の改訂	「いじめ総合対策【第２次】改訂版」の実施

イ　自殺予防対策に関する取組の徹底

自殺予防教育を推進するため、平成 30 年２月に「ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内の全公立学校に配布しました。全ての都立高校において、教育課程及び学校経営計画に、自殺対策に資する教育の推進に向けた取組方針等を取り込み、都教育委員会作成のＤＶＤ教材を活用した「ＳＯＳの出し方に関する教育」の授業を実施するなど、自殺予防対策に関する取組を徹底していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
自殺予防対策に関する取組の徹底		ＳＯＳの出し方に関する教育の実施	継続実施	→	→

（7）インターネット被害の防止と情報モラルの向上

情報通信機器等の発達により、生徒を取り巻く環境が急激に変化している中で、様々な情報を適切に取捨選択し活用する実践力や、インターネット犯罪の被害者や加害者にならないための知識を身に付けさせます。

ア　インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導

全ての都立高校を対象に、学校非公式サイト等の監視を行い、検出した不適切な書き込みについては、当該校へ連絡し、学校での指導につなげるなどの適切な対応を行います。さらに、インターネット等を通じて生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、「ＳＮＳ東京ルール」に基づいた取組を行います。これに加えて、「情報モラル推進校」を指定し、情報モラルについて都立高校生が小･中学生に指導するスマホミーティングの取組等により、子供がインターネットを通じて他人を傷付ける行為や犯罪･トラブルに巻き込まれるおそれのある行為を行わないように指導・啓発します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	学校非公式サイト等の監視 情報モラル教育の実施	継続実施 情報モラル教育の充実 （情報モラル推進校の指定） 「ＳＮＳ東京ルール」による取組	継続実施 情報モラル推進校でのスマホミーティング等の取組 インターネット利用状況調査 全校で「SNS学校ルール」の見直し		

1　社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成【体】

現状と課題

● 都立高校では、体育の授業を除いて、１日２時間以上運動する生徒もいる一方で、ほとんど運動をしない生徒が見られます。そのため、運動が苦手な生徒や運動嫌いな生徒を対象とした体力向上への動機付けや運動・スポーツに親しむ機会を設ける取組を実施し、都立高校の生徒の体力水準を改善するとともに、東京2020 大会の開催都市としてふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気で活発な人間に育成していく必要があります。

図６　都立高校生の１日の運動・スポーツ実施時間（学校の体育の授業を除く。）

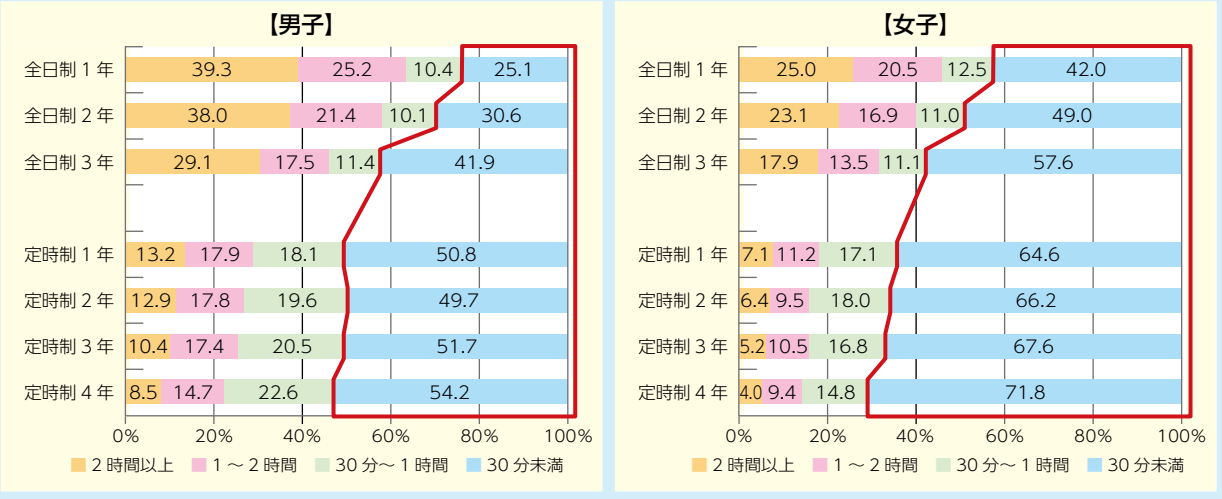

平成 30 年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査報告書」（都教育委員会）から作成

● 脳神経と身体の動きを効果的に結び付け、生徒の体力向上を図ることが期待できるコオーディネーショントレーニング[7]に先進的に取り組む都立高校を平成 25 年度から平成 30 年度までに延べ 17 校指定しています。今後は、東京 2020 大会を見据え、その成果を全ての都立高校に普及させていく必要があります。

● 国立と私立を含む都内の高校から全国大会に出場している生徒のうち都立高校の生徒の割合は、10 パーセント程度にとどまっており、東京 2020 大会の開催等を契機として、競技力向上に向けた取組の裾野を拡大するとともに、国内トップレベルを目指す選手を増加させていくため、運動部活動を活性化する必要があります。

そのため、都教育委員会では平成 27 年度から「スポーツ特別強化校」を指定し、競技力の向上を図ってきました。その結果、関東大会の団体種目や全国大会の個人種目・団体種目に出場した都立高校生のうち「スポーツ特別強化校」の生徒の占める割合が全体の５割以上となるなど、指定前と比較すると成績が向上しており、今後も引き続き競技力の向上の取組を継続していくことが必要です。また、これらの取組に当たっては、部活動の充実の観点とともに教員の負担軽減の観点も求められます。

図７　国立と私立を含む都内の高校から全国大会に出場している生徒のうち都立高校の生徒の割合

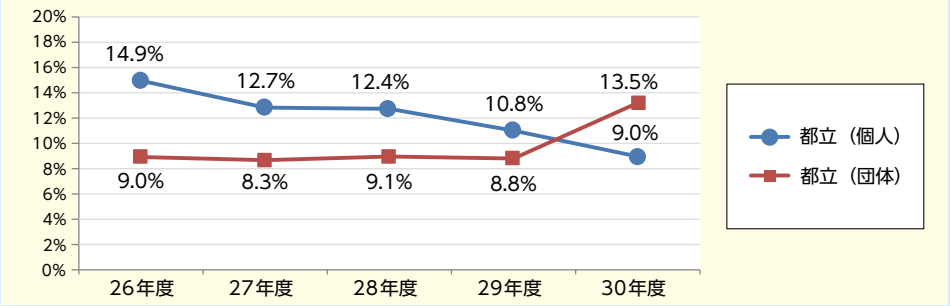

東京都高等学校体育連盟提供の資料から作成

● 児童・生徒の健康づくりを計画的かつ長期的に推進していくための具体的方策として、平成 26 年度に都教育委員会が策定した都立学校における健康づくり推進プランを着実に推進し、生徒の健全な心と身体の育成を図る必要があります。

● 薬物使用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、全ての生徒が、保健の授業において、薬物による健康被害について学習しています。さらに、都立高校では、警察職員や麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師等を講師に招いた年１回以上の薬物乱用防止教室を 90％以上の学校が実施しています。しかし、近年、インターネット等により危険ドラッグを含めた薬物に関する情報の入手が容易となっています。また、危険ドラッグを含めた薬物乱用の実態としては、特に若年層による大麻の事犯が非常に増加しており、平成 25 年と平成 29 年とを比較すると、20 歳未満の検挙人数が約４倍になるなど、薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底が求められています。

取組の方向

（8）基礎体力や競技力の向上

基本的な生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組等を柱とした総合的な対策を実施し、生徒の基礎体力を向上させます。また、運動部活動の一層の活性化や外部指導員等の活用により、部活動の振興を図り、国内トップレベルを目指す生徒を育成します。

7 コオーディネーショントレーニングとは、身体を動かすことを苦手とする生徒でも、手軽に取り組むことができる運動であり、運動意欲を高めたり、自信をもって運動に取り組むことができるようにすることを目的としたもの。脳、身体に適切な感覚・運動刺激を与え、体力・運動能力を向上させることを目的としている。

ア　「アクティブプラン to 2020」の推進

平成 27 年度に策定した「アクティブプラン to 2020」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、体力向上の原理・原則である「基本的生活習慣の定着」、「栄養・運動・休養の健康三原則の実施」、「アクティブライフの実践」を柱に様々な取組を展開します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
「アクティブプラン to2020」の推進	「アクティブプラン to2020」の策定	計画に基づき取組実施	継続実施 →	新推進計画の検討 →	実施及び成果検証

イ　パワーアップハイスクールの指定

生徒の体力や運動習慣に課題のある都立高校をパワーアップハイスクールに指定し、体力向上を目的とした取組を充実させることにより、特色ある学校づくりを促すとともに、体力下位層の底上げを目指します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
パワーアップハイスクールの指定		指定校における取組実施	継続実施	成果検証・見直し →	

ウ　コオーディネーショントレーニング地域拠点校の指定

コオーディネーショントレーニングに先進的に取り組む都立高校を地域拠点校として指定し、地域拠点校が行う研修や都教職員研修センターが主催する研修により、全ての都立高校へコオーディネーショントレーニングの普及を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
コオーディネーショントレーニング地域拠点校の指定	実験校、実践研究校による試行的取組	地域拠点校における展開・普及	継続実施 →		成果検証・見直し
		普及に向けた教職員研修の実施	継続実施 →		成果検証・見直し

エ　スポーツ特別強化校の指定による競技力向上

「スポーツ特別強化校」において、引き続き複数の運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として競技力向上を図るとともに、競技人口の少ない運動部活動の普及・活性化に取り組みます。また、「スポーツ特別強化校」が他県へ遠征する際の支援を行うことで、遠征先の高校生とのスポーツ交流等を通じて、競技力の向上などを図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
スポーツ特別強化校の指定による競技力向上	スポーツ特別強化校（第 1 期）の指定	スポーツ特別強化校（第 2 期）の指定（40 校 58 部）	競技実績等を年度ごとに評価	→	第 3 期指定

オ　部活動指導員の活用による運動部活動の推進

部活動の充実と教員の勤務負担軽減を図るため、部活動指導員を配置していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
部活動指導員の活用による運動部活動の推進		都立校 163 校に指導員を配置	配置の拡充	→	成果検証・改善見直し

（9）健全な心と身体の育成

平成 26 年度に策定した都立学校における健康づくり推進プランに基づく取組を着実に実施し、生徒の健全な心と身体を育成していきます。また、危険ドラッグ等の薬物乱用の事犯が多発しているため、薬物乱用の防止に関して指導の徹底を図ります。

ア　健康づくり推進プランの実施

アレルギー疾患の児童・生徒数の増加など、新たな健康課題に対応するため、都立学校における健康づくり推進プランに基づいて、地域保健機関等と組織的な連携を図るとともに、健康づくり体制の構築、健康づくり推進のための支援、生徒の健康課題に対する環境整備、都立高校における健康教育の推進等を図り、生徒の健全な心と身体を育成していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
健康づくり推進プランの実施	「都立学校における健康づくり推進計画」の検証・評価 「都立学校における健康づくり推進プラン」の改定・実施	プランに基づく取組実施、検証・評価	プランの見直し・改定	プランに基づく取組実施	→

イ　危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進

危険ドラッグを含めた薬物乱用防止について、教員向けの「薬物乱用防止に関する指導資料」を活用するとともに、警察職員や麻薬取締官ＯＢ、学校薬剤師等を講師に招いて薬物乱用防止教室を計画的に実施するなどして、薬物乱用防止に関する指導の充実に努めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
危険ドラッグ等の薬物乱用防止教育の推進	「薬物乱用防止に関する指導資料」の改訂	薬物乱用防止教育の充実	継続実施	→	

2　グローバル人材の育成

現状と課題

● 平成 28 年度から３年間、進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から「英語教育推進校」を 40 校指定しました。これらの学校においては、英語の学習到達目標であるＣＡＮ－ＤＯリストを作成するとともに、外部検定試験の受験への支援やオンライン英会話等を実施し、英語の４技能のうち「聞く」「話す」を特に強化するなど、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開してきました。その成果等も踏まえ、今後も取組を推進していくことが必要となります。

図８　グローバル人材に求める資質・能力
「グローバル事業で活躍する人材に求められる素質、知識・能力」（複数回答可）

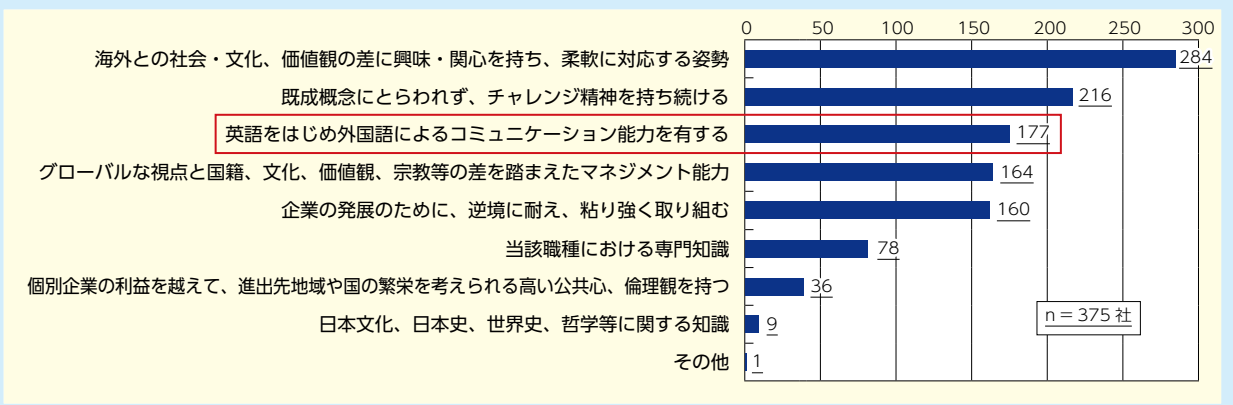

（注）調査対象…経団連会員企業（243 社）及び地方別経済団体加盟企業（220 社）
2015 年「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート」主要結果
（一般社団法人　日本経済団体連合会）から作成

● ＪＥＴプログラム[8]による外国人青年（以下「ＪＥＴ青年」という。）の招へいを拡大し、平成 27 年度には全ての都立高校（定時制課程単独校を除く。）に、ＪＥＴ青年を配置しました。さらに、平成 30 年度には二人配置する学校を計 50 校まで拡大しました。ＪＥＴ青年が、教員と協力しながら、より効果的な指導を行えるように、来日時の研修や任用途中に実施している指導力向上研修を更に充実させていく必要があります。また、授業視察等を通じた学校に対する指導・助言を行うとともに、ＪＥＴ青年を効果的に活用した授業の実践事例や学習指導案を全ての都立高校で共有し、英語の授業改善を図っていく必要があります。

● 平成 29 年度に「英語教育推進校」40 校のうち 20 校を「ＴＥＥＰ[9]実施校」として指定し、学校生活において、日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなる映像コンテンツを作成するとともに、これらのコンテンツを用いた交流やアクティビティー等を行うための校内環境整備に向けた支援を行いました。今後は、コンテンツ等の内容の充実、事業の効果検証、実施校の拡充について検討を行い、事業改善を図っていく必要があります。

● 「世界一の都市・東京」の将来を支える生徒が、国内にいながらにして、体験や

実践を通じた英語漬けの環境を手軽に利用でき、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、学習意欲の向上に寄与することを目的に、東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を平成 30 年９月に開設しました。今後、多くの学校が利用し、有意義な体験ができるように、民間事業者とともに内容の充実を図ることが重要となります。また、利用者の拡大に向け、教育関係者に加え、保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要となります。

TOKYO GLOBAL GATEWAY

● 平成 27 年度にグローバル・リーダーの育成を推進する都立高校 10 校を「東京グローバル 10」として指定し、取組を支援してきました。その後、事業効果の検証を行い、同 10 校を対象とし、平成 30 年度から新たに３年間の指定を行いました。平成 30 年度は、オンライン英会話などＩＣＴを活用した英語教育、外部検定試験の受験への支援を行い、生徒の英語力の向上を図ってきました。また、海外大学への進学希望者に対し、海外大学進学に向けた準備や学習に関する情報提供等の支援を行い、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を推進してきました。今後、これまでの事業の効果検証や課題の把握等を進めるとともに、事業の改善に向けた検討を進め、学校の取組を引き続き支援していく必要があります。

● 多くの都立学校が国際交流に意義を感じている一方、交流先になり得る海外の学校等の情報がない、交流先を探す余裕がない、英語やその他の外国語で相手校等と交渉するのは難しいなど、様々な課題が顕在化しています。学校間交流を拡大するためには、交流活動の実践事例・成果の共有をはじめ、学校に対して、効果的な支援を行うことで、より多くの学校が国際交流を行えるよう、裾野を広げていくことが必要です。

そのため、平成 28 年度から姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を進める学校を「姉妹校交流推進校」に指定（平成 30 年度からは「海外学校間交流推進校」として指定）し、交流活動に必要な支援を行ってきました。また、都教育委員会では、より効果的かつ広範囲に海外の学校との交流が可能となるよう、海外の教育行政機関と教育に関する覚書を締結し、交流を促進してきました。今後はこれまでの実績を踏まえ、グローバル化に対応するため更なる国際交流を推進していくことが必要です。

● 都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報を一元化し、学校からの相談対応等を行う東京都国際交流コンシェルジュを平成 30 年 10 月に開設しました。今後は、このコンシェルジュを活用し、各学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、全ての都立高校において国際交流を実現できる環境を整える必要があります。

● これまでも一部の都立高校では、個別に海外からの留学生を受け入れていましたが、平成 29 年度に海外の生徒に東京の魅力を体感してもらう「東京体験スクール」を開始し、オーストラリアやニュージーランド等の中高生を制度的に都立高校で受け入れるようにしました。海外留学生の受入促進に当たっては、各都立高

校の行事予定など状況に応じた受入時期や規模の設定、ホームステイの在り方に関する検討など学校が受け入れやすい環境を整備することが必要となります。また、海外留学生にとって、東京を留学先に選ぶインセンティブとなるような留学機会の創出や、効果的な情報発信が必要となります。

● 都立高校生を対象とした海外留学支援事業である次世代リーダー育成道場のプログラムは、事前研修、留学、事後研修で構成しており、留学の派遣時期により二つのコースを設定しています。プログラム実施後の調査では、修了生の９割以上の生徒が自身の英語力やコミュニケーション能力の向上を実感しています。今後は、海外留学に必要な英語力を担保しながら、事前研修の精選と充実を図る必要があります。

図９　次世代リーダー育成道場の修了生を対象としたアンケートで肯定的な回答の割合

項　目	３期生	４期生
英語力の向上（※）	98%	99%
コミュニケーション能力	99%	92%
主体性・積極性、チャレンジ精神	99%	90%

※英語力については、入校時と留学後のＳＬＥＰテストにおいて、留学後のテストで得点が上昇した場合を肯定的な回答としている。
「次世代リーダー育成道場修了者（３期生・４期生）の意識調査」から作成

● 豊かな国際感覚を醸成するためには、英語のみならず、様々な言語や文化に対する興味・関心を高め、積極的に交流しようとする意欲や、将来、マルチリンガルとして世界で活躍する資質の素地を育成することが求められます。このため、第二外国語を活用する機会を提供し、生徒の学習意欲を高めるとともに異文化理解の裾野を広げていくことが必要となります。

● 日本人として世界を舞台に活躍するためには、伝統・文化など日本の良さをより一層理解することが必要です。このため、都教育委員会においては、日本の伝統・文化とその価値に対する理解を深めるため、平成 24 年度から全ての都立高校で日本史を必修化するとともに、東京都独自の日本史科目である「江戸から東京へ」のテキストを都立高校の新入生全員に配布しています。

また、平成 27 年度に都独自の英語教材として「Welcome to Tokyo」(Intermediate) を作成し、全ての都立高校生に配布しました。平成 28 年度には教員用の指導書を作成し、全ての都立高校に配布しました。さらに、平成 29 年度には、「Welcome to Tokyo」（Elementary, Basic）の日本語版を作成し、国際交流活動の契機として活用するため、海外の学校との学校間交流を実施する都立高校に配布しました。

都独自英語教材『Welcome to Tokyo』Intermediate（発展編）

Intermediate（発展編）

都独自英語教材
『Welcome to Tokyo』Intermediate（発展編）

本教材は、東京都の多様な特色が取り入れられており、授業をはじめ様々な場面で活用し、日本・東京の文化や歴史等の理解の促進と英語による発信力の向上を図ります。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、その価値に気付かせ、日本文化の発信者となるための基本的な資質・能力を育成してきました。

今後も、これらの取組を通して、日本の伝統・文化に対する生徒の理解を更に促進していく必要があります。

図 10　自分の子供の文化芸術体験について親として期待する効果

項　目	割　合
日本の文化を知り、国や地域に対する愛着をもつ	59.2%
美しさなどへの感性が育まれる	43.0%
他国の人々や文化への関心が高まる	39.4%
コミュニケーション能力が高まる	38.9%
他者の気持ちを理解したり思いやったりするようになる	37.1%

（注）有効回答数（1,831 名）…全国 18 歳以上の日本国籍を有する者
平成 28 年度「文化に関する世論調査」（内閣府）から作成

- 文化部活動では、生徒が創造性を発揮しながら協力して技能を高めること等を通して、豊かな人間性を育むとともに、芸術文化の担い手を育てることが期待されています。現在、都立高校の文化部と運動部は、部活動設置数や全国大会等への出場校数において、大きな差はありませんが、一方で、文化部の活動や成果の広報が必ずしも十分とは言えません。また、文化部活動も専門性が非常に高く、指導者の確保や学校間の交流、切磋琢磨（せっさたくま）が一層必要な状況となっています。

- グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化するなど、予測が困難な時代となることが予想されています。これからの学校には、一人一人の生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められます。

取組の方向

（1）使える英語力の育成

英語の４技能「聞く」「読む」「話す」「書く」を確実に身に付けさせるため、個々の生徒へのきめ細かい指導を展開します。また、外国人指導者の効果的な活用や体験的に英語を使う機会を創出するなどにより実践的な英語力を育成します。

8　ＪＥＴプログラム（The Japan Exchange and Teaching Programme）とは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」であり、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する世界最大級の国際交流事業のこと。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、推進している。

9　ＴＥＥＰ（Tokyo English Empowerment Project）とは、「使える英語力」強化に向けた方針として、授業の質の向上、学ぶ時間・機会の増加、学ぶ意欲・学ぶことを継続させることを目指したプロジェクトのこと。

ア　英語教育推進校の指定

進学指導重点校や中高一貫教育校等の中から「英語教育推進校」を指定し、第１期の成果を踏まえつつ、今後も英語の学習到達目標であるＣＡＮ－ＤＯリストの活用率を高め、生徒の英語力の向上を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
英語教育推進校の指定		（第１期） 英語教育推進校の指定（40 校）	（第２期） 英語教育推進校の指定（40 校）	→	（第３期） 英語教育推進校の指定の検討

イ　ＪＥＴプログラムによる外国人指導者の活用による授業改善

ＪＥＴ青年を全ての都立高校（定時制課程単独校を除く。）に配置し、更に「東京グローバル 10」等の指定校には、二人の配置を引き続き行います。ＪＥＴ青年の活用により、英語の授業における教員とのティーム・ティーチングの実施、部活動や学校行事等における生徒との日常的な交流等を通じて、生徒の実践的な英語力の育成や国際教育の推進を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
JET プログラムによる外国人指導者の活用による授業改善	JET 青年を全ての都立高校に配置	JET 青年の一層の活用 東京グローバル 10 等の指定校への二人配置	継続実施 継続実施	→ 成果検証	→

ウ　東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト（ＴＥＥＰ）の実施

生徒が、学校生活において日常的に繰り返し英語に触れ、体験的に英語を使う機会を拡大するために、会話のきっかけとなるオンデマンドでの映像コンテンツを配信し、ＪＥＴ青年がこのコンテンツを活用することにより、生徒が実践的な英語によるコミュニケーション能力を身に付けられることを目指すとともに、映像コンテンツ等の内容についても充実させていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト(TEEP)の実施		TEEP 実施校の指定	映像コンテンツの配信・活用	→	成果検証・改善見直し

エ　「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」では、官民連携事業のメリットや東京ならではの強みを生かし、これまでにはない施設・サービスを構築し、英語教育改革の推進力としていきます。

具体的には、学校での授業を補完し、相乗効果が達成できるよう、学校教育との連携を多方面から実現させていきます。また、より多くの生徒が利用できるよう、施設・サービスの意義や内容について、幅広く広報活動を行い、学校を中心に活用を促していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用		「TOKYO GLOBAL GATEWAY」開設	プログラム内容順次改善支援 広報活動支援		

（2）豊かな国際感覚の醸成

全ての都立高校において、国際交流を実施し、豊かな国際感覚を醸成していきます。また、海外で学ぶ経験を通じて、広い視野や様々な分野に挑戦する意欲を育むこと、高校卒業後の留学や海外大学への進学に対応した学習に取り組ませることにより、将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担う次世代のリーダーを育成します。

ア　東京グローバル 10 の取組

「東京グローバル 10」指定校において、引き続き、オンライン英会話などＩＣＴを活用した英語教育や外部検定試験の受験への支援を行い、生徒の英語力の向上を図っていきます。また、海外大学への進学希望者に対し、海外大学進学に向けた準備や学習に関する情報提供等の支援を行い、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京グローバル 10 の取組	東京グローバル 10 の指定	ICT を活用した研修等の実施 海外大学進学希望者への支援 外部検定試験の受験支援	継続実施 継続実施 継続実施	成果検証・再指定の検討	

イ　海外との学校間交流の促進

覚書を締結している国や地域をはじめとする海外の教育行政機関と連携し、都立高校と海外の学校とのマッチングを支援するとともに、国際交流に関して先進的な取組を行っている高校を「国際交流リーディング校」として認定し、その事例等について、グローバル人材育成に関するＷｅｂサイト「東京ポータル」等を活用し、幅広く情報提供を行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
海外との学校間交流の促進		交流の連携先の開拓などの支援 （国際交流リーディング校の認定）	海外との学校間交流の拡充	→	→

ウ　東京都国際交流コンシェルジュの活用

東京都国際交流コンシェルジュにおいて、海外の学校情報や、都立高校をはじめとする学校の基本情報、ニーズ等を登録する国際交流データベースを構築していきます。また、相談員を配置して、海外や都内公立学校からの相談に対応するとともに、海外の教育行政機関と連携して、海外の学校等の新規開拓のほか、学校間のマッチングも行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
東京都国際交流コンシェルジュの活用		（東京都国際交流コンシェルジュの設置）	海外の学校等の新規開拓 学校間のマッチング	→ →	→ →

エ　海外からの留学生受入れの促進

海外教育行政機関等と連携し、短期留学を中心とする海外からの留学生の受入れを促進します。平成 29 年度から開始した「東京体験スクール」を引き続き実施し、モデル事例として他校へ広く紹介するなど、情報共有を進めていきます。また、「東京体験スクール」経験者の同窓会の立ち上げなどにより、ネットワークを構築するなど、東京への留学機運を更に高めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
海外からの留学生受入れの促進		海外からの留学生受入れの促進 （東京体験スクールの実施）	継続実施 経験者によるネットワークの構築		

オ　次世代リーダー育成道場の実施

生徒に留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」を引き続き実施し、その中で、留学に必要な語学力、問題解決能力、チャレンジ精神等を高めるとともに、日本の歴史や伝統・文化への理解を深めるため事前研修を行います。また、Ｗｅｂページでの情報提供を行い、留学の有用性等を広く発信していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
次世代リーダー育成道場の実施	第１期生～第４期生留学	第５期生～第７期生留学	第８期生留学	第９期生留学	第 10 期生留学

カ　多言語学習の充実

多様な言語を学ぶ環境を充実させるため、英語以外の 7 か国語（中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ロシア語及びイタリア語）の科目について、単位制高校や総合学科高校等への設置を推進するとともに、設置する学年や授業レベル、講座数の拡大を検討していきます。

また、２か国語の語学部活動等の設置を支援し、講師を派遣することで、生徒の興味・関心を高め、様々な言語を用いて積極的に交流しようという意欲を高めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
多言語学習の充実	英語以外の外国語選択科目の実施拡大	継続実施	継続実施	→	→
	部活動等への外国語講師派遣	継続実施	継続実施	→	→
	外国語体験講座	継続実施	継続実施	→	→

（3）日本人としての自覚と誇りの涵養（かんよう）

生徒に日本の伝統・文化とその価値に対する理解を深めさせることで、国際社会で主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養います。

ア　伝統芸能鑑賞教室の実施

外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築く上での基礎となる日本の伝統・文化について、生徒の理解を促進し、その良さを発信できるようにしていくため、全ての都立高校で伝統芸能鑑賞教室を実施します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
伝統芸能鑑賞教室の実施		（第１期） 全ての全日制課程及び希望する定時制課程・通信制課程で実施	（第２期） 継続実施	→	

イ　都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用

東京 2020 大会の開催を踏まえ、日本・東京の文化、歴史等の理解の促進及び英語による発信力の向上を図るため、引き続き、「Welcome to Tokyo」の活用を図っていきます。また、国際交流活動を進めるため、日本語版（Elementary、Basic）の活用を進めていきます。さらに、東京 2020 大会以降を見据えた新たな教材開発に向け、検討を行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用	「Welcome to Tokyo」の配布	教材の活用	継続実施		
		指導書の作成・配布	指導書の活用		
		教材の電子化検討	新たな教材開発の検討		

ウ　日本史の必修化

日本の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、近現代史の大きな歴史の流れを総合的に理解させるため、引き続き日本史を必修とし、授業の充実を図っていきます。また、都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の普及啓発を図り、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育みます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
日本史の必修化	日本史の必修化	継続実施	継続実施		

エ　全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興

文化部活動の成果や魅力を都内の全ての高校に普及・啓発し、文化部活動の設置促進や芸術文化の担い手の育成を進めていきます。そのため、「文化部推進校」と「文化部新設置推進校」を指定し、他校との合同練習や情報交換会等を実施していきます。また、平成 34（2022）年度に開催される第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会までの取組を通して、活動の成果や魅力を都内の全ての高校に発信し、日本や世界の芸術文化の継承や発展に貢献できる人材の育成を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
全国高等学校総合文化祭東京大会に向けた文化部活動の振興		開催準備委員会設置・開催 文化部推進校・文化部新設置推進校指定 東京都高等学校文化祭開催	開催準備委員会開催 1000 日前イベント開催 継続実施 継続実施	実行委員会設置・開催 東京大会開催決定	プレ大会開催 大会 PR 活動

（4）持続可能な社会づくりの担い手の育成

自然環境や地域･地球規模等の諸課題について、生徒一人一人が自らの課題として考え、解決していくための能力や態度を養い、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

ア　持続可能な社会づくりに向けた教育の推進

「持続可能な社会づくりに向けた教育推進校」を指定し、平成 27 年９月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）[10] に掲げられている課題等を題材として、各教科等の見方・考え方を働かせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画例と授業モデルの作成や、外部人材等の地域の教育資源の活用等を行っていきます。あわせて、推進校でのこれらの取組の成果を全ての都立高校に普及させていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
持続可能な社会づくりに向けた教育の推進		持続可能な社会づくりに向けた教育推進校の指定	継続実施 推進校での取組成果を他校へ普及・啓発	全校に展開	

10 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から平成 42（2030）年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

3　オリンピック・パラリンピック教育の推進

現状と課題

● 平成 28 年 1 月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を策定し、同年 4 月から全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育を展開しています。これにより、生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を推進し、国際社会に貢献し、東京、そして日本の更なる発展の担い手となる人材を育成するとともに、東京 2020 大会の経験を通じて、その後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを生徒一人一人の心と体に残していきます。

具体的には、生徒に身に付けさせる五つの資質を「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」と設定し、この五つの資質の育成を図るために、四つのプロジェクト「東京ユースボランティア」「スマイルプロジェクト」「夢・未来プロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」を展開しています。

平成 28 年度から 5 年にわたる「東京都オリンピック・パラリンピック教育」は、東京 2020 大会以降も、レガシーとして各都立高校の教育活動に長く引き継がれることが求められています。

図 11　都立高校の教育内容について
「オリンピック・パラリンピック教育を通じて伸長させるべき生徒の資質・能力のうち重要なものは何だとお考えですか」（複数回答可）

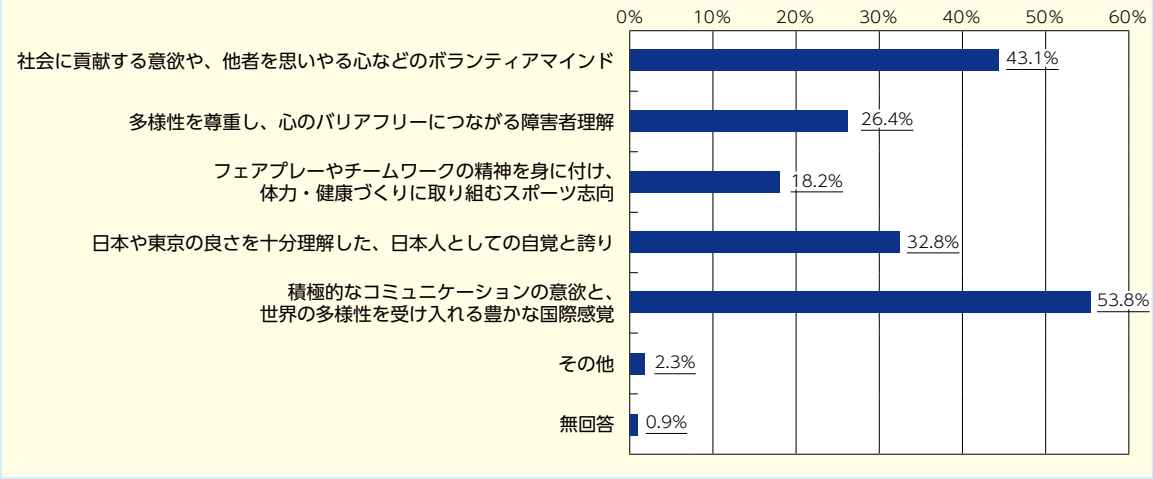

（注）調査対象者（1,152 名）…東京都に居住する 19 歳以上 60 歳以下の方及び東京都に居住する高校生
平成 28 年度「都立高校に関する都民意識調査」（都教育委員会）から作成

取組の方向

（1）オリンピック・パラリンピック教育の推進

引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を全ての都立高校で推進します。平成30 年度からは、生徒たちが来るべき共生社会の担い手となること等を踏まえ、五つの資質の中で、特に「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重点的に育成しています。今後、各学校においてＳＤＧｓと関連付けた取組を進めるとともに、都の実施する「文化プログラム」の活用などにより鑑賞・体験等を通じて生徒が芸術や文化に触れる機会を設けるなど、学校の特色化に結び付く教育活動を更に充実させ、オリンピック・パラリンピック教育のレガシー構築に向けた取組を進めていきます。

また、これを確実に実施するために、平成 31（2019）年度から全ての都立高校において、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーの構築を学校経営計画等に明確に位置付け、東京 2020 大会以降を見据えた中長期的な教育活動を展開していきます。

さらに、平成 34（2022）年の第 46 回全国高等学校総合文化祭東京大会の成功に向けて、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーが様々な形で発揮される仕組みを構築していきます。

ア　ボランティアマインドの醸成

生徒のボランティアマインドを更に醸成していくため、「東京ユースボランティア」を継続します。具体的には、「東京ユースボランティア・バンク」によるボランティア情報の発信をより一層充実させるとともに、新たに全ての都立高校にボランティアサポートチームを編成し、各学校で組織的・計画的にボランティア活動が一層推進される仕組みを構築します。

また、都立高校生等によるボランティア・サミットを開催し、都立高校全体で社会貢献の機運を高め、共生社会実現の担い手としての意識向上を図ります。さらに、東京 2020 大会開催時には、多くの生徒が様々な形でボランティアとして活躍できるよう、関係機関と調整を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31（2019）年度	32（2020）年度	33（2021）年度
ボランティアマインドの醸成		東京ユースボランティアの取組の実施	東京ユースボランティアの取組の充実	東京 2020 大会関連ボランティア体験	各校でレガシーとなる取組を実践

イ　障害者理解の促進

特別支援学校の児童・生徒との交流等により、生徒の障害者理解を更に促進するとともに、障害の有無にかかわらず、他者との相互理解を促進するため、「スマイルプロジェクト」を継続します。また、「夢・未来プロジェクト」におけるパラリンピアン等のアスリートの学校派遣等を実施していきます。具体的には、今後のパラスポーツの振興に貢献できるよう、指導者拡充の取組やパラスポーツの観戦・体験機会の更なる創出に取り組んでいきます。さらに、東京 2020 大会開催時には、生徒が日本や諸外国のパラリンピアンを直接応援できるよう、関係機関等と調整を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
障害者理解の促進	オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣	スマイルプロジェクトの取組の実施 夢・未来プロジェクトの取組の実施	スマイルプロジェクトの取組の充実 夢・未来プロジェクトの取組の充実	東京 2020 大会パラリンピック観戦・応援	各校でレガシーとなる取組を実践

ウ　豊かな国際感覚の醸成

生徒の豊かな国際感覚を更に醸成していくため、「世界ともだちプロジェクト」を継続します。具体的には、世界の様々な国や地域の言語、文化、歴史等の学習を更に推進するとともに、東京都国際交流コンシェルジュを活用することにより、留学生や大使館等との交流、海外現地校との交流等を一層促進し、世界各国の人々とのコミュニケーション機会の創出を図ります。また、東京 2020 大会開催時には、生徒が日本や諸外国の選手を、競技会場等で直接応援できるよう、関係機関等と調整を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
豊かな国際感覚の醸成		世界ともだちプロジェクトの取組の実施	世界ともだちプロジェクトの取組の充実	東京 2020 大会オリンピック・パラリンピック観戦・応援	各校でレガシーとなる取組を実践

4　社会的・職業的自立意識の醸成

現状と課題

- 選挙権年齢の引下げに伴い、生徒が、より一層社会との関わりをもち、社会の一員であることを自覚するため、主権者教育を、「法」に関する教育、金融・金銭教育、租税教育、社会保障に関する教育等とともに充実させながら、社会人としての素養を養い、主権者意識を醸成してきました。

  平成 34（2022）年度からは成年年齢が満 18 歳に引き下げられるため、生徒自身が自ら考え、自己実現を図るとともに、積極的に社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してより良い社会を形成する資質・能力を育成することが一層重要になります。また、成年年齢の引下げにより懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、消費者教育を充実させる必要もあります。

- 企業や大学、若者支援に関する専門的知見を有するＮＰＯ等と連携し、高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを、普通科高校を中心に実施してきました。しかし、教育プログラムの単発的な導入にとどまっている学校もあり、系統的・継続的な活用ができていないという課題があります。引き続き、系統的・継続的なキャリア教育を支援する取組を進めていく必要があります。

- 学校・家庭・地域が連携して防災教育を推進し、社会貢献意識と実践力を向上させていくため、「防災ノート～災害と安全～」の活用や合同防災キャンプ等の取組を行っています。今後も、防災に関わる知識を計画的に習得させ、その知識を活用できる生徒の育成や、地域社会での防災ボランティアや防災リーダーとなる人材を育てていくことが重要です。

- 「ボランティア活動推進校」を指定し、その成果の普及等を通じて、全ての都立高校でのボランティア活動の推進に取り組んでいます。今後は、東京ユースボランティア・バンクやオリンピック・パラリンピック教育の活用、地域のボランティアセンターとの連携を強化していく必要があります。

取組の方向

（1）キャリア教育の推進

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、現実社会の諸課題を自分の問題として捉え、考え、判断することができるよう主権者意識等の醸成を一層図っていきます。

また、企業・ＮＰＯ等と連携し、系統的なキャリア教育支援の仕組みづくりを進め、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。

ア　主権者意識等の醸成

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現し、現実社会の諸課題を自らの問題として捉え、考え、判断する能力を育成するため、職業意識の醸成を図るとともに、主権者教育を一層充実していきます。また、大人としての自覚を育むため、教科「人間と社会」をはじめとする教育活動全体を通じて、「法」に関する教育や金融・金銭教育、租税教育等と関連付けながら、自由・権利と責任・義務等の理解を基に、各人の意見や利害の対立を捉え、公平・公正に調整するなどして、他者と協働してより良い社会を形成する力を育成していきます。

さらに、消費者教育を充実させ、消費者の権利と責任を踏まえた自立した消費行動をとることができる、社会の形成者として必要な資質・能力を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
主権者意識等の醸成		主権者意識を醸成する教育等の充実	継続実施 消費者教育の充実		

イ　企業・ＮＰＯ等との連携によるキャリア教育の推進

企業や大学、ＮＰＯ等との連携のもと、普通科高校を中心に、学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを導入する「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」を引き続き実施するとともに、系統的なキャリア教育を進めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
企業・ＮＰＯ等との連携によるキャリア教育の推進	プログラムの開発と事業の実施	プログラムの充実	継続実施		

ウ　教科「人間と社会」の推進（前掲〈33 ページ〉）

道徳教育とキャリア教育の内容を一体的に学ぶ、人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」を、平成 28 年度から全ての都立高校で実施しています。引き続き、社会の現実に照らした体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教科「人間と社会」の推進	教科「奉仕」で試行実施	全校で「人間と社会」の実施	継続実施		

（2）社会貢献意識と実践力の育成

自分だけでなく他人も守り、高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間を育成するため、生徒による実践を中心とした防災教育等を展開し、都立高校の生徒に対する期待や防災に関する社会的要請に応えていきます。

また、ボランティア活動に興味・関心のある生徒から編成されるボランティアサポートチームの活動を通して、各都立高校においてボランティア活動を促進していきます。

ア　防災教育の充実

社会貢献意識と実践力を育成するため、防災ブック「東京防災」と連携した「防災ノート～災害と安全～」の活用等による防災教育を通して、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めていきます。また、阪神淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、地域や関係機関と連携した実践的な防災教育を引き続き実施し、自助・共助の精神を醸成します。

さらに、地域社会で防災リーダーや防災ボランティアとして活躍できる人材を育成するため、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティア体験や現地の高校生との交流活動を行う「合同防災キャンプ」の実施を通して、「防災士」の資格を取得させ、災害発生時に地域に貢献できる人材を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
防災教育の充実	防災活動支援隊の全校設置	継続実施	継続実施		
	一泊二日の宿泊防災訓練等の実施	継続実施	継続実施		
		「防災ノート」の配布	内容を順次更新		
		合同防災キャンプの実施（防災士資格取得の支援）	福島県で実施	宮城県で実施	岩手県で実施

イ　ボランティア活動の推進

「ボランティア活動推進校」において、ボランティア活動に興味・関心のある生徒によるボランティアサポートチームを編成し、ボランティア・サミットを企画・運営等するとともに、サミットを通じて、推進校におけるボランティア活動を全ての都立高校に広報するなどして、ボランティア活動を推進しており、平成31（2019）年度からは全ての都立高校でボランティアサポートチームを編成し、各都立高校においてボランティア活動を広げていきます。

また、東京2020大会後は、平成34（2022）年に開催される第46回全国高等学校総合文化祭東京大会への参加に向けて取組を進めるなど、ボランティアサポートチームで培った精神をレガシーとして継承していきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ボランティア活動の推進		ボランティア・サミットの開催 ボランティア活動推進校の指定	継続実施 ボランティアサポートチームの全校編成 継続実施		

5　都立高校における特別支援教育の推進

現状と課題

● 都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、都立高校における特別支援教育の推進体制を整備してきました。

● 平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、都立高校でも障害のある生徒への合理的配慮が義務化されました。そのため、都教育委員会は都立高校版の「障害者差別解消ハンドブック」を都立高校へ配布し周知を図っているところですが、今後、教職員への理解向上を更に図っていく必要があります。

● また、平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則の改正により、高校における通級による指導が制度化され、平成 30 年 4 月から施行されました。平成 30 年度に実施した調査によると、都立高校における発達障害[11]の可能性があると考えられる生徒の在籍率は 3.7 パーセントとなっています。学校ごとに学科や教育課程が多様である上に、発達障害のある生徒の在籍状況や生徒一人一人の進路希望先等が異なることから、それぞれの実態に応じた指導・支援を行っていく必要があります。

そのため、発達障害教育に係る指導内容の充実等に取り組み、教材の開発や手引の作成のほか、心理の専門家の活用事業を拡充するなど相談支援体制の整備を行っています。今後もこうした取組を継続していくことにより、発達障害のある生徒の将来の自立と社会参加・貢献を実現できるようにしていく必要があります。

図 12　都立高校における発達障害の可能性のある生徒の在籍状況

	生徒数 a	発達障害の可能性のある生徒の在籍数 b	在籍率 c ＝ b／a × 100
全日制	126,533 人	3,042 人	2.4%
定時制	11,506 人	2,026 人	17.6%
計	138,039 人	5,068 人	3.7%

平成 30 年度「公立学校統計調査報告書（a 欄）」（都教育委員会）及び
平成 30 年度に都教育委員会が実施した調査結果（b 欄）から作成

11 発達障害とは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

取組の方向

（1）特別支援教育の推進・充実

障害のある生徒の入学に際して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいた本人等からの合理的配慮の申し出を踏まえた教育条件の整備を推進します。加えて、平成 28 年度に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づいて、以下の取組を進め、教育環境の整備や指導内容の充実等により発達障害教育を推進します。

ア　発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応

自己の障害に関する理解と社会性を向上させるための指導や現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科・科目等で活用できるように開発した教材をモデル校で活用しており、今後も引き続き、必要な学校に教材を配布し、指導の充実を図ります。

あわせて、発達障害のある生徒にとって分かりやすい授業展開の方法や適切な行動を促す行動支援の方法等について研究開発を行うとともに、指導の手引等を活用し、ユニバーサルデザインの考え方[12]に基づき、発問や指示が理解しやすく、活動の見通しをもちやすいなど、障害特性に応じた授業や行動支援を行います。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
発達障害教育に係る指導内容の充実と組織的な対応	東京都特別支援教育推進計画に基づき実施	学校設定教科・科目の開発とガイドラインの作成及び必要な学校での実施 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動支援	必要な学校に導入 事例集による成果の普及	→	成果検証・改善見直し 成果検証・改善見直し

12 ユニバーサルデザインの考え方とは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

イ　発達障害教育環境の整備

中学校において通級による指導を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、発達障害の状態に応じた指導・支援を行うことが必要になります。

生徒自身が困難さを自覚しており、比較的障害の状態が軽度の場合は、前記アの取組を活用しながら、土曜日等に、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援（コミュニケーションアシスト講座）を引き続き実施していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
発達障害教育環境の整備		教育課程外での特別な指導・支援の検討、試行実施・本格実施	継続実施		

ウ　高校における通級による指導の充実

中学校において特別支援学級での指導・支援を受けていた生徒等が、将来社会人として自立するために、前記アの取組に加えて、高校においても引き続き発達障害の状態に応じた特別な指導・支援を必要とする場合があります。

都立高校における発達障害のある生徒の通級による指導については、パイロット校での指導の実践を踏まえ、今後の通級指導の仕組み等について検討を行い、平成 32（2020）年度中に策定予定の東京都特別支援教育推進計画（第二期）の第二次実施計画において具体化を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
高校における通級による指導の充実		パイロット校における検証	パイロット校における検証及び検証を踏まえた検討		具体化

目標 Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進

1　国際色豊かな学校の拡充

2　専門高校の改善

3　中高一貫教育校の改善

4　定時制課程・通信制課程の改善

5　島しょ高校の改善

都立高校等の配置計画・学科の改編等

1　国際色豊かな学校の拡充

現状と課題

● 外国人人口や訪日観光客の増加に伴い、東京は、異なる文化的背景をもつ人々が暮らす多様性に富む社会へと変化しつつあり、広い視野をもち、国境を越えて相互に理解し合うことの必要性が高まっています。この流れは、東京 2020 大会の開催等を契機に、今後、一層加速していくことが予想されます。こうした新たな時代においては、将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードする人材を育成していくことが求められています。

これに応えるため、新国際高校（仮称）や小中高一貫教育校の設置を着実に進めるほか、平成 27 年 4 月に国際高校に開設した国際バカロレア[13] コースにおける教育を更に充実させ、多様な価値観を受容し、豊かな教養と世界で通用する語学力を備えた人材を育成していく必要があります。

図 13　東京都における外国人人口の推移

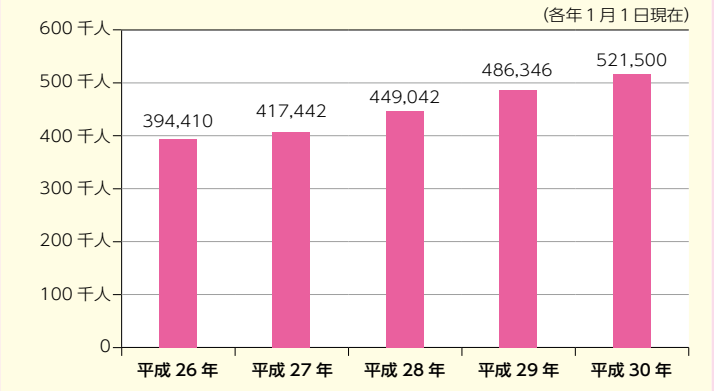

「外国人人口」（東京都総務局）から作成

図 14　年別訪日外客数の推移

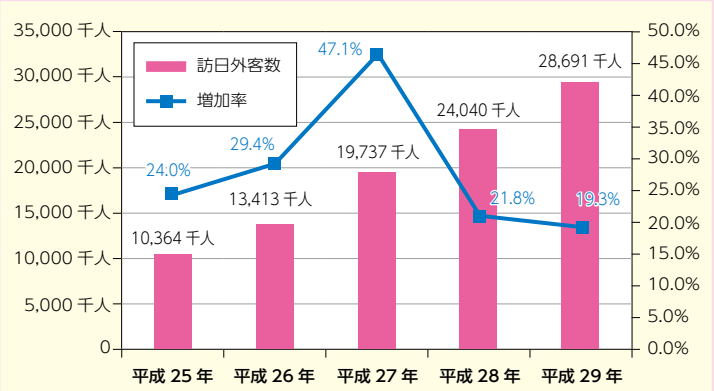

「年別訪日外客数」（日本政府観光局）から作成

13 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構（本部：ジュネーブ）が実施する国際的な教育プログラムのこと。生徒の年齢に応じたプログラムがあり、このうち高校相当のディプロマ・プログラム（ＤＰ）では、2 年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能である。国際バカロレアのスコアは、国内外の大学において、入学者選抜等に広く活用されている。

取組の方向

（1）国際色豊かな教育環境の整備

将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成していくため、国際色豊かな教育環境を整備します。

ア　新国際高校（仮称）の設置

豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と協調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成するため、新国際高校（仮称）の開設準備を着実に進めます。

新国際高校（仮称）においては、リベラル・アーツ教育[14]や探究的な学習の充実等による幅広い教養を基礎として、海外の大学や教育研究機関等との連携を進めるとともに、アメリカをはじめとした海外大学への進学支援を行い、生徒がグローバルに進路を選択できる学習環境を整備します。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜82ページ＞】

イ　小中高一貫教育校の設置

小学校第1学年からの英語教育等を通じて、高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成していくため、立川国際中等教育学校に附属小学校を設置し、12年間一貫した教育課程を実現した小中高一貫教育校の開設準備を着実に進めていきます。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜82ページ＞】

ウ　国際バカロレア教育の充実

平成29年度に卒業した国際高校の国際バカロレアコース第1期生の国際バカロレア資格（フルディプロマ）の取得状況や海外大学への進学実績等を踏まえ、海外大学進学指導のノウハウ等を蓄積していくとともに、国際バカロレア教育の更なる充実に向けた支援を行います。

また、国際高校における実践的な研修に加えて、大学院や海外への派遣研修等を通じて、国際バカロレアのカリキュラムを英語によって行うことができる教員を計画的に育成していくとともに、高度な英語力と専門性を有する人材を確保するための方策を検討していきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
国際バカロレア教育の充実	国際バカロレアコースの設置 国際バカロレア校の認定	ディプロマプログラムによる授業の開始 第1期生の海外大学等への進学	ディプロマプログラムによる授業の実施 海外大学等への進学支援	→	→

14 リベラル・アーツ教育とは、思考力・判断力のための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標とする教育のこと。

2　専門高校の改善

現状と課題

● 産業構造の変化や科学技術の進展等に伴い、職業人に求められる技術・技能は高度化・多様化しており、専門高校においては、これらに対応できる人材の育成が求められています。その一方で、専門高校は、普通科高校と比較して、積極的に志望する生徒の割合が少なく、中途退学率も高いといった課題が明らかとなっています。このような状況を踏まえ、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、教育内容等を改善し、魅力ある専門高校づくりを進めていく必要があります。

図 15　専門高校（専門学科）の中途退学率の推移

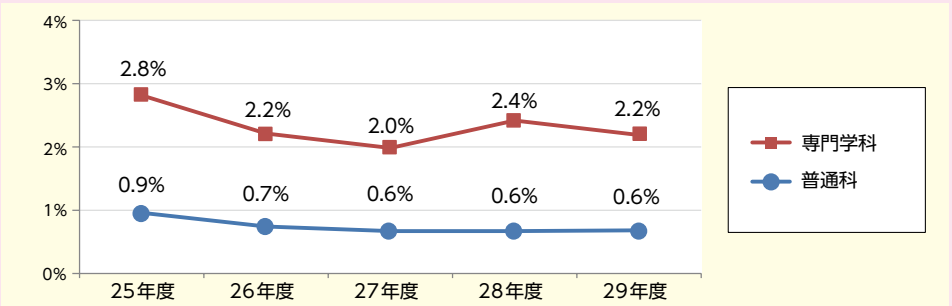

※全日制課程のみ算出

各年度「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会）等から作成

図 16　専門高校（商業科・工業科・農業科）入学者選抜応募倍率（一次・前期募集）の推移

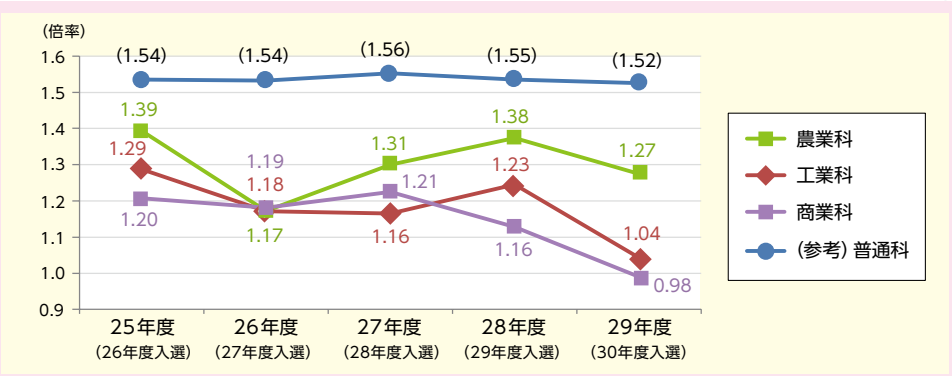

※全日制課程のみ算出

各年度「東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況）」から作成

● 安心・安全な農産物へのニーズが世界的に高まる現代社会においては、食の安全の確保や、環境保全の取組、労働安全の確保、効率的な農場経営など、適切に工程管理された農業経営が不可欠となっています。このため、農業系高校においても、安心･安全な農産物を社会に提供していくための過程や、商品の企画や加工、生産、販売等の食に関する最新の実践や研究についての学習を充実させることが重要です。

● 工業高校は、これまで、ものづくり人材を育成・輩出し、東京の産業の発展を支える重要な役割を果たしてきています。一方で、従来から指摘があるように、普通科高校と比較して、積極的に志望する生徒の割合が少なく、中途退学率も高いといった課題が明らかとなっています。また、民間企業の採用増加等を背景として、工業科の教員採用候補者選考への応募者が減少傾向にあるとともに、各工業高校に整備されている施設設備は老朽化が進んだものが数多くあるなど、工業高校を支える人的・物的環境にも課題が見られる状況となっています。

さらに、人口減少社会の到来やグローバル化の更なる進展、情報技術等の進歩に伴う産業構造の変化など、現在、日本の産業を取り巻く環境や前提条件が大きく変動しており、その変化への対応も求められます。

● 世界的な通信・情報網の発達等により、ＩＴ関連産業が要する産業人口に関する将来推計は今後右肩上がりが続き、2030 年には約 79 万人の人材が不足するとの推計結果もあります。工業高校では、情報・システム系の学科において、ＩＴ人材育成の基礎となるような学習を展開しており、このような社会の状況を踏まえた人材育成が重要となります。

● ビジネスを取り巻く環境が大きく変化する中で、商業高校においては、簿記や会計等に係る知識や技術に加え、ビジネスを考え、動かし、変えていくことができる力を身に付けることが必要となっています。こうした中で、商業高校で学んだ専門性を実社会で活用できるよう、企業や地域社会との連携を図り、ビジネスを実地に学ぶ実践的な商業教育を展開するため、平成 30 年度に商業科（全日制課程）をビジネス科に改編し、第１学年の「ビジネス基礎」において、東京都独自作成の副教材「東京のビジネス」を活用した東京の地域やビジネスについて調査・研究する授業を実施しています。

また、企業や地域社会等と共同した商業教育の支援を行う組織として、平成 30 年７月に「商業教育コンソーシアム東京」を設置するなどの取組を進めており、今後、商業教育の改革を更に進めていく必要があります。

● 江戸開府から 400 年以上の歴史をもつ東京には、「宝物」とも言うべき様々な伝統工芸品や匠の技等がありますが、その魅力や価値が十分に伝わっていない状況が見受けられます。また、後継者不足等の問題から、長い歴史の中で大切に守られてきた優れた技が、次第に衰退していくことが危惧されています。そのため、伝統工芸や匠の技に対する興味・関心を高める取組を充実し、東京の「宝物」を守り、育てていく人材を育成していくことが必要です。

● 共働き世帯の増加や超高齢社会の到来により、保育や介護等の分野で活躍する人材の育成が喫緊の課題となっていることや、調理師を養成できる家庭科の入学者選抜の応募倍率が高い状況にあることから、これらのニーズに応えていく必要

があります。

- 我が国は国土の全てを海に囲まれ、貿易量に占める海上輸送の割合が 99 パーセント以上を占める海洋国家です。また、都は、国際戦略港湾である東京港を抱えるほか、国内の排他的経済水域の約 38 パーセントを有しています。このような状況の中で、真に国際社会で活躍できる海洋人材を育成していくため、大島海洋国際高校において、教育内容や実習内容の改善・充実を図るとともに、特色ある教育内容を実現するための教育環境を整備していく必要があります。

取組の方向

（1）専門高校の改善・充実

ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進するため、専門高校における教育内容の改善・充実等を進めていきます。

ア　ＧＡＰ認証の取得と教育活動への展開

農業系高校において、食品安全や環境保全、作業工程の効率化など、ＧＡＰ[15]の取組を通して、農産物の生産だけでなく、農業経営について学習する機会を提供し、将来の東京の農業や関連産業を支える人材（農業マイスター）を育成していきます。あわせて、各認証団体等による認証を取得し、認証を受けて生産した農産物を、東京 2020 大会で提供する取組を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ＧＡＰ認証の取得と教育活動への展開		（ＧＡＰ認証取得）	ＧＡＰに関する教育の展開 継続実施	認証の保持・更新 東京 2020 大会等への食材提供の推進	

15 ＧＡＰ（Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。農業系高校や農業大学校において、生徒・学生がＧＡＰを学び、自ら実践することで、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資することが期待される。

イ　農業系高校における企業と連携した学習の充実

農業や食品に関係する商品等の企画や開発、製造や加工、販売等を行う企業との連携を図ることにより、最新の農業や食品関連産業に関する一連の取組を学ぶ機会を拡大します。あわせて、ＧＡＰやＨＡＣＣＰ[16]、スマート農業等の、食の安全や安心に関する最新の研究動向や実践事例等についても企業との連携により学ぶ機会を充実していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
農業系高校における企業と連携した学習の充実			順次実施	→	→

ウ　ものづくり立志事業の実施

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行う「ものづくり立志事業」を実施します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ものづくり立志事業の実施			ものづくり立志事業の実施	→	→

エ　工業高校におけるＩＴ人材の育成

将来のＩＴ人材の育成に向け、情報・システム系の学科を有する町田工業高校において、ＩＴ関連企業や専門学校等の高等教育機関と連携し、ＩＴ人材育成のための新たな教育プログラムを開発・実施します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
工業高校における IT 人材の育成			新たな教育プログラムの開発	→	実施に向けた準備

16 ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点）とは、食品の安全性確保のため、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理の手法のこと。このような学習を通して、食品の安全の確保と衛生管理に関する知識と技術を習得するとともに，安全で衛生的な食品を製造する能力と態度を育成できる。

オ　工業科教員の確保

高等学校教諭免許状（工業）が取得可能な大学での教員採用説明会の実施を拡大するとともに、実習助手（工業）からの受験者拡大を図るなど、更なる工業科教員の確保策を検討していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
工業科教員の確保			大学での説明会を拡大 確保策の検討		

カ　工業高校の在り方についての検討

社会状況や産業構造の変化等を踏まえ、中長期的な将来の工業高校の在り方について、教育界や産業界、生徒･保護者等の意見も踏まえながら検討していきます。あわせて、各工業高校の施設設備の計画的な整備・更新に向けた検討を進めます。

キ　ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革

「商業教育コンソーシアム東京」において、商業高校の生徒の資質・能力の伸長を図るため、引き続き、企業や地域社会等との連携を継続的に進めていきます。

また、商業高校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、「東京のビジネス」の活用方法とともに、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の指導方法の開発を行います。「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして、実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供します。また、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施し、各校の取組を共有しながら指導の充実を図ります。これらの取組を通して、実務的職業人（ビジネスマイスター）を育成していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革		「ビジネスアイデア」の開発・試行校による実践・開講 全日制課程の商業科７校をビジネス科に改編 「商業教育コンソーシアム東京」の設置	教育プログラム活用による全校実施 標準カリキュラムの検討・作成 ビジネスアイデア実践発表会の実施 「商業教育コンソーシアム東京」の運営	標準カリキュラムの実施	

ク　産業高校における新たな類型の設置

都独自の専門学科である産業科[17]を設置する橘高校において、生産から流通、消費までを一貫して学ぶことを通じて、伝統工芸や匠の技といった東京の「宝物」の良さや魅力への興味・関心を高め、将来のものづくりマイスターとなり得る人材を育成します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
産業高校における新たな類型の設置			実施に向けた検討	順次実施	→

ケ　家庭・福祉高校（仮称）の設置

調理師の養成や、不足が見込まれる保育人材を育成する家庭科と、超高齢社会に対応した介護人材を育成する福祉科とを併せもった高校として家庭・福祉高校（仮称）の設置に向けた準備を引き続き進めます。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜ 82 ページ＞】

コ　大島海洋国際高校における海洋教育の充実

都立高校で唯一の海洋関係の学科を設置する大島海洋国際高校において様々な海洋課題に対応できる人材を育成するため、新たな実習船「大島丸」による航海実習など、特色ある教育の更なる充実を図ります。また、船舶運航技術、海洋生物、海洋産業、海洋探究の４分野の学習を効果的に進めていくため、カリキュラムの見直しを行うなど、海洋教育の充実に取り組んでいきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
大島海洋国際高校における海洋教育の充実		（在り方の検討）	教育内容・実習内容の改善・充実	→	学科改編

17 産業科とは、キャリア教育を充実し、ものづくりから流通、販売までを総合的に学び社会に貢献する人材育成を行う専門学科

3　中高一貫教育校の改善

現状と課題

● 都立中高一貫教育校 10 校（中等教育学校５校、併設型中高一貫教育校５校）では、高校受検のないゆとりある学校生活や幅広い異年齢集団による活動といったメリットを生かし、中・高６年間を見通して、各校が工夫を凝らした特色ある教育活動を展開しており、生徒の学習への興味・関心の向上や思考力・判断力・表現力等の伸長が図られるとともに、科学オリンピック等の各種大会や進学などにおいて様々な成果・実績が挙げられています。

こうした成果・実績を積み重ねてきたことにより、中学校段階からの高い入学ニーズがある一方で、併設型中高一貫教育校における高校からの入学については、６年間一貫教育という中高一貫教育のメリットを享受できないことなどから、選択肢となる他の高校が近隣に多くあるという東京都の特性も相まって、中学生の志望状況が低調です。そうした中で併設型中高一貫教育校における中高一貫した教育活動等の展開に制約が働いています。

図 17　併設型中高一貫教育校の志望倍率推移（高校からの入学段階）

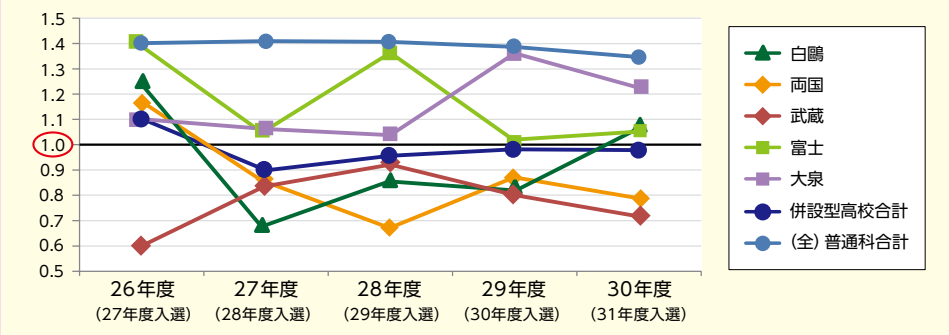

学校名		26年度（27年度入選）	27年度（28年度入選）	28年度（29年度入選）	29年度（30年度入選）	30年度（31年度入選）
併設型高校	白鷗	1.24	0.67	0.86	0.83	1.08
	両国	1.17	0.87	0.67	0.87	0.78
	武蔵	0.60	0.83	0.92	0.81	0.72
	富士	1.41	1.04	1.36	1.00	1.05
	大泉	1.09	1.06	1.04	1.37	1.22
	計	1.10	0.89	0.97	0.98	0.97
全日制普通科		1.40	1.42	1.41	1.39	1.35

各年度「都立高校全日制等志望予定（第１志望）調査」から作成

取組の方向

（1）中高一貫教育校の改善・充実

都立中高一貫教育校のねらいとする計画的・継続的な６年間一貫教育を一層推し進めていくために、次の取組を進めていきます。あわせて、平成 32（2020）年度からの新しい小学校学習指導要領の全面実施等を踏まえ、中学校段階の入学者決定の方法や内容等について改善を検討していきます。

ア　中学校段階の生徒による切磋琢磨（せっさたくま）の機会の創出

都立中高一貫教育校の教育を一層推進するため、都立中高一貫教育校 10 校が連携して、中学校段階において、ディベートや探究的な学習の成果等のプレゼンテーションのコンテスト等を実施するなどして、生徒同士が切磋琢磨（せっさたくま）する機会を創出し、社会の様々な場面・分野で活躍するリーダーの育成を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
中学校段階の生徒による切磋琢磨の機会の創出			ディベート・プレゼンテーションのコンテスト等を実施	→	→

イ　併設型中高一貫教育校の改善

都立中高一貫教育校のねらいとする将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、６年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大します。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜ 83 ページ＞】

4　定時制課程・通信制課程の改善

現状と課題

- 従来、定時制課程の高校は、昼間に学校に通うことができない勤労青少年の学びの場となってきました。しかし今日では、学習習慣や生活習慣等に課題がある生徒や、小・中学校時代に不登校を経験した生徒、外国人の生徒など、多様な生徒が在籍するようになっています。

- 都教育委員会では、このような多様なニーズに対応すべく、チャレンジスクールや昼夜間定時制高校を設置し、規模拡大に取り組んできましたが、平成 30 年度入学者選抜においても、チャレンジスクールの応募倍率は 1.59 倍であり、入学希望に十分に応えられていない状況があります。チャレンジスクールは、小・中学校時代に不登校を経験した生徒を主に受け入れる高校で、都立高校の中でも入学希望者が多く、入学者選抜の応募倍率が高い水準で推移しています。また、多摩地域では昼夜間定時制高校である八王子拓真高校にチャレンジ枠があるものの、チャレンジスクールは設置されていません。

図 18　チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校における入学者選抜応募倍率の推移

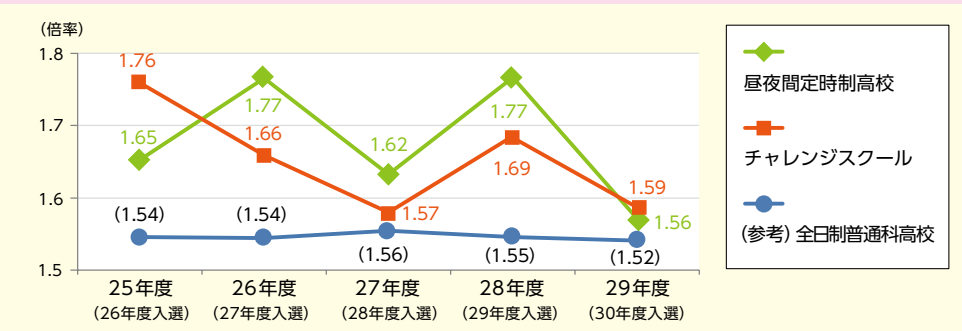

各年度「東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況）」から作成

- 夜間定時制課程は、第二次募集以降では全日制課程の高校等への進学希望がかなえられなかった生徒のセーフティネットの機能を有していますが、新実施計画策定後も、夜間定時制課程を希望する生徒は減少を続けています。平成30 年度には、募集人員に対する在籍生徒数の割合は 51.2 パーセントにまで低下し、入学者が 10 人以下の学校が複数に上るほか、単学級化も更に進行しています。また、夜間定時制課程に進学した生徒のうち勤労青少年の割合は、昭和 40 年度には 88.3 パーセントでしたが、平成 30 年度は 3.9 パーセントとなっています。

図 19　夜間定時制課程の入学者選抜応募倍率の推移

年度	25 年度（26 年度入選）	26 年度（27 年度入選）	27 年度（28 年度入選）	28 年度（29 年度入選）	29 年度（30 年度入選）
入学者選抜応募倍率	0.47 倍	0.42 倍	0.38 倍	0.39 倍	0.40 倍

各年度「東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況）」から作成

図 20　夜間定時制課程の生徒数・定員・充足率の推移（第 1 学年）

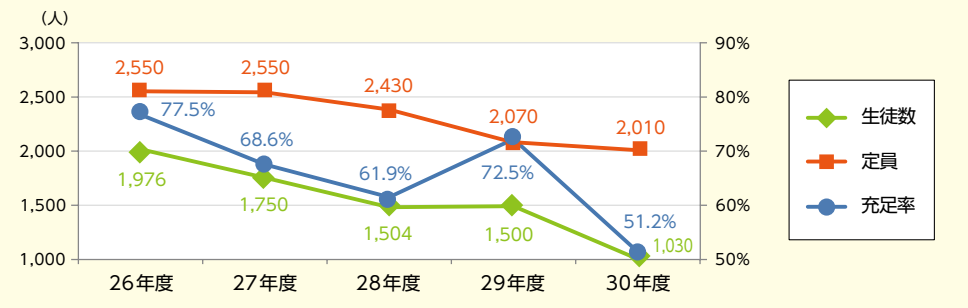

※充足率＝生徒数÷定員数

各年度「公立学校統計調査報告書」（都教育委員会）から作成

図 21　公立中学校卒業者のうち定時制課程進学者の推移とそのうち就職している者の推移

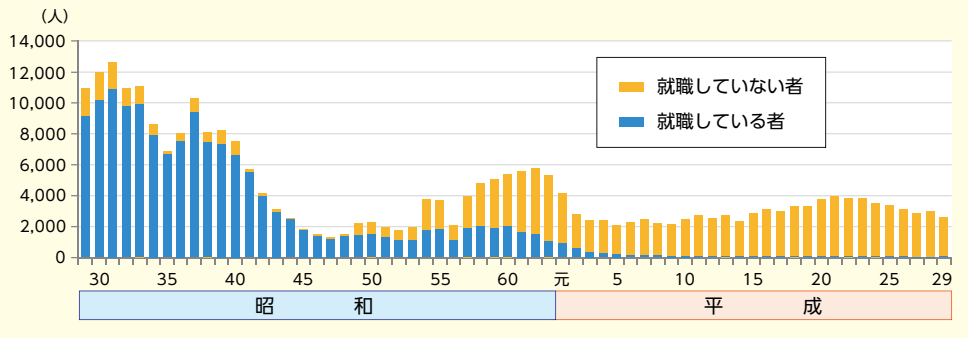

平成30年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成29年度）進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

- 定時制課程の高校では、スクールカウンセラーの拡充や「構成的グループエンカウンター」のプログラム[18]の実施等の様々な取組により、多様な生徒の学習活動を支え、進路実現や社会的自立を促進していますが、中途退学率は依然として高い水準にあります。そのため、学習支援や相談支援を一層充実し、更なる中途退学の防止や一層の進路実現を図る必要があります。

- 定時制課程で学ぶ生徒のための給食の在り方については、これまで他の自治体の動向や生徒へのニーズ調査等を踏まえて検討を進めてきました。定時制課程の高校を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、今後も引き続き検討を進めていく必要があります。

18「構成的グループエンカウンター」のプログラムとは、生徒同士や教員との人間関係・信頼関係づくりができるよう、他者との触れ合いを意図的に構成し、円滑な人間関係を築く力を身に付けるプログラム

● 通信制課程の高校は、全日制や定時制の高校に通学することができないものの、学ぶ意欲のある生徒に対して高校教育を受ける機会を提供しています。そのため、全日制課程や定時制課程を中途退学した生徒や、不登校を経験した生徒、基礎学力が十分に身に付いていない生徒など、多様な生徒が在籍しており、学力や意欲の差が大きいことも特徴の一つです。

一方、通信制課程の高校の学習は自学自習が基本であることに加え、定時制課程と併置されており時間と場所が限られていることから、生徒一人一人に対しきめ細かく指導することが難しいのが現状です。このような状況を踏まえつつ、引き続き、通信制課程の高校のセーフティネットとしての機能の充実を図る必要があります。

取組の方向

（1）定時制課程の改善・充実

多様化する生徒や保護者のニーズに応え、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校に入学を希望する生徒をより多く受け入れられるよう、チャレンジスクールの新設や、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の規模拡大を行います。

また、夜間定時制課程は、在籍する勤労青少年の割合が減少するとともに、募集人員に対する在籍生徒数の割合も低下しているため、一部を閉課程していきます。

ア　チャレンジスクール等の新設や規模拡大

平成 30 年度に、桐ヶ丘高校、大江戸高校及び六本木高校の規模拡大を行いました。今後、足立地区チャレンジスクールと立川地区チャレンジスクールの新設とともに、既存のチャレンジスクールや昼夜間定時制高校の夜間部の学級増による規模拡大を、入学者選抜の状況等を踏まえながら順次実施していきます。これにより、入学を希望する者がより多く入学できるように適正な規模と配置を実現します。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜ 82 ページ＞】

イ　夜間定時制課程の一部閉課程

チャレンジスクールの新設やチャレンジスクールと昼夜間定時制高校の夜間部の規模拡大を行い、その進捗や夜間定時制課程の応募倍率の推移等を考慮しながら、一部の夜間定時制課程を閉課程します。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜ 82 ページ＞】

ウ　チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実

チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校において、午前部・午後部・夜間部に分かれている授業時間帯のより柔軟な運用による学習の充実など、多様な生徒の個々の状況に合わせた教育環境を提供し、社会的に自立できる力の育成を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
チャレンジスクール・昼夜間定時制高校の充実	多部制の定時制高校の教育環境等の改善に関する検討及び順次実施	継続実施	継続実施	→	→

エ　定時制課程の給食の在り方の見直し

定時制課程における給食について、喫食状況の変化の背景や多様化する生徒のニーズ等を多面的に分析し、定時制課程で学ぶ生徒に対する食の提供方法等の検討を行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
定時制課程の給食の在り方の見直し	調査・検討	提供方法等の検討	提供方法等の検討	→	→

（2）通信制課程の改善・充実

通信制の学びのセーフティネットとしての機能を強化させるため、ＩＣＴの活用による学習環境の改善・充実を図るとともに、ＮＰＯ等と連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供していきます。

ア　ＩＣＴの活用による通信制課程の改善・充実

通信制課程の高校において、多様な学習ニーズに対応するため、ＩＣＴを活用し、時間や場所の制約を超えて学習や相談ができるようにするとともに、基礎・基本の学習コンテンツ等の活用を促進します。また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるようにすることで、自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、通信制課程における学習環境の改善・充実を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ICT の活用による通信制課程の改善・充実		（調査・検討）	システム検討・構築	システム導入	

イ　ＮＰＯ等と連携した居場所づくり

通信制課程の生徒に対し、学校とＮＰＯ等が連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行い、社会的・職業的な自立を促進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
NPO 等と連携した居場所づくり			通信制課程の生徒への支援の実施		

5　島しょ高校の改善

現状と課題

● 島しょ高校では、在籍生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨（せっさたくま）しにくい状況があります。そうした状況を踏まえて、平成 28 年度から神津高校で、平成 29 年度から八丈高校で、島しょ以外の都内（以下「島外」という。）生徒の受入れを実施しています。また、平成 30 年度入学者選抜から、島しょ高校の入学者選抜の会場を島外にも設け、島外からの志願者が受検しやすい環境を整えています。

● また、島しょ高校は、豊かな自然環境に恵まれている一方で、島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことや、島外の高校との交流や大学、企業等と連携した教育活動が困難であること等の課題があります。このため、島しょ高校が所在する町村の意向を踏まえつつ、島外生徒の受入れを今後も実施していくとともに、ＩＣＴの活用等により、島しょ高校が抱える地理的制約による課題を解決していく必要があります。

図 22　島しょの高校の充足率の推移

（単位：％）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
大　島	42.1	43.3	47.9	44.6	43.8
新　島	40.0	44.2	33.3	34.2	31.7
神　津	28.3	27.5	26.7	27.5	35.8
三　宅	10.8	14.2	20.0	18.3	17.5
八　丈	47.2	41.4	36.4	29.7	32.8
小笠原	47.8	51.1	47.8	50.0	53.3

各年度「公立学校統計調査報告書」（都教育委員会）から作成

取組の方向

（1）島しょにおける教育の充実

島外生徒が単身で島しょに居住し、島しょの高校に進学することを可能とするため、都教育委員会、島しょの各町村及び各高校が連携して、生徒の受入体制の整備を進めていきます。また、島しょ高校における教育活動の充実を図るため、ＩＣＴ環境の更なる整備を進めます。

ア　島外生徒の受入れの促進

神津島村（神津高校）では入学を希望する生徒が寮に入居する形式により、八丈町（八丈高校）では地元住民宅でのホームステイにより、島外生徒を受け入れており、引き続き島外生徒の受入れを進めていきます。また、他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入れに向けた検討・調整を行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
島外生徒の受入れの促進		平成 28 年度 神津高校・神津島村での受入れ 平成 29 年度 八丈高校・八丈町での受入れ	島外生徒の受入れを推進 受入れに向けた各町村との調整等	→	→

イ　ＩＣＴ環境の更なる活用による教育活動の充実

ＩＣＴを活用したＷｅｂ確認テストでの習熟状況の把握や、習熟状況に応じた家庭での学習課題の提示等を可能とするため、インターネット接続環境を整備した上で、情報端末の配備を充実し、学校･家庭を通じた効果的な学習を支援します。あわせて、Ｗｅｂ会議システム等の活用により、島外の高校との交流、大学や企業との連携等を促進できる環境を創設します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ICT 環境の更なる活用による教育活動の充実			ＩＣＴ機器等の活用の検討	検討に基づき順次実施	→

都立高校等の配置計画・学科の改編等

1 配置計画

新実施計画（平成 28 ～ 30 年度）に基づく取組を継続

（1）学校の設置

区　分	内　容	対　象　校 ＜設置場所＞	年　度　別　計　画 31年度 (2019年度)	32年度 (2020年度)	33年度 (2021年度)	開校予定年度
小中高一貫教育校	小中高一貫教育校	立川国際中等教育学校	実施設計	工　事 →	入学者決定	平成 34 年度 (2022 年度)
専門高校	家庭・福祉高校 (仮称)	赤羽商業高校	実施設計	工　事 入学者選抜	開　校	平成 33 年度 (2021 年度)
	新国際高校 (仮称)	＜旧東京都職員白金住宅地＞	埋蔵文化財調査	基本設計 →		—
チャレンジスクール	足立地区チャレンジスクール	荒川商業高校	実施設計 →		仮設校舎工事 入学者選抜	平成 34 年度 (2022 年度)
	立川地区チャレンジスクール	＜旧多摩教育センター敷地＞	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工　事	平成 35 年度 (2023 年度)

※新国際高校（仮称）については、基本設計の結果等を踏まえ、できるだけ早期に開校予定

（2）閉課程

区　分	内　容	対　象　校	閉課程予定年度
全日制課程・定時制課程併置校	夜間定時制課程の閉課程により併置を解消 （既存のチャレンジスクール・昼夜間定時制高校のⅢ部（夜間）の規模を拡大し、夜間の時間帯における学習ニーズに対応）	雪谷高校	平成 32（2020）年度
		江北高校	平成 33（2021）年度
		小山台高校	未定
		立川高校	未定

2 学科の改編等

（1）学科の改編

区　分	内　容	対　象　校	改編予定年度
理数科の設置	普通科の一部を理数科に改編	立川高校	平成 34（2022）年度
商業科を普通科に改編	商業科を特色ある普通科に改編	五日市高校（全日制課程）	平成 32（2020）年度
		五日市高校（定時制課程）	平成 31（2019）年度

※このほか、多摩地域における理数科の設置の進捗状況等を踏まえ、23 区内においても理数科の設置を検討

（2）その他

区　分	内　容	対　象　校	予定年度
併設型中高一貫教育校	高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大	富士高校・附属中学校	平成 33（2021）年度入学生から
		武蔵高校・附属中学校	
		両国高校・附属中学校	平成 34（2022）年度入学生から
		大泉高校・附属中学校	

※白鷗高校・附属中学校については、施設整備の状況を踏まえて実施時期を決定（実施時期：平成 33（2021）年度以降を予定）

目標 Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備

1　組織的な学校経営の強化

2　教員の資質･能力の向上

3　安全で環境に優しい施設整備

4　就学機会の適正な確保

5　社会の変化に対応した入学者選抜の改善

6　課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

1　組織的な学校経営の強化

現状と課題

● 新しい高等学校学習指導要領では、「各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと（中略）などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」に努めるものとするとされており、カリキュラム･マネジメントの確立の必要性が指摘されています。これを踏まえ、生徒に未来を創り出す力を育んでいくため、各校が育成を目指す資質･能力を具体化し、教育課程を通じて確実に育成していくことが求められます。

● 平成 30 年度入学者選抜において、一部の都立高校で応募倍率が低下し、結果として欠員が生じる状況に至りました。これには様々な要因が考えられますが、一因としては、各校の取組や特色を中学生やその保護者に十分に伝えられていなかったことが挙げられます。このため、今後更に、中学生の高校選択の幅が広がることが想定される中においては、各校の取組や特色を分かりやすく発信していく必要があります。

● 都立高校はこれまでも、自校の課題を捉え、それを解決するための具体的な学校経営の目標を定めることにより、組織的･計画的な学校経営を推進してきました。
　教育公務員特例法の改正を受けて、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標として「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を平成 29 年 7 月に策定しました。今後、組織的な学校経営をより一層強化するため、この指標を踏まえて体系的に整理した教育管理職や教員の育成方針等を基に、教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力について若手の段階から育成を図り、更に向上させていく必要があります。

● いじめや暴力行為等の生徒の問題行動、不登校等の課題は多様化・複雑化しており、学校だけでは解決できない事例も少なくありません。このため、保護者、地域住民、関係機関等と迅速・適切に連携協力できるサポート体制を確立することを目的として、全ての都立高校に学校サポートチーム[19]を設置しています。
　今後は、学校サポートチームの機能を明確にした上で、定期的な会議等を通して、教職員、ＰＴＡ、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害を受けた生徒の支援や加害者側の生徒の反省を促す指導を行うなど、支援体制を一層充実させていく必要があります。

● 地域社会は、生徒が体験と実践を伴った探究的な学びに取り組むための豊富な教材にあふれた学びの場であり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、

地域社会がもつ教育力や資源等を活用していくことが重要です。それと同時に、都立高校は、地域社会の一員でもあることから、地域を支える人材を育成していくことも期待されています。

● 都立高校の施設には、社会教育の場としての役割も求められており、平成 10 年度から全校で公開講座や施設開放を実施しています。一方で、全校実施の開始から 20 年となり、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、それに伴い都立高校に求められる役割も増大しています。また、公開講座については、受講希望者が少ない講座が多いことや講師となる教員の負担が大きいなどの課題があります。このため、公開講座や施設開放について、地域住民のニーズ等を踏まえつつ、学校教育との両立を図りながら推進していく必要があります。

取組の方向

（1）学校の魅力向上と効果的な発信

全ての都立高校においてカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進するとともに、各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報し、効果的な魅力発信を進めていきます。

ア　カリキュラム・マネジメントの実施

「カリキュラム・マネジメント推進校」において、育成を目指す資質・能力も踏まえつつ各校で作成したグランドデザインに基づいて、現状の分析・評価とともに、教育課程の改善等を行ってきました。今後は、その取組の成果を普及していくことにより、全ての都立高校においてグランドデザインを策定するとともに、グランドデザインの実現に向けて、教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくカリキュラム・マネジメントの確立に向けた取組を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
カリキュラム・マネジメントの実施		グランドデザインの策定支援 カリキュラム・マネジメント推進校の指定	グランドデザインの全校策定を支援 取組成果を全都立高校へ展開		

19 学校サポートチームとは、生徒の問題行動等への対応において、保護者や地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する組織のこと。

イ　都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施

学校のグランドデザインを実現するための取組に対し、支援が必要な学校に重点的に支援を行います。また、グランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、各校のホームページや学校案内パンフレット、生徒目線での学校の魅力を発信する魅力ＰＲ動画「まなびゅ～」等、各種媒体の制作を支援し、効果的な魅力発信を推進します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施		魅力ＰＲの動画配信支援	グランドデザイン実現のための取組を支援 都立高校ＨＰ等の制作支援 継続実施		

（2）学校経営能力の向上と外部人材の活用

組織的な学校経営を実現するため、校長や副校長、主幹教諭等のマネジメント能力を一層向上させていきます。また、学校サポートチームとの連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

ア　教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標を踏まえ、学校管理職育成指針及び東京都教員人材育成基本方針の改訂、並びにＯＪＴガイドラインの改訂を行い、その周知及び活用を通じて、教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の育成を推進します。

また、学校経営支援センター等と連携し学校マネジメント講座の内容の改善や、修了者のフォローアップ等を通じて、学校リーダー育成研修プログラムの一層の充実を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教育管理職及びミドルリーダー層のマネジメント能力の向上	学校管理職育成指針・東京都教員人材育成基本方針【一部改正版】の策定及び周知と活用 ＯＪＴガイドラインの改訂 教育管理職研修及びミドルリーダー層への研修の実施	学校管理職育成指針・東京都教員人材育成基本方針の改訂 ＯＪＴガイドラインの一層の周知と活用 研修の充実	改訂版の周知と活用 ＯＪＴガイドラインの改訂 研修の一層の充実	改訂版の周知と活用	

イ　学校サポートチームの効果的な活用

定例会議や個別の事案に応じた緊急会議等の開催を通して、学校サポートチームを機能させ、教職員と外部人材が役割分担しながら、生徒の問題の解決に向けた支援を行っていきます。また、校内で中心となって連絡調整や会議の運営等を担う教員の指定等により、学校サポートチームとの連携を強化することで、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制づくりを推進します。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
学校サポートチームの効果的な活用	学校サポートチームの設置 学校いじめ対策委員会との連携による体制の確立	学校サポートチームの機能強化	継続実施	→	→

（3）地域に開かれた学校としての取組の推進

地元商店街、企業、ＮＰＯ等との連携や、区市町村教育委員会等との連携を通じて地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

ア　地域との連携・協働による学校運営の推進

「地域との連携・協働」をブランドイメージとする学校づくりを推進するため、「地域連携リーディング校」において、地元商店街、企業、ＮＰＯ等とのネットワークである地域学校協働本部と連携・協働する体制を構築し、地域を支え、地域に貢献する学校を目指します。

また、区市町村教育委員会等との連携を強化し、地域の小・中学校と連携して教育活動に取り組む都立高校を「地域密着型教育活動推進校」として指定し、学校運営に区市町村教育委員会等の参画を得て、地域の小・中学生と高校生とが交流する機会を充実するなど、地域と密着した教育活動を推進します。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
地域との連携・協働による学校運営の推進		地域連携リーディング校の指定	地域学校協働本部との連携・協働 地域密着型教育活動推進校の指定	→	→

イ　地域と連携した学校の特色化の推進

五日市高校において、西多摩の豊かな自然や学校が有する資源等を生かして、地域の企業等とも連携しながら、地域に愛着をもち、地域を支える人材を育成するための特色化を推進していきます。

【年次計画表は「都立高校等の配置計画・学科の改編等」＜83 ページ＞】

ウ　地域における学習機会の提供と施設の開放

地域に開かれた都立高校として、地域住民のニーズを踏まえた学習・文化・スポーツ活動の振興に資するため、学校教育活動の時間を確保した上で、公開講座や施設開放を実施していきます。また、公開講座については、学校を取り巻く環境の変化や公開講座の実施状況等を勘案しながら、今後の在り方について検討を進めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
地域における学習機会の提供と施設の開放	公開講座及び施設開放事業の実施	全校での継続実施	公開講座の今後の在り方について検討 施設開放の実施	公開講座の見直し 施設開放の実施	施設開放の実施

2　教員の資質・能力の向上

現状と課題

- 教員全体の指導力や専門性の向上を図るため、学習指導等において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する教員の職として、平成 25 年度から指導教諭の職を設置しています。引き続き、指導教諭を活用していくことにより、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立高校全体の指導力を高めていく必要があります。

- 教員の人事異動について、都立高校を取り巻く環境の変化や都民の多様な期待に的確に応え、特色ある学校づくりを推進するため、公募制人事を導入して意欲ある教員の適材適所の配置を進めており、引き続き取り組んでいく必要があります。
  また、東京都特別支援教育推進計画に基づいて、全ての学校で実施する特別支援教育の推進のため、都立高校と都立特別支援学校との異校種期限付異動公募による人事交流の推進により特別支援教育の専門性の向上を図っていく必要があります。

- 英語科教員の実践的な指導力の向上を図るため、平成 26 年度から中・高等学校英語科教員を英語圏の国に派遣しています。学校が派遣しやすい環境の整備や周知方法の見直し、学校からの要望への対応など、これまでの取組により得られた課題について、改善を図っていく必要があります。

- 平成 32（2020）年度から実施される大学入学共通テストにおいては、英語の 4 技能を測定する外部検定試験の活用が検討されていることから、4 技能を測る外部検定試験に対応した指導法を研究していく必要があります。

- 学校組織を構成する教員の資質・能力の向上を図り、教員の成長を学校全体の教育力向上につなげるためには、教員に対する研修が重要であり、その実施方法について、通所研修における協議・演習の充実と通所に伴う負担軽減等を検討する必要があります。

- 平成 25 年度から、体罰根絶に向けた総合的な対策を講じたことにより、部活動における体罰事案は減少していますが、感情のコントロールができずに体罰に至る事案等が未だにあり、根絶に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が一層拡大する中、新しい高等学校学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。一方で、平成 29 年度に都教育委員会が実施した調査によると、週当

たりの在校時間が 60 時間を超えるいわゆる、「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど長時間労働の実態が明らかとなっています。このことは生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

そのため、外部人材の活用等による教員の業務負担軽減等、多角的な支援を実施し、教員の負担軽減と教育の質の向上を両立していく必要があります。

図 23　都立高校（17 校）における 1 週間当たりの在校時間の状況

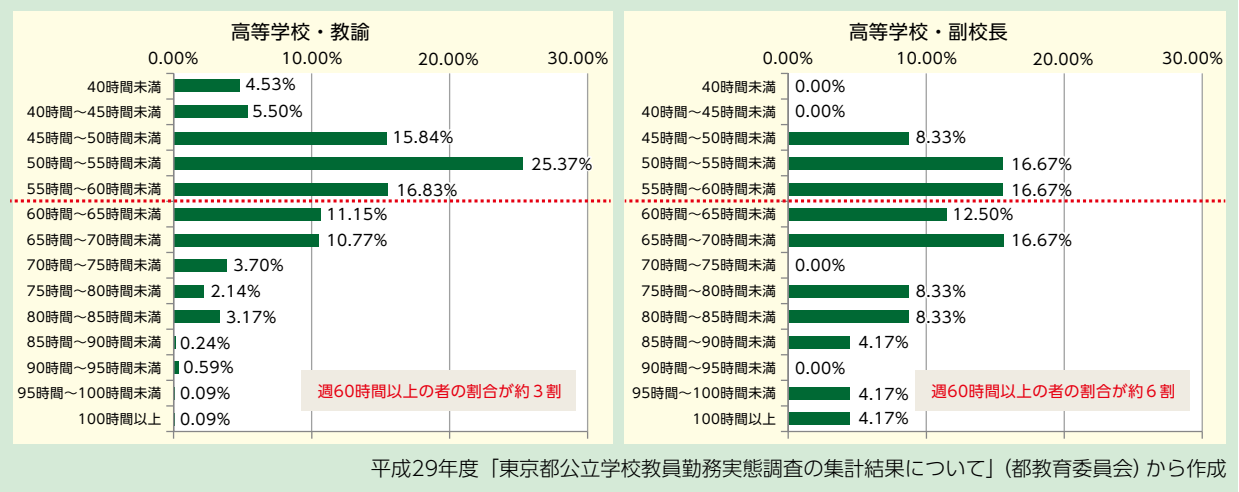

平成29年度「東京都公立学校教員勤務実態調査の集計結果について」（都教育委員会）から作成

● 都立高校教員の精神疾患による病気休職者は、平成 28 年度で約 50 人、平成 29 年度では約 60 人おり、教員に対するメンタルヘルス対策を引き続き実施することが必要です。

取組の方向

（1）教員の指導力向上に向けた取組の推進

生徒の個に応じた教育を推進するため、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立高校全体の指導力を高めていきます。また、公募制人事を推進することにより、人事異動を活性化させ、教員としての視野や幅を広げ、能力の伸長につなげていきます。

ア　指導教諭の活用

指導教諭が模範授業等を通じて他校の教員に優れた指導技術を伝えるとともに、その教員が指導教諭から学んだ指導技術を校内ＯＪＴ等で自校の教員に広めていくことにより、都立高校全体の指導力を高めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
指導教諭の活用	模範授業等による指導教諭の活用	継続実施	継続実施 →		
	指導教諭の計画的任用	継続実施			

イ　公募制人事の推進

公募制人事について、教員への意識啓発を図りながら引き続き実施するとともに、併せて特別な支援が必要な生徒への配慮等、高校における特別支援教育の充実を図るため、都立特別支援学校との異校種期限付異動公募の活用を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
公募制人事の推進	公募制人事異動の拡充	進学指導重点校等の公募改善	継続実施	→	→
	中高一貫教育校等の公募実施	継続実施	継続実施	→	→
	異校種期限付異動公募の整備による人事交流の促進	継続実施	継続実施	→	→

（2）研修の充実と強化

グローバル化の進展や大学入試改革等の社会の変化に対応できるよう、専門性の高い教員を育成していきます。また、全ての教員に体罰の問題点を正しく認識させ、体罰根絶に向けた取組を実施します。

ア　英語科教員等の海外派遣研修の実施

引き続き中・高等学校英語科教員等の海外派遣研修を実施し、より高い指導力と国際的視野を身に付けた教員を育成する取組を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
英語科教員等の海外派遣研修の実施	海外派遣研修の実施	継続実施	継続実施	→	→

イ　英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施

生徒の言語活動の充実を図り、英語の４技能５領域にわたる総合的なコミュニケーション能力を育成するための指導力向上を目的とした研修や、英語で授業を行うための英語力向上を目的とした研修を実施していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
英語科教員の指導力・英語力向上のための研修の実施		英語科教員の英語力を高める研修を実施	継続実施		

ウ　研修動画の制作・配信

都教職員研修センターが実施するこれまでの研修に加え、通所研修が困難な教員に対して「いつでもどこでも受講できる」ようにすることを目的に、研修動画の制作・配信を行うとともに、その効果を検証し、効率的・効果的な研修実施体制を検討します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
研修動画の制作・配信		〔研修動画の制作・配信〕	継続実施・成果検証		

エ　体罰根絶に向けた総合的な対策

体罰根絶に向けた悉皆研修や、体罰を指導の手段とすることをよしとする誤った認識を改めるための「指導方法・意識改善プログラム」の内容の充実を図り、教員が体罰の問題点を正しく認識できるようにします。また、模範となる指導を実践している部活動顧問を引き続き「Good Coach 賞」として顕彰するほか、指導者講習会の実施等を通じて、望ましい指導方法を普及していくことにより、体罰発生ゼロを目指します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
体罰根絶に向けた総合的な対策	体罰根絶に向けた総合的な対策の策定 「Good Coach 賞」の顕彰実施	「指導方法・意識改善プログラム」の改善・実施 「Good Coach 賞」の顕彰実施 運動部活動顧問に対する講習の強化 外部指導員バッジ・資格証の配布	プログラムの内容充実 継続実施 継続実施 継続実施 教員の意識改革を図る新たな研修の展開		

（3）学校における働き方改革の推進

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていきます。

ア　副校長の業務負担の軽減

副校長の業務負担を軽減し、学校経営に専念できるよう、業務を直接支援する非常勤職員を配置していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
副校長の業務負担の軽減			非常勤職員配置の試行	試行結果を踏まえて、本格実施を検討	

イ　教員ＯＢ等の活用促進

教務主任等を対象とした授業時数軽減の対象拡大を図るとともに、それらの取組により、講師等として教員ＯＢ等の活用を促進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教員 OB 等の活用促進			講師等としての活用促進 →	→	→

ウ　ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組の推進

長期休業期間中等において、学校閉庁日を原則５日以上設定するとともに、各学校による定時退庁日等の取組を促進するなど、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた運動を全校で展開していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組の推進		学校閉庁日の設定（先行実施）	全校実施 →	→	→
			定時退庁日等の取組の促進 →	→	→

エ　教員の柔軟かつ多様な働き方の実現

学校における働き方改革を推進するため、国の動向等も踏まえつつ、勤務時間制度の弾力的な運用が可能となるような仕組みについて検討していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教員の柔軟かつ多様な働き方の実現			勤務時間制度の更なる弾力化の検討・実施 →	→	→

オ　新財団の設立による学校経営への支援

教員の負担を軽減するとともに、教育の質の向上を図るため、多角的に学校を支援する新たな外部組織として財団法人を設立します。この組織において、①多様な人材を安定的に確保する機能、②教員サポート機能、③学校の事務センター機能、の三つの機能を柱とした事業を展開し、学校の実情を踏まえたきめ細かく安定的な支援を実施していきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
新財団の設立による学校経営への支援			新財団の設立業務準備	財団による支援開始（一部実施）	本格実施

カ　教員のメンタルヘルス対策の充実

教員の精神的健康の保持・向上を促進するため、引き続き、新規採用教員、新任副校長を対象としたカウンセリング等の実施により、予防に重点を置いた「早期自覚」、「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を推進します。また、全ての教員を対象としたストレスチェック、集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣を実施します。

さらに、労働安全衛生法の改正により、産業医・産業保健機能が強化されることを踏まえ、長時間労働者に対して、産業医による面接指導を拡充し、教員一人一人の健康状態を的確に把握して、学校における対策の充実を図ります。加えて、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、「リワークプラザ東京」を中心とする復職に向けた支援を充実していきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
教員のメンタルヘルス対策の充実	メンタルヘルス対策【土日相談等】の実施	継続実施	継続実施	→	→
	復職支援【リワークプラザ東京】の実施	継続実施	継続実施	→	→
		ストレスチェック実施方法の見直し	教員向けストレスチェック調査票作成	→	教員向けストレスチェック調査票によるストレスチェック実施
		集団分析結果の活用方策の検討	職場環境改善アドバイザー派遣の実施	→	→
		休職者に関するデータ分析	短期休職者向け復職訓練の周知	→	→

3　安全で環境に優しい施設整備

現状と課題

- 東日本大震災において、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）等の非構造部材の落下による被害が発生したことを踏まえ、都立高校においても災害時の生徒等の安全を確保するため、引き続き、天井等の落下防止対策を推進していく必要があります。

  島しょを除く全ての都立高校は帰宅支援ステーション[20]に指定され、また、多くの都立高校が区市町村から避難所として指定されています。このため、首都直下地震等の脅威に備えるため、今後とも、都立高校の防災機能を強化する必要があります。

- 都立高校のブロック塀等には、建設当時は適法に設置されたものの、その後の建築基準法等の厳格化により法令基準を満たさなくなったものや、建設から相当年数を経過し、劣化が見られるものが確認されており、今後、大地震が発生した際、その倒壊により重大な事故が発生するおそれがあり、早急に対応していく必要があります。

- 都立高校の体育館等は、年間を通じて体育の授業や運動部活動、学校行事等において活用されているとともに、災害発生時には地域の住民の避難場所ともなります。空調設備が設置されていない場合、夏季には熱中症等が懸念され、様々な活動に制約が生じることから、空調設備の設置が強く求められています。

  また、これまで、普通教室や、防音性が求められる音楽室・視聴覚室・図書室、熱を発するＩＣＴ機器を設置するＰＣ室等の特別教室に空調設備を設置してきました。しかし、近年、真夏日・猛暑日が増加しており、夏季に空調設備が設置されていない特別教室で行う実験・実習に支障を来す事例も生じていることから、生徒の安全・安心の確保や良好な教育環境の実現に向けた施設・設備の整備に取り組んでいく必要があります。

- 生徒の安全・安心を確保し、良好な学習環境を維持するため、校舎等の建築年数や老朽度合い等を考慮して、施設を計画的に維持･更新していく必要があります。

  また、施設・設備の長寿命化のためには、改修・更新サイクルに合わせ、必要な修繕を適切な時期に、計画的に実施することが必要です。

- 現在、家庭では洋式トイレが普及していますが、都立高校においては、依然として和式トイレが多く設置されている状況にあり、学校施設を生徒の実態に合わせて改善していく必要があります。

- これまで、来校者の目に触れる場所に多摩産材を使用した什器を置き、多摩産材の普及、ＰＲを行ってきました。今後は、生徒が使用する什器についても、多摩産材をはじめとする国産木材の利用を推進することが重要となります。

- 地球温暖化対策など環境配慮への意識が高まる中、再生可能エネルギーの利用

等による電気使用量や CO_2 排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

取組の方向

（1）災害時における安全対策

生徒の安全・安心を確保するとともに、地域社会の防災拠点としての期待に応えるため、都立高校の防災機能の一層の強化に取り組みます。また、都立高校のブロック塀等の安全対策を実施していきます。

ア　非構造部材の耐震化

天井等の落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
非構造部材の耐震化	各都立高校における非構造部材の調査・点検 調査・点検結果に基づく耐震化工事の実施	耐震化工事の実施	継続実施	→	→

イ　ブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施していきます。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31 (2019) 年度	32 (2020) 年度	33 (2021) 年度
ブロック塀等の安全対策の推進		安全対策工事の実施	継続実施	→	

（2）教育活動を支えるための環境整備

生徒の安全・安心を確保し、良好な学習環境を維持するため、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を進めます。

20 帰宅支援ステーションとは、災害発生時に徒歩による帰宅者に対し、水道水、トイレ、テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う施設である。

ア　体育館等の空調設置

体育館等について、可能な学校から順次工事を行い、早急に空調設置を進め、原則として平成 31（2019）年度から３年間で、全体育館への設置を目指します。

また、特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、夏季における教育環境の改善を図っていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
体育館等の空調設置		特別教室への順次整備	体育館等へ順次設置 継続実施		

イ　老朽校舎の改築・大規模改修

良好な学習環境を維持するため、老朽化した施設の改築・大規模改修を計画的に実施するとともに、学校の特色に応じた施設整備を進めます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
老朽校舎の改築・大規模改修	主要施設 10 か年維持更新計画に基づく改築・大規模改修の実施	更新計画に基づき実施	継続実施		

ウ　都立高校の予防保全的な改修

都立高校３校において、棟単位での老朽化対策工事を実施し、学校内で生じている棟ごとの老朽化の不均衡を一定レベルまで解消することで、建物全体の耐久性をバランスよく保ち、施設・設備の長寿命化を図ります。また、都立高校全体の計画的な改修等に資するため、設備の状況や修繕状況など、施設関連情報をデータベース化するとともに、中長期の改修計画を策定していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
都立高校の予防保全的な改修			改修工事の実施 施設関連情報データベース化	改修計画の策定	

エ　トイレの洋式化の推進

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際、洋式トイレを基本として整備を行っていきます。また、計画的にトイレ改修工事を実施し、トイレの洋式化を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
トイレの洋式化の推進		洋式化工事の実施	継続実施	→	

オ　国産木材什器の整備促進

国産木材の利用を推進するため、都立高校において、国産木材を活用した生徒用机、椅子等の什器の整備を進めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
国産木材什器の整備促進			国産木材什器の整備	→	

（3）環境負荷低減を可能とする施設・設備整備

都立高校における環境負荷の一層の低減に向け、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの利用やＬＥＤ照明等による設備の省エネルギー化等により、電気使用量やCO_2排出量の削減を図ります。

ア　太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
太陽光発電設備の整備	改築校及び構造上設置可能な高校に設置	継続実施	改築校及び大規模改修校に整備	→	

イ　照明のＬＥＤ化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてＬＥＤ照明とするなど、照明のＬＥＤ化を順次進めていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
照明のＬＥＤ化の推進		改築校及び大規模改修校に整備	継続実施		

4　就学機会の適正な確保

現状と課題

● 都内公立中学校卒業予定者数は、平成 29 年度の約７万９千人から、平成 42（2030）年度には約８万７千人程度まで増加していくことが見込まれています。高校への進学を希望する都内公立中学校卒業者については、一般財団法人東京私立中学高等学校協会との協議のもと、毎年度就学計画を策定した上で、都立高校と私立高校で分担して受入れを行っています。今後は、都内公立中学校卒業予定者数の増加等を踏まえた中長期的視点からの就学対策について検討が必要となっています。

図 24　年度別都内公立中学校卒業予定者数の推移

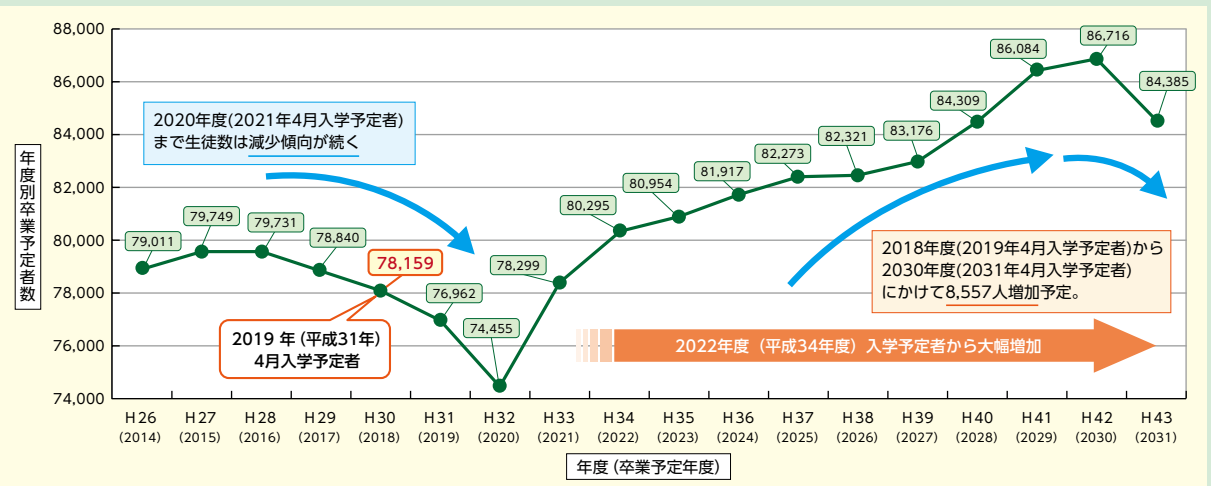

※１　各年度の数値は、各年度５月１日現在の中学校３年生在籍者数推計値である（※平成 30 年度教育人口等推計の H30 以前の数値は実数）。
※２　各年度５月１日現在の中学校３年在籍者数を当該年度の卒業予定者数とした。

● 都内の外国人人口の増加に伴い、平成 25 年度入学者選抜以降、在京外国人生徒対象枠への応募人員は増加傾向にあります。応募人員の増加に対応し、平成 29 年度及び平成 30 年度入学者選抜においては、在京外国人生徒対象枠を設置する都立高校を１校ずつ増やし、合計７校としました。

一方で、都における外国企業の積極的な誘致活動や東京 2020 大会の開催、さらには、人手不足が懸念される産業分野において外国人材を受け入れるための新たな在留資格が創設されるなど、国においても外国人の受入拡大を進めようとしている中、今後、更に外国人人口が増加し、それに伴い、在京外国人生徒の増加も見込まれています。このため、在京外国人生徒等の高校への就学機会を確保していく必要があります。

● 都立高校では、入国後の在日期間が入学日現在で３年以内の外国籍の者を対象として、入学者選抜の学力検査問題に平仮名のルビを振る措置に加えて、辞書の持込みと時間延長を認める措置を実施してきました。しかし、日本語の理解が不十分でありながら、在日期間が３年を超えるために措置を申請できない外国籍の生徒や、日本語を母語としない日本国籍の生徒など日本語指導が必要な生徒に対す

る措置も不可欠となっていることから、ルビを振る措置については、平成 31（2019）年度入学者選抜からは、国籍を問わず、入国後の在日期間が入学日現在で原則として６年以内の者で、日本語指導が必要な生徒について特別措置の対象とすることとしました。今回の変更を踏まえた上で、今後も引き続き受検者の状況等を検証する必要があります。

- 都立高校に入学した在京外国人生徒等が学校生活を円滑に送るには、日本語習得に向けた支援をはじめとした適切な支援を行うことを通じて、在京外国人生徒等のニーズに対応した教育環境を整備していくことが重要です。

- これらの取組を通じて、在京外国人生徒が安心して学ぶことができる環境を整備することで、外国人生徒と日本人生徒との交流が活発になり、双方において、お互いの国の文化や価値観の理解が進み、国際感覚の醸成にもつながることが期待されます。

取組の方向

（1）就学対策の推進

高校への進学を希望する意欲と熱意のある生徒の就学機会を確保するため、都立高校と私立高校の現有の教育資産を最大限に活用して生徒を受け入れるという中長期的視点に立った就学対策の考え方のもと、引き続き適切な就学計画を策定していきます。

ア　適正な募集枠の設定

都内公立中学校卒業予定者数の推移や地域バランス、全日制への進学希望等を踏まえ、学校施設の改築に際し、普通教室の整備等を行い、適正な募集枠を設定します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
適正な募集枠の設定	適正な募集枠の設定	継続実施	継続実施 改築時における普通教室の増設等	→	→

（2）日本語指導が必要な生徒の受入れ

日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移等を踏まえ、適切な募集規模を検討するとともに、受検者に対して必要な配慮を引き続き行っていきます。

ア　在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、設置校の場所や学科を考慮の上、適切な募集規模を検討し、在京外国人生徒等を受け入れていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
在京外国人生徒等に係る募集規模の検討	既設枠の増員 新設枠の設定	既設枠の増員 新設枠の設定	募集規模の検討 →		
				募集規模の適正化 →	

イ　日本語指導が必要な受検者に対する措置

学習意欲がありながら日本語を十分に習得していない外国籍の生徒や日本語を母語としない日本国籍の生徒の進路実現を図るため、受検に際しての措置について、引き続き、必要に応じて検証・見直しを行っていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
日本語指導が必要な受検者に対する措置		検討委員会による検証・順次改善 （特別措置（辞書の持込・時間延長等）の実施、応募資格確認の一括実施）	検証・見直し →		

（3）在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

在京外国人生徒等に対する日本語指導の充実を図り、都立高校への入学後も学校生活を支障なく送ることができるよう、必要な支援を行っていきます。

ア　在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

都立高校において、日本語指導が必要な外国人生徒等が増加していることを踏まえ、引き続き、外部人材を活用した個別指導の充実等を図ります。

また、日本語指導が必要な外国人生徒等が、学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得できるよう、各校と多様な外部人材やＮＰＯ・大学等が連携した日本語指導体制の構築を進めます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援	日本語指導外部人材活用事業の実施	継続実施	継続実施		
			指導体制の検討	指導体制の構築	

5 社会の変化に対応した入学者選抜の改善

現状と課題

- 平成 25 年度入学者選抜から、推薦に基づく選抜の改善を行ったことにより、「基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力やコミュニケーション能力など、これからの社会で生徒に必要となる力を評価し、選抜する」という目的が定着してきています。今後も、学力検査では測ることができない多様な能力を更に適切に評価することができるよう、集団討論や小論文等の各検査のテーマ設定や内容等について、一層の工夫と改善を図る必要があります。

- 学力検査に基づく選抜について、中学校で身に付けるべき学力を的確に評価し、選抜することを明確にするとともに、選抜方法の共通化・簡素化を図るため、平成 28 年度入学者選抜から制度を改善しました。今後、その目的に沿った選抜が実施できているかについて検証を進める必要があります。

- 都立高校入学者選抜における英語検査に関し、平成 28 年 9 月の東京都英語教育戦略会議報告書において、「話すこと」を含めた 4 技能評価の検討が提言されました。この提言を踏まえ、東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会を設置して検討を行い、平成 29 年 12 月に検討結果を取りまとめました。平成 30 年度には、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会を設置するとともに、テストの内容や実施方法を検証するためのフィージビリティ調査を実施しました。
  都立高校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入に向けて、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の検討結果やフィージビリティ調査の結果等を踏まえ、具体的な評価方法、導入時期等について更に検討を行っていく必要があります。

- 都立高校の転学・編入学募集は、高校入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図り、教育を受ける機会を確保することを目的に実施しています。平成 28 年度に転学・編入学募集に関するガイドラインを策定し、転学・編入学募集の一層柔軟な運用が可能となるよう改善を図りました。しかし、制度の周知や趣旨の理解が十分とは言えず、転学・編入学制度が有効に生かされていない状況が見られることから、今後も引き続きガイドラインに基づく転学・編入学募集の実施状況の検証・検討を行っていく必要があります。

取組の方向

（1）入学者選抜の改善

推薦に基づく選抜及び学力検査に基づく選抜について、目的に沿った選抜が実施できているかの検証を継続的に行い、必要に応じて改善策を講じていきます。また、入学者選抜において、英語の「話すこと」についての評価導入を検討していきます。

ア　推薦に基づく選抜の改善

推薦に基づく選抜においては、全ての都立高校で集団討論及び個人面接等を実施することとしており、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかの検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
推薦に基づく選抜の改善	制度改善 検証・見直し	検討委員会による検証・見直し	検討委員会による検証・順次改善	→	→

イ　学力検査に基づく選抜の改善

学力検査に基づく選抜について、今後も引き続き、入学した生徒の追跡調査等を通して、目的に沿った選抜が実施できているかどうかについて検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
学力検査に基づく選抜の改善	検討委員会による検証・順次改善	検証委員会による検証・見直し （制度改善（選抜方法の共通化・簡素化））	検討委員会による検証・順次改善	→	→

ウ　入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入

都立高校入学者選抜への英語の「話すこと」の評価導入に向けて、フィージビリティ調査の結果等を踏まえ、平成31（2019）年度にプレテスト、平成32（2020）年度に都内公立中学校第３学年の全生徒を対象とした確認プレテスト等を実施し、平成33（2021）年度に都内公立中学校第３学年の全生徒を対象にスピーキングテストを実施します。

あわせて、都立高校入学者選抜への活用方法や導入規模等についても、検討を進めていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入		導入に向けた検討	プレテストの実施	確認プレテストの実施	スピーキングテストの実施※

※入学者選抜への活用方法、導入規模等については今後検討

（2）転学・編入学制度の改善

高校入学後の進路変更の希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、転学・編入学制度の活用と推進を図ります。

ア　転学・編入学制度の一層の活用と推進

各都立高校における転学･編入学募集の実施状況を引き続き把握し、目的に沿った制度となっているかどうかの検証を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。また、高校だけではなく、中学校等への制度の周知に一層努めていきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
転学・編入学制度の一層の活用と推進	検討委員会による検証・順次改善	制度の活用と推進 ガイドライン作成・実施	制度の活用と推進・実施状況の検証	→	→

6　課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実

現状と課題

● 都立高校の中途退学者数は、減少傾向にあるものの、依然として、年間約２千人の生徒が中途退学しており、特に定時制課程では、高い中途退学率となっています。また、毎年約３～４千人の生徒が不登校[21]の状態にあります。不登校や中途退学により学習の機会を失い、生徒が将来、社会的・職業的に自立することが困難になるケースも少なくありません。このため、学校における不登校・中途退学について、その適切な解決に向け、学級担任のみならず、学校内の教職員が各々の役割分担のもとに協力し、自立支援チーム[22]や関係機関との連携を図りながら対応していく必要があります。

図 25　中途退学者数及び中途退学率の推移

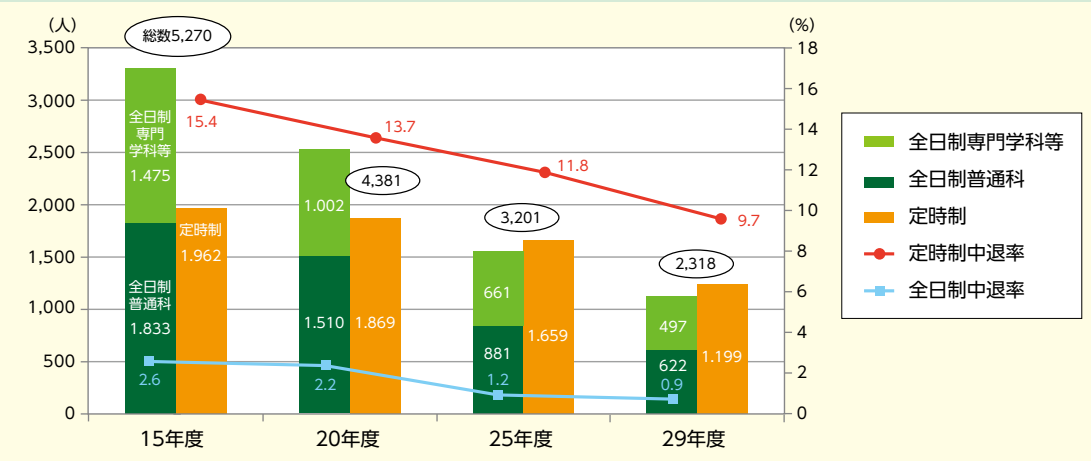

「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会）等から作成

図 26　不登校の生徒数及び割合の推移

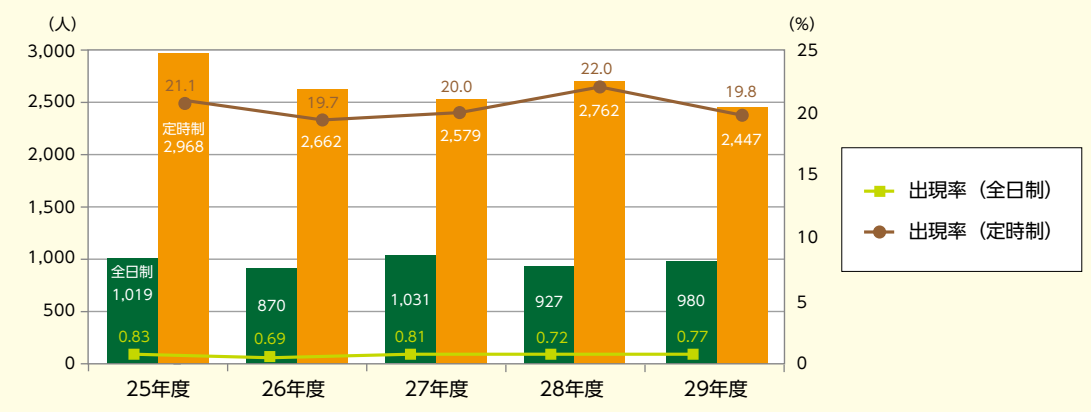

（注）出現率とは、（不登校生徒数／生徒総数×100）を表す。

「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会）等から作成

● 生徒が抱える問題は複雑・多様化しており、それが不登校やいじめ等の要因ともなり得ます。このため、生徒からの相談に十分に対応ができるよう、平成 25 年度から、全ての都立高校にスクールカウンセラーを配置し、平成 26 年度からは第１学年生徒を対象とした全員面接を実施しています。また、平成 28 年度からは、都立高校の全ての課程に配置し、年間勤務日数を増やすなどして、配置の拡充を図ってきました。日常から、生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備することにより、生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていくことが必要です。また、生徒の様々な問題行動等に対し、教職員の対応力の向上を図るため、精神科医による支援も重要です。

● 定時制課程では、人間関係を円滑に構築できずに入学後間もなく中途退学する生徒が多いことから、第１学年次において、「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施し、中途退学の未然防止を図ってきました。実施前に比べ、中途退学者数は減少したものの、未だ中途退学者に占める第１学年次の生徒の割合が高くなっています。そのため引き続きプログラムを実施していくとともに、その効果を検証していくことが必要です。

図 27　中途退学者の学年別割合（定時制課程）

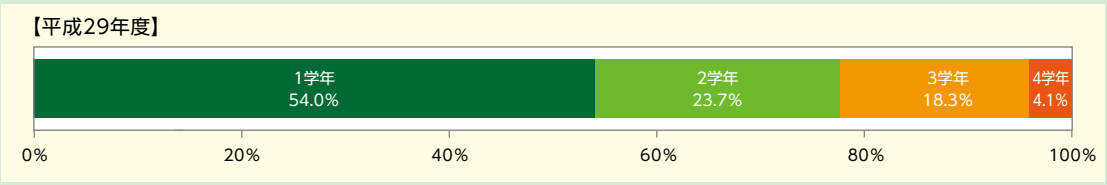

※学年制ではない「単位制」の学校を除く。

「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（都教育委員会）から作成

● 自立支援チームを都立高校に派遣し、不登校・中途退学の未然防止や不登校生徒への支援、都立高校を中途退学した者への就労・再就学等の支援に取り組んできました。これらの取組を通じて、都立高校の中途退学者数は減少傾向にあります。しかしながら、現在でも中途退学する生徒は一定数存在するとともに、不登校の問題も残されています。このため、こうした課題を抱えている生徒等に対して、更なる支援の充実を図っていく必要があります。

● 都立高校生進路支援連絡協議会[23]は、都立高校の教員と雇用・労働、福祉・医療等の関係機関の職員が一堂に会し、生徒の進路支援や不登校等課題を抱える生徒への支援を行う上で必要な連携の在り方について協議してきました。今後もより連携を密にして、生徒への支援を充実させていく必要があります。

● これまで、都立高校を中途退学して、高校への再就学や、高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する者、都立高校への復帰を目指している長期欠席中の生徒に対して、ユースソーシャルワーカー[24]が若者の支援を目的としたＮＰＯ等と連携し、学校への復帰や再就学、就労に向けた支援を行い、中途退学者等の再チャレンジに向けた環境づくりを進めてきました。

しかし、不登校等により長期欠席となっている生徒や、高校生活を送ることに困難を抱えている生徒が未だ多く存在しており、学習面、生活面及び精神面から生徒たちを支える機会や場（学びのセーフティーネット）を整備する必要があります。

- 問題の深刻化を未然に防止する観点から、いじめをはじめ、様々な悩みを抱える生徒が相談できる多様な選択肢を用意することが重要です。近年のスマートフォンの普及等に伴い、若年層のコミュニケーション手段として、ＳＮＳの利用が増えてきていることから、従来の電話やメール相談に加えて、ＳＮＳを活用した相談体制を構築することが求められています。

取組の方向

（1）学校における指導体制の強化

学校における不登校や中途退学への対応について、学級担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担のもと協力するとともに、関係機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進していきます。

ア　不登校・中途退学対策の中心的役割を担う教員の指定

自立支援チームや関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う教員を、継続して各都立高校で指定します。また、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、引き続き、養護教諭を補助する臨時職員を配置します。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
不登校・中途退学対策の中心的役割を担う教員の指定		中心的役割を担う教員の指定	継続実施		
		臨時職員の配置	継続実施		

21 不登校とは、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、長期欠席した児童・生徒（年度間の欠席日数が連続又は断続して 30 日以上であった者）のうち、病気や経済的理由で登校できない者以外で「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」としている。

22 自立支援チームとは、中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業者への切れ目ない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行うため、面談等を通した生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、就職を目指す生徒への進路決定に向けた支援、児童相談所等の関係機関と連携した福祉的支援など、生徒一人一人の自立に向けた支援を行っている組織である。

23 都立高校生進路支援連絡協議会とは、都立高校、ハローワーク、都立職業能力開発センター、自治体、地域若者サポートステーション、若者就労支援団体等を構成員とする協議会のこと。地域の支援ネットワークによる包括的・多角的な都立高校生への支援の在り方を検討している。

24 ユースソーシャルワーカーとは、都立学校における不登校・中途退学対策を目的とし、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う人材として配置している一般職非常勤職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する職である。

イ　スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実

引き続きスクールカウンセラーを全ての課程に配置し、高校１年生全員を対象に面接を実施するなど、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやその配置校の校長を対象とした連絡会を開催し、連絡・協議や情報共有を図り、学校教育相談体制の一層の充実に向けた効果的な取組を推進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の充実	全校への配置 高校１年生対象全員面接の実施	都立高校の全ての課程に配置 継続実施	継続実施	→	→

ウ　精神科医の活用による支援の強化

生徒の様々な問題行動等の早期発見・早期対応を図るため、個別事案の対応方法を学校全体で共有するなど、教職員の対応力の向上を図り、必要な場合には医療機関につなぐことができるよう、精神科医による支援を強化していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
精神科医の活用による支援の強化	精神科医派遣事業の実施	精神科医による支援の強化	継続実施	→	→

（2）学校における指導内容の充実

定時制課程は全日制課程に比べ、全ての生徒に占める不登校や中途退学者の割合が高くなっており、円滑に人間関係を築くことができないことがその要因の一つとして挙げられます。このため、高校入学後に人間関係を円滑に構築できるよう支援していきます。

ア　定時制課程における人間関係づくりの支援

定時制課程の生徒が、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思いやりをもって相手の気持ちを受け止めたりすることができるよう、生徒同士や教員との関係等、人間関係を形成するスキルを一層高めることを支援します。そのために、第１学年次において「構成的グループエンカウンター」のプログラムを実施するとともに、ＮＰＯ等と連携し、生徒同士の人間関係を円滑に構築する手法を教員に教授する連絡会等を継続して開催するなど、中途退学の未然防止を図ります。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
定時制課程における人間関係づくりの支援	「構成的グループエンカウンター」のプログラムの実施	継続実施	継続実施 →		

（3）自立支援チームによる支援の充実

生徒が将来、社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、自立支援チームを派遣するとともに、関係機関との連携を強化していきます。

ア　自立支援チームによる支援の充実

課題を抱える生徒が多く在籍している学校に対してユースソーシャルワーカーの派遣を継続するとともに、それ以外の都立高校に対しても、ユースソーシャルワーカーが訪問し、学校へのアプローチを強化するとともに、専門的な知見を生かして学校での対応が困難な案件を把握し、不登校・中途退学の未然防止や不登校生徒への支援を充実していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
自立支援チームによる支援の充実	実態調査 中途退学等進路支援モデル事業実施	自立支援チームの派遣	継続実施 →		

イ　関係機関との連携強化

都立高校生進路支援連絡協議会等を活用し、ハローワークや都立職業能力開発センター等の就労支援機関、福祉・医療機関等とのネットワークを強化していくとともに、生徒支援の課題意識を共有する場を提供するなど、都立高校が外部の専門機関と効果的な連携を進めることで、個々の生徒への支援を充実させる環境を整備していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
関係機関との連携強化	都立高校生進路支援連絡協議会の設置	協議会の拡充	協議会の実施	→	→

（4）社会的・職業的な自立を促す環境づくり

様々な悩みや課題を抱える生徒等に対して、拠り所となる居場所を提供し、社会的・職業的な自立を促す環境づくりを進めていきます。

ア　課題を抱える生徒等の拠り所となるＮＰＯ等と連携した居場所づくり（一部再掲）

ＮＰＯ等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行い、社会的・職業的な自立を促進していきます。

項　目	第一次実施計画 24 年度～ 27 年度	新実施計画 28 年度～ 30 年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
課題を抱える生徒等の拠り所となるＮＰＯ等と連携した居場所づくり		中途退学者への再就学・就労支援の実施	課題を抱える生徒等への支援の実施 通信制課程の生徒への支援の実施（再掲） 中途退学者への再就学等の支援の実施	→	→

（5）新たな教育相談体制の構築

様々な悩みを抱える生徒に対して、ＳＮＳの活用など多様な相談の選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止するための新たな教育相談体制を構築していきます。

ア　ＳＮＳを活用した教育相談体制の構築

平成30年度における試行実施の結果を踏まえ、様々な悩みを抱える生徒に対して多様な相談の窓口を用意するため、関係部局との連携のもと、ＳＮＳを活用した教育相談体制を整備していきます。

項　目	第一次実施計画 24年度～27年度	新実施計画 28年度～30年度	新実施計画（第二次）		
			31(2019)年度	32(2020)年度	33(2021)年度
ＳＮＳを活用した教育相談体制の構築		相談体制の構築及び試行実施	本格実施	→	→

資　料

資料 1　都立高校等の学校数、学級数、生徒数

資料 2　都立高校等の教員数

資料 3　都内公立高等学校進路状況

資料 4　都内公立高等学校進路状況の進学者の内訳

資料 5　都内公立高等学校進路状況の就職者の内訳

資料 6　都内公立高等学校卒業者の進路状況推移

資料 7　都立高校定時制課程の学校数･生徒数等の比較

資料 8　これまで設置してきた多様なタイプの学校の一覧

資料 9　都立高校の種類

資料10　都立高校等の配置

資料１　都立高校等の学校数、学級数、生徒数

（平成 30 年５月１日現在）

区　分		全日制	定時制	通信制
高等学校	学校数	173校	55校	3校
	学級数	3,296学級	566学級	36学級
	生徒数	124,235人	11,506人	1,516人
中等教育学校	学校数	5校	－	－
	学級数	121学級	－	－
	生徒数	4,687人	－	－
中学校	学校数	5校	－	－
	学級数	48学級	－	－
	生徒数	1,909人	－	－

平成 30 年度「公立学校統計調査報告書」（都教育委員会）から作成

資料２　都立高校等の教員数

（平成 30 年５月１日現在）

区　分	教員数			
高等学校	合計	全日制	定時制	通信制
	9,450人	8,126人	1,281人	43人
中等教育学校	369人		－	－
中学校	113人		－	－

平成 30 年度「公立学校統計調査報告書」（都教育委員会）から作成

資料３　都内公立高等学校進路状況

（平成 30 年３月卒業）

区　分	合　計	進学者	専修学校等入学者	就職者	一時的な仕事に就いた者	左記以外の者（在家庭者・その他）	不詳・死亡	再掲		
								進学者のうち就職している者	専修学校等入学者のうち就職している者	進学希望在家庭者等
全定計	43,025人	21,982人	11,307人	5,418人	460人	3,858人	0人	0人	3人	5,568人
	100.0%	51.1%	26.3%	12.6%	1.1%	9.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%
全日制	40,173人	21,435人	10,566人	4,569人	245人	3,358人	0人	0人	3人	5,367人
	100.0%	53.4%	26.3%	11.4%	0.6%	8.4%	0.0%	0.0%	0.0%	13.4%
定時制	2,852人	547人	741人	849人	215人	500人	0人	0人	0人	201人
	100.0%	19.2%	26.0%	29.8%	7.5%	17.5%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%

注 1）「進学希望在家庭者等（再掲）」は、「専修学校等入学者」のうち予備校入学者及び「左記以外の者（在家庭者・その他）」のうち進学希望者を合わせた数である。
注 2）構成比（%）については、各数値を四捨五入しているため、各数値の合計が 100%にならない場合がある。
平成 30 年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成 29 年度）の進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

資料４　都内公立高等学校進路状況の進学者の内訳（平成 30 年３月卒業）

（単位：人）

区分	進学者	大学学部への進学者計	人文科学			社会科学			理学	工学			農学	保健	家政	教育	芸術	その他	短期大学本科への進学者計	その他
			文学	史学	哲学他	法・政治学	商・経済学	社会学他		機械工学	通信工学	電気応用科学他								
全定計	21,982	20,738	2,117	309	1,117	1,496	4,053	2,141	819	613	832	1,028	672	1,580	665	1,491	940	865	1,213	31
全日制	21,435	20,251	2,069	305	1,065	1,461	3,946	2,082	804	602	813	1,017	669	1,555	658	1,461	899	845	1,159	25
普通	18,318	17,434	1,847	268	917	1,311	3,385	1,828	743	515	663	896	553	1,379	560	1,282	581	706	870	14
農業	142	121	2	0	2	1	8	10	1	0	0	5	65	7	10	3	1	6	20	1
工業	576	549	11	4	12	22	36	13	35	51	94	77	25	32	5	11	87	34	22	5
商業	603	538	56	7	18	25	280	62	1	2	5	1	0	9	5	20	12	35	63	2
家庭	59	37	3	0	1	0	3	1	0	0	0	2	0	6	15	6	0	0	22	0
福祉	6	4	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
その他	473	451	44	4	14	34	50	34	3	9	26	8	7	21	4	28	122	43	21	1
総合	1,258	1,117	105	22	101	68	184	131	21	25	25	28	19	101	59	111	96	21	139	2
定時制	547	487	48	4	52	35	107	59	15	11	19	11	3	25	7	30	41	20	54	6
普通	288	262	33	4	31	18	67	30	8	7	4	5	1	13	2	10	12	17	22	4
農業	5	5	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
工業	25	23	1	0	0	2	1	0	0	3	1	1	0	1	0	0	13	0	2	0
商業	5	5	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	20	20	0	0	1	0	3	2	1	0	5	0	0	3	0	2	3	0	0	0
総合	204	172	14	0	19	13	33	24	6	1	9	5	2	8	5	18	13	2	30	2

平成 30 年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成 29 年度）の進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

資料５　都内公立高等学校進路状況の就職者の内訳（平成 30 年３月卒業）

（単位：人）

区分	産業別就職者数	林業・農業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産・物品賃貸業	学術研究機関・専門・技術サービス業	宿泊・飲食サービス業	生活関連サービス・娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）	左記以外のもの
全定計	5,421	40	3	7	633	1,079	87	113	453	996	42	78	136	345	289	16	234	94	350	295	131
全日制	4,572	35	1	5	537	935	71	100	389	845	40	65	123	254	216	13	165	78	314	279	107
普通	1,694	3	1	1	108	233	25	26	154	348	10	19	18	148	131	7	106	41	62	208	45
農業	186	30	0	2	9	42	0	1	7	49	0	0	1	24	3	0	4	3	6	4	1
工業	1,478	2	0	2	364	421	27	49	107	120	1	20	45	18	9	2	13	16	184	25	53
商業	912	0	0	0	45	188	13	17	101	271	19	21	44	45	56	1	18	14	45	10	4
家庭	46	0	0	0	0	6	0	0	2	10	0	0	11	9	1	0	4	0	1	2	0
福祉	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10	0	0	0	0
その他	143	0	0	0	7	32	6	5	13	27	8	4	4	6	4	0	7	2	4	10	4
総合	101	0	0	0	4	13	0	2	5	20	2	1	0	4	11	2	3	2	12	20	0
定時制	849	5	2	2	96	144	16	13	64	151	2	13	13	91	73	3	69	16	36	16	24
普通	528	3	2	1	56	76	7	6	42	94	0	12	7	62	42	2	44	14	23	13	22
農業	40	2	0	0	2	6	0	0	3	9	0	1	0	8	4	1	3	0	0	1	0
工業	117	0	0	0	26	31	8	3	9	11	0	0	4	6	8	0	2	1	7	0	1
商業	47	0	0	1	6	3	0	2	4	16	0	0	1	2	7	0	3	0	2	0	0
その他	18	0	0	0	2	3	0	2	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	3	0	1
総合	99	0	0	0	4	25	1	0	6	20	2	0	1	9	10	0	17	1	1	2	0

注１）産業別区分は、日本標準産業分類による。
注２）「専修学校等入学者のうち就職している者」を含む。
平成 30 年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成 29 年度）の進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

資料６　都内公立高等学校卒業者の進路状況推移（平成１１年度～平成２９年度）

（単位：人）

卒業年度	課程別	卒業者数	進学者	%	専修学校等入学者	%	就職者	%	一時的な仕事に就いた者	%	左記以外の者（在家庭者・その他）	%	不詳・死亡	%
11	合計	47,762	16,111	33.7	16,403	34.3	6,123	12.8	…	…	9,114	19.1	11	0.0
	全日制	45,006	15,848	35.2	16,034	35.6	5,532	12.3	…	…	7,591	16.9	1	0.0
	定時制	2,756	263	9.5	369	13.4	591	21.4	…	…	1,523	55.3	10	0.4
12	合計	47,265	16,448	34.8	15,785	33.4	5,995	12.7	…	…	9,014	19.1	23	0.0
	全日制	44,619	16,142	36.2	15,434	34.6	5,452	12.2	…	…	7,570	17.0	21	0.0
	定時制	2,646	306	11.6	351	13.3	543	20.5	…	…	1,444	54.6	2	0.1
13	合計	47,250	16,922	35.8	15,651	33.1	5,666	12.0	…	…	9,008	19.1	3	0.0
	全日制	44,718	16,613	37.2	15,321	34.3	5,158	11.5	…	…	7,623	17.0	3	0.0
	定時制	2,532	309	12.2	330	13.0	508	20.1	…	…	1,385	54.7	–	–
14	合計	46,243	16,850	36.4	15,601	33.7	5,243	11.3	…	…	8,541	18.5	8	0.0
	全日制	43,386	16,502	38.0	15,175	35.0	4,773	11.0	…	…	6,936	16.0	–	–
	定時制	2,857	348	12.2	426	14.9	470	16.5	…	…	1,605	56.2	8	0.3
15	合計	44,432	16,608	37.4	14,828	33.4	5,202	11.7	1,877	4.2	5,915	13.3	2	0.0
	全日制	41,779	16,310	39.0	14,406	34.5	4,723	11.3	1,159	2.8	5,179	12.4	2	0.0
	定時制	2,653	298	11.2	422	15.9	479	18.1	718	27.1	736	27.7	–	–
16	合計	43,500	17,409	40.0	13,772	31.7	5,301	12.2	1,829	4.2	5,183	11.9	6	0.0
	全日制	40,896	17,052	41.7	13,370	32.7	4,810	11.8	1,131	2.8	4,529	11.1	4	0.0
	定時制	2,604	357	13.7	402	15.4	491	18.9	698	26.8	654	25.1	2	0.1
17	合計	42,491	18,272	43.0	13,038	30.7	5,399	12.7	1,614	3.8	4,168	9.8	–	–
	全日制	39,861	17,964	45.1	12,599	31.6	4,851	12.2	949	2.4	3,498	8.8	–	–
	定時制	2,630	308	11.7	439	16.7	548	20.8	665	25.3	670	25.5	–	–
18	合計	41,900	19,164	45.7	11,982	28.6	5,713	13.6	1,338	3.2	3,694	8.8	9	0.0
	全日制	39,369	18,830	47.8	11,539	29.3	5,093	12.9	781	2.0	3,124	7.9	2	0.0
	定時制	2,531	334	13.2	443	17.5	620	24.5	557	22.0	570	22.5	7	0.3
19	合計	39,979	19,694	49.3	10,431	26.1	5,338	13.4	978	2.4	3,537	8.8	1	0.0
	全日制	37,344	19,281	51.6	9,932	26.6	4,707	12.6	545	1.5	2,879	7.7	–	–
	定時制	2,635	413	15.7	499	18.9	631	23.9	433	16.4	658	25.0	1	0.0
20	合計	39,208	19,855	50.6	10,158	25.9	4,953	12.6	1,036	2.6	3,206	8.2	–	–
	全日制	36,501	19,361	53.0	9,633	26.4	4,310	11.8	609	1.7	2,588	7.1	–	–
	定時制	2,707	494	18.2	525	19.4	643	23.8	427	15.8	618	22.8	–	–
21	合計	40,134	20,228	50.4	10,826	27.0	4,352	10.8	1,095	2.7	3,631	9.0	2	0.0
	全日制	37,218	19,652	52.8	10,143	27.3	3,739	10.0	706	1.9	2,978	8.0	–	–
	定時制	2,916	576	19.8	683	23.4	613	21.0	389	13.3	653	22.4	2	0.1
22	合計	39,762	20,200	50.8	10,545	26.5	4,259	10.7	1,188	3.0	3,567	9.0	3	0.0
	全日制	36,959	19,647	53.2	9,877	26.7	3,699	10.0	822	2.2	2,911	7.9	3	0.0
	定時制	2,803	553	19.7	668	23.8	560	20.0	366	13.1	656	23.4	–	–
23	合計	40,658	20,790	51.1	11,249	27.7	4,464	11.0	1,152	2.8	2,999	7.4	4	0.0
	全日制	37,799	20,274	53.6	10,514	27.8	3,901	10.3	802	2.1	2,307	6.1	1	0.0
	定時制	2,859	516	18.0	735	25.7	563	19.7	350	12.2	692	24.2	3	0.1
24	合計	42,908	21,946	51.1	12,114	28.2	4,827	11.2	928	2.2	3,092	7.2	1	0.0
	全日制	39,845	21,414	53.7	11,349	28.5	4,211	10.6	598	1.5	2,272	5.7	1	0.0
	定時制	3,063	532	17.4	765	25.0	616	20.1	330	10.8	820	26.8	–	–
25	合計	41,265	21,458	52.0	11,143	27.0	4,942	12.0	833	2.0	2,889	7.0	–	–
	全日制	38,179	20,946	54.9	10,335	27.1	4,175	10.9	454	1.2	2,269	5.9	–	–
	定時制	3,086	512	16.6	808	26.2	767	24.9	379	12.3	620	20.1	–	–
26	合計	42,307	22,423	53.0	10,907	25.8	5,471	12.9	737	1.7	2,765	6.5	4	0.0
	全日制	39,313	21,928	55.8	10,169	25.9	4,574	11.6	405	1.0	2,237	5.7	–	–
	定時制	2,994	495	16.5	738	24.6	897	30.0	332	11.1	528	17.6	4	0.1
27	合計	42,567	22,661	53.2	10,864	25.5	5,601	13.2	623	1.5	2,802	6.6	16	0.0
	全日制	39,618	22,125	55.8	10,142	25.6	4,686	11.8	326	0.8	2,324	5.9	15	0.0
	定時制	2,949	536	18.2	722	24.5	915	31.0	297	10.1	478	16.2	1	0.0
28	合計	43,421	22,842	52.6	10,873	25.0	5,619	12.9	558	1.3	3,522	8.1	7	0.0
	全日制	40,570	22,323	55.0	10,160	25.0	4,687	11.6	363	0.9	3,033	7.5	4	0.0
	定時制	2,851	519	18.2	713	25.0	932	32.7	195	6.8	489	17.2	3	0.1
29	合計	43,025	21,982	51.1	11,307	26.3	5,418	12.6	460	1.1	3,858	9.0	–	0.0
	全日制	40,173	21,435	53.4	10,566	26.3	4,569	11.4	245	0.6	3,358	8.4	–	0.0
	定時制	2,852	547	19.2	741	26.0	849	29.8	215	7.5	500	17.5	–	0.0

注１）通信制は含んでいない。
注２）平成 15 年度卒業者（平成 16 年度調査）から、「一時的な仕事に就いた者」を追加している。
　　平成 30 年度「公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者（平成 29 年度）の進路状況調査編】」（都教育委員会）から作成

資料７　都立高校定時制課程の学校数・生徒数等の比較

		昭和40年度	平成2年度	平成27年度		平成30年度	
		夜間定時制	夜間定時制	夜間定時制	昼夜間定時制	夜間定時制	昼夜間定時制
学校数		110校11分校	106校3分校	44校	11校	44校	11校
				計　55校		計　55校	
全学年	定員	64,600人	30,540人	9,630人	8,760人	8,130人	8,850人
				計　18,390人		計　16,980人	
	在籍生徒数	54,571人	22,518人	5,978人	6,942人	4,484人	7,022人
				計　12,920人		計　11,506人	
	学級定員	50人	30人	30人	30人	30人	30人
	学級数	1,292学級	1,018学級	321学級	292学級	271学級	295学級
				計　613学級		計　566学級	
	1学級当たりの平均在籍生徒数	42.2人	22.1人	18.6人	23.8人	16.5人	23.8人
第一学年	募集人員	17,025人	7,500人	2,550人	2,125人	2,010人	2,215人
				計　4,675人		計　4,225人	
	在籍生徒数	16,340人	6,490人	1,750人	2,165人	1,030人	2,125人
				計　3,915人		計　3,155人	
	学級数	341学級	250学級	85学級	73学級	67学級	76学級
				計　158学級		計　143学級	
	1学級当たりの平均在籍生徒数	47.9人	26.0人	20.6人	29.7人	15.4人	28.0人
	単学級数	22校	22校	17校	–	27校	–
	定時制進学者のうち就職している者	88.3%	24.9%	1.0%		0.8%	

注）平成 27 年度及び平成 30 年度の昼夜間定時制欄についてはチャレンジスクール５校を含む。

資料８　これまで設置してきた多様なタイプの学校の一覧（平成 30 年度現在）

校　　種	校数	特　　色	設　置　校
中高一貫教育校	10校	６年間の一貫した教育により様々な分野でリーダーとなり得る人材の育成を図る。①中等教育学校、②併設型がある。	①小石川、桜修館、南多摩、立川国際、三鷹
			②白鷗、両国、富士、大泉、武蔵
総合学科高校（総合学科）	10校	普通教育と専門教育を総合的に行う学校で、自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を開設して、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行っている。	晴海総合、つばさ総合、世田谷総合、杉並総合、王子総合、葛飾総合、青梅総合、町田総合、東久留米総合、若葉総合
単位制高校	12校	多様な科目の中から、自分の興味・関心や進路希望に応じて、履修する科目を選択し、学ぶことができる学校。①個性や特性、進路希望に対応した特色型②進学重視型③専門高校型がある。	①忍岡、美原、芦花、飛鳥、板橋有徳、大泉桜、翔陽、上水
			②新宿、墨田川、国分寺
			③六郷工科
科学技術高校（科学技術科）	2校	技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け、技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っている。	科学技術、多摩科学技術
産業高校（産業科）	2校	生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っている。	橘、八王子桑志
進学型専門高校（ビジネスコミュニケーション科）	2校	ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っている。	大田桜台、千早
総合芸術高校（芸術科）	1校	芸術の各分野において高度な専門性をもち、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っている。	総合芸術（音楽科、美術科、舞台表現科）
チャレンジスクール（定時制・総合学科）	5校	小・中学校時代に不登校経験がある生徒や高校で中途退学を経験した生徒等を主に受け入れる総合学科・三部制 (午前部・午後部・夜間部) の高校で、３年での卒業も可能である。	六本木、大江戸、世田谷泉、稔ヶ丘、桐ヶ丘
昼夜間定時制高校（単位制）	6校	単位制で昼夜開講多部制の高校で、様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、３年での卒業も可能である。	一橋、新宿山吹、浅草、荻窪、八王子拓真、砂川

進学指導重点校	7校	難関国立大学や国公立大学医学部医学科への進学希望を実現するため、組織的・計画的に進学対策を推進し、都立高校全体を牽引（けんいん）する役割を担っている。	日比谷、戸山、青山、西、八王子東、立川、国立
進学指導特別推進校	7校	国公立大学や難関私立大学等への進学希望を実現させるため、進学指導体制を充実し、安定的な進学実績の確保に取り組んでいる。	新宿、小山台、駒場、国際、小松川、町田、国分寺
進学指導推進校	13校	生徒の進学希望を実現するため、優れた教育活動を実践するとともに、生徒の着実な学力の伸長を図り、進学実績の向上に取り組んでいる。	三田、竹早、墨田川、城東、豊多摩、北園、江北、江戸川、武蔵野北、調布北、小金井北、多摩科学技術、日野台
エンカレッジスクール	6校	これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定している。	蒲田、中野工業、練馬工業、足立東、東村山、秋留台

資料９　都立高校の種類

（平成 30 年度現在）

高等学校

全日制課程

学年制

普通科

〔進学指導重点校〕：日比谷、戸山、青山、西、八王子東、立川、国立　**（７校）**
〔進学指導特別推進校〕：小山台、駒場、小松川、町田　**（４校）**
〔進学指導推進校〕：三田、竹早、城東、豊多摩、北園、江北、江戸川、武蔵野北、調布北、小金井北、日野台　**（11 校）**
〔エンカレッジスクール〕：蒲田、足立東、東村山、秋留台　**（４校）**

上記以外の普通科の高等学校
＜２３区内にある学校＞
向丘、上野、白鷗、日本橋、本所、両国、東、深川、大崎、八潮、目黒、大森、田園調布、雪谷、桜町、千歳丘、深沢、松原、広尾、鷺宮、富士、武蔵丘、杉並、豊島、文京、竹台、板橋、大山、高島、井草、大泉、石神井、田柄、練馬、光丘、青井、足立、足立新田、足立西、淵江、葛飾野、南葛飾、葛西南、小岩、篠崎、紅葉川　**（46 校）**
＜多摩地区にある学校＞
片倉、八王子北、富士森、松が谷、武蔵、多摩、府中、府中西、府中東、昭和、拝島、神代、調布南、小川、成瀬、野津田、山崎、小平、小平西、小平南、日野、南平、東村山西、福生、狛江、東大和、東大和南、清瀬、久留米西、武蔵村山、永山、羽村、田無、保谷　**（34 校）**
＜島しょにある学校＞
大島、新島、神津、三宅、八丈、小笠原　**（６校）**　**（計 112 校）**

コース制

深川（外国語）、田柄（外国文化）、片倉（造形美術）
松が谷（外国語）、小平（外国語）
五日市（ことばと情報）　**（６校）**

農　業

園芸、農芸、農産、農業、瑞穂農芸　**（５校）**

工　業

〔エンカレッジスクール〕：中野工業、練馬工業　**（２校）**
〔デュアルシステム導入校〕：北豊島工業、葛西工業、多摩工業、田無工業　**（４校）**
※葛西工業と多摩工業については、デュアルシステム科を設置
上記以外の工業科の高等学校
工芸、蔵前工業、墨田工業、総合工科、杉並工業、荒川工業
足立工業、府中工業、町田工業　**（９校）**
（計 15 校）

科学技術

〔進学指導推進校〕：多摩科学技術　**（１校）**
科学技術　**（１校）**　**（計２校）**

商　業

芝商業、江東商業、第三商業、第一商業、赤羽商業、第四商業、荒川商業
葛飾商業、第五商業、五日市　**（10 校）**

ﾋﾞｼﾞﾈｽｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ

大田桜台、千早　**（２校）**

家　庭

農業、瑞穂農芸　**（２校）**

福　祉

野津田　**（１校）**

体　育

駒場、野津田　**（２校）**

国　際

〔進学指導特別推進校〕：国際　**（１校）**
大島海洋国際　**（１校）**　**（計２校）**

併合科

大島（農林・家政）、三宅（農業・家政）、八丈（園芸・家政）　**（３校）**

産　業

橘、八王子桑志　**（２校）**

- 高等学校
  - 全日制課程
    - 単位制
      - 普通科：〔進学指導特別推進校〕：新宿、国分寺　（2校）
〔進学指導推進校〕：墨田川　（1校）
上記以外の単位制 普通科の高校
忍岡、美原、芦花、飛鳥、板橋有徳、大泉桜、翔陽、上水（8校）（計 11 校）
      - 工業：六郷工科　（1校）
      - デュアルシステム：六郷工科　（1校）
      - 家庭：忍岡　（1校）
      - 芸術：総合芸術　（1校）
      - 総合学科：晴海総合、つばさ総合、世田谷総合、杉並総合、王子総合、葛飾総合、青梅総合、町田総合、東久留米総合、若葉総合（10校）
  - 定時制課程
    - 学年制（夜間）
      - 普通科：大崎、小山台、大森、雪谷、桜町、松原、豊島、大山、足立、江北、南葛飾、葛飾商業、江戸川、葛西南、立川、農業、神代、町田、福生、大島、八丈　（21校）
      - 農業：園芸、農芸、農産、農業　（4校）
      - 工業：工芸、蔵前工業、墨田工業、総合工科、中野工業、荒川工業、北豊島工業、本所工業、小金井工業　（9校）
      - 商業：第三商業、足立、荒川商業、葛飾商業、第五商業　（5校）
      - 併合科：五日市（普通・商業）、瑞穂農芸（普通・農業）（2校）
      - 産業：橘　（1校）
    - 単位制
      - 昼夜間
        - 普通科：一橋、新宿山吹、浅草、荻窪、八王子拓真、砂川　（6校）
        - 情報：新宿山吹　（1校）
        - 総合学科（チャレンジスクール）：六本木、大江戸、世田谷泉、稔ヶ丘、桐ヶ丘　（5校）
      - 夜間
        - 普通科：六郷工科、飛鳥、板橋有徳　（3校）
        - 工業：六郷工科　（1校）
        - 総合学科：青梅総合、東久留米総合　（2校）
  - 通信制課程
    - 普通科：一橋、新宿山吹、砂川　（3校）

■課程について
1　全日制課程…朝から午後までの日中に授業があります。
2　定時制課程…夜間、その他定められた時間帯に授業があります。
3　通信制課程…自宅等で学習し、レポートなどの添削指導を受けながら、定められた日（月２日程度）に登校し、面接指導を受けます。

■学年制と単位制
1　学年制
学習する教科・科目が学年ごとに定められており、その学習成果が認められると単位が与えられ、次の学年に進級する制度です。全日制は３年、定時制は４年（一部は３年）を終了すると、卒業が認められます。
2　単位制
学年の区別がなく、３年間（または４年間）の中で必修（必履修）科目のほかに自分に適した教科・科目を選択し、その学習成果が認められて、入学から卒業までに決められた単位数を修得すれば卒業できる制度です。

都立高校等の配置（平成30年度）

【凡例（記号一覧）】

- ● 普通科
- ◉ 普通科（単位制）
- ■ 農業科
- ▲ 工業科
- ▶ 工業科（科学技術科）
- ◆ 商業科
- ❖ 商業科（ビジネスコミュニケーション科）
- ☗ 産業科
- ◐ 国際科
- ★ 芸術科
- ◎ 総合学科
- ▢ 夜間定時制
- ▣ 昼夜間定時制
- ◉ 昼夜間定時制（チャレンジスクール）
- ○ 通信制

〔進学指導重点校〕：日比谷、戸山、西、八王子東、青山、立川、国立　（７校）
〔進学指導特別推進校〕：小山台、駒場、新宿、町田、国分寺、国際、小松川　（７校）
〔進学指導推進校〕：三田、豊多摩、竹早、北園、墨田川、城東、武蔵野北、
小金井北、江北、江戸川、調布北、日野台、多摩科学技術　（13 校）
〔エンカレッジスクール〕：足立東、秋留台、練馬工業、蒲田、東村山、中野工業　（６校）

※ を付している学校には、凡例による学科の他に以下の学科等を併置している

田柄高校には、「外国文化コース (普通科)」を含む
深川、松が谷、小平高校には、「外国語コース (普通科)」を含む
片倉高校には、「造形美術コース (普通科)」を含む
五日市高校は、「ことばと情報コース (普通科)」及び「商業科」を含む
駒場高校には、「体育科」を含む
野津田高校には、「体育科」及び「福祉科」を含む
忍岡、瑞穂農芸、農業高校には、「家庭科」を含む
大島、三宅、八丈高校には、「併合科」を含む

凡　例

- 都県界
- 特別区・市・町・村界
- ＪＲ線
- その他鉄道

「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定について

～　生徒一人一人の可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育むために　～

参 考 資 料

都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の策定の背景

都立高校改革推進計画とは・・

- 都民の期待に応えるため、都立高校が抱える**課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画**
- 10年間の長期計画である「都立高校改革推進計画」のもとに、その実現に向けた具体的な**実施計画を策定し、社会状況の変化等を踏まえた都立高校改革を推進**
- 現在は、平成28年2月に一部改訂を行った都立高校改革推進計画と、そのもとに策定した新実施計画に基づいて、都立高校改革を推進

【参考】都立高校改革推進計画（平成24年2月策定）

平成24～27年度	第一次実施計画
平成28～30年度	新実施計画
平成31～33年度	*新実施計画（第二次）*

都立高校を取り巻く環境の変化

- AIなど情報技術の革新による社会の在り方の変革
- 高等学校学習指導要領の改訂と高大接続改革の進展
- 平成30年度都立高校入学者選抜の実施状況
- 成年年齢の引下げ（平成３４年４月）　　等

社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造する能力を育成していくことが必要

このため、新実施計画に基づく取組を着実に推進するとともに、**都民の期待・信頼に応え、魅力ある都立高校であり続けることを目的として「新実施計画（第二次）」を策定**

新実施計画（第二次）による改革のポイント

施策展開に当たっての基本的考え方

全ての生徒に個に応じた適切な学びを提供し、本人の希望・適性に応じた進学・就職につなげ、生徒・保護者の期待・信頼に応える学校づくりを徹底

都立ならではのきめ細かい指導により、全ての生徒に基礎学力を確実に習得させるとともに、各学校が、**自らの強み・特色を踏まえた目指すべき姿を明確**にし、その実現に向けて、**魅力化・活性化を推進**

地の利を生かした専門的･実践的な学びの充実

多様な大学や民間企業が集積する「東京」の地の利を生かし、**高大連携や産学連携を積極的に進め**、学びの高度化を図るとともに、**進学やその後の社会・職業との接続**を実現

国際都市の特性を発揮した学びの場の創出

様々な都市・地域から人が行き交う国際都市としての特性を発揮し、**全ての学校で国際交流を推進**するとともに、多様性に富み、豊かな国際感覚を育む**グローバルな教育環境を整備**

情報技術の革新に対応した新しい学びの実現

情報技術の革新的な発展を踏まえ、**これらを理解し、使いこなす力を育成**するとともに、情報技術を学びに活用することで、**個々の生徒に応じて最適化された学び**を実現

都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）の目的と目標・主な取組の方向

都立高校改革推進計画の目的と目標

計画の目的

教育基本法の理念を踏まえ、都立高校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成する。

目的を具現化する目標

目標Ⅰ	次代を担う社会的に自立した人間の育成（教育内容）
目標Ⅱ	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進（学校設置・課程改善等）
目標Ⅲ	質の高い教育を支えるための環境整備（教育諸条件）

目標Ⅰ　次代を担う社会的に自立した人間の育成（教育内容）

社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成

○ **個の状況に応じた学力向上の支援**
義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒に対して、個に応じた学習支援を充実
➢「校内寺子屋」「ゆめナビプロジェクト」の実施

○ **学びの基盤づくりのための取組の推進**
読解力をはじめとする学びの基盤となる力を全ての生徒が身に付けることができるよう学習プログラムを開発するとともに、実践研究を推進

○ **進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実**
放課後等に外部人材による受験指導を行い、大学への進学実績の向上を目指すとともに、大学受験に対応した教員の教科指導力を向上（「進学アシスト校」の指定）

○ **都立学校スマートスクール構想の実現に向けた取組の推進とICT環境の充実**
AI等を活用し、個々の生徒に応じて最適化された学びを実現させるため実証実験を推進するとともに、無線ＬＡＮの拡充を検討

○ **「理数科」の設置**
理数系の素養と情報活用能力等を併せもつ人材の育成のため、都立初の「理数科」の設置を検討

○ **高大連携の推進**
様々な大学との連携を進め、専門的な学びの機会を提供するとともに、その成果を大学での学びにつなげ、高大一貫した人材育成を推進

各大学が特色・強みをもつ分野
- ◆ 首都大学東京（総合大学）
- ◆ 東京学芸大学（教員養成）
- ◆ 電気通信大学（情報・理工学）
- ◆ 東京農工大学（農学・生命科学）
- ◆ 東京外国語大学（言語・文化、社会）

○ **教科「人間と社会」の推進**
人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」により、道徳性を養い行動する力を育成

○ **スポーツ特別強化校の指定による競技力向上**
複数の運動部が全国大会や関東大会に出場することを支援

グローバル人材の育成

東京や日本の未来を担い、リードしていく人材を育成するため、「使える英語力の育成」「豊かな国際感覚の醸成」「日本人としての自覚と誇りの涵養」を取組の柱とするとともに、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進

➢ **英語教育推進校の指定**　【使える英語力の育成】
オンライン英会話の導入等により英語の４技能を更に強化

➢ **海外との学校間交流の促進**　【豊かな国際感覚の醸成】
国際交流コンシェルジュの活用等により、都立高校と海外との学校とのマッチングを支援し、全ての都立高校において国際交流を実現できる環境を整備

➢ **都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の活用**　【日本人としての自覚と誇りの涵養】
日本・東京の文化・歴史等の理解促進と英語による発信力を強化するため、英語教材「Welcome to Tokyo」の活用を推進

➢ **持続可能な社会づくりに向けた教育の推進**
持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられている課題等を題材として、推進校において授業改善の取組や外部人材の活用等を図るとともに、全ての都立高校に取組の成果を普及

オリンピック・パラリンピック教育の推進

「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の五つの資質を生徒に育成するため、引き続きオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、
レガシー構築に向け、SDGsと関連付けた取組や都の実施する「文化プログラム」の活用など学校の特色化に結び付く教育活動を展開

社会的・職業的自立意識の醸成

○ **主権者意識等の醸成**
成年年齢引下げを見据え、社会の形成者として必要な資質・能力を育成

目標Ⅱ　生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進（学校設置・課程改善等）

国際色豊かな学校の拡充

○ **小中高一貫教育校の設置**
小学校第１学年からの英語教育等により高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成

○ **国際バカロレア教育の充実**
国際高校の国際バカロレア教育を充実させ、海外大学等への進学を支援

専門高校の改善

GAPや企業連携による実践的な農業教育の推進
GAPの取組や企業との連携を通じて、将来の東京の農業や関連産業を支える人材(農業マイスター)を育成　【農業】

工業高校におけるIT人材の育成
ＩＴ関連企業や専門学校等との連携により、新たな教育プログラムを開発し、即戦力として活躍できるＩＴ人材を育成　【工業】

ビジネスを実地で学ぶ商業教育への改革
実践的なビジネス手法やクラウドファンディング等を学ぶ機会を提供し、実務的職業人(ビジネスマイスター)を育成　【商業】

東京の伝統工芸等を支える人材の育成
東京の「宝物」である伝統工芸や匠の技を継承し、将来のものづくりマイスターになり得る人材を育成　【産業】

中高一貫教育校の改善

○ **中学校段階の生徒による切磋琢磨（せっさたくま）の機会の創出**

○ **併設型中高一貫教育校の改善**
高校段階からの生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大

定時制課程・通信制課程の改善

○ **チャレンジスクールの新設**
足立地区と立川地区においてチャレンジスクールを新設

○ **ICTの活用による通信制課程の改善・充実**
ＩＣＴの活用による通信制課程の学びのセーフティネット機能を強化

島しょ高校の改善

○ **ICT環境の更なる活用による教育活動の充実**
インターネット環境の整備等を充実させ、学校・家庭を通じた学習を支援するなどＩＣＴの活用により、島しょ高校に内在する地理的制約を克服

目標Ⅲ　質の高い教育を支えるための環境整備（教育諸条件）

組織的な学校経営の強化

○ **都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施**
各校におけるグランドデザインの策定やそれに基づくカリキュラム・マネジメントの確立を推進するとともに、その実現に向けた取組を支援。あわせて、各校のホームページや魅力PR動画等の制作を支援し、学校の特色を戦略的に発信

○ **学校経営能力の向上**
教育管理職やミドルリーダー層のマネジメント能力を育成するため、研修プログラム等を充実

教員の資質・能力の向上

○ **英語科教員等の海外派遣研修の実施**
英語科教員等の海外派遣研修を実施し、高い指導力と国際的視野を身に付けた教員を育成

○ **研修動画の制作・配信**
通所が困難な教員に対して、「いつでもどこでも受講できる」研修動画を制作・配信

○ **学校における働き方改革の推進**
教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教育の質を維持向上
- ➢ 非常勤職員の配置により副校長の業務負担を軽減
- ➢ 教員の授業時数軽減の対象拡大を図るとともに、それらの取組により教員OB等の活用を促進
- ➢ 全校での学校閉庁日の設定と各学校による定時退庁日等の取組の促進
- ➢ 勤務時間制度の弾力的な運用が可能となる仕組みを検討し、柔軟かつ多様な働き方を実現
- ➢ 新財団を設立し、学校の実情を踏まえたきめ細かく安定的な支援を実施

安全で環境に優しい施設整備

○ **ブロック塀等の安全対策と体育館等への空調設置**
ブロック塀等の安全対策を速やかに進めるとともに、2019年度から３年間を目途として、体育館に空調設備を導入

就学機会の適正な確保

○ **在京外国人生徒等の受入れと日本語習得に向けた支援**
外国人人口の増加に伴い、在京外国人生徒等に係る適切な募集規模を検討するとともに、学校生活上で必要な日本語を効果的に習得できるよう指導体制を構築

社会の変化に対応した入学者選抜の改善

○ **入学者選抜への英語「話すこと」の評価の導入**
都内公立中３年全員を対象とするスピーキングテストの実施（2021年度予定）に向けた検討・準備を進めるとともに、入学者選抜での活用方法等について検討

課題を抱える生徒等の自立に向けた支援の充実

○ **NPO等と連携した居場所づくり**
課題を抱える生徒に対して、拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施

○ **SNSを活用した教育相談体制の構築**
問題の深刻化を未然に防止するため、SNSを活用した新たな相談体制を構築

都立高校改革推進計画
新実施計画（第二次）

●平成 31 年３月発行

東京都教育委員会印刷物登録
平成 30 年度　第 167 号

編集・発行　東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課
東京都教育庁指導部高等学校教育指導課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

印　　刷　株式会社モモデザイン
〒167-0035
東京都杉並区今川三丁目 20 番 10 号

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へリサイクルできます。
R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用